

第 1 回 広島市・海田町 合併協議会 次第

〔 日時：平成 15 年(2003 年)8 月 1 日(金) 14:30 ~
場所：広島市議会議事堂 4 階 全員協議会室 〕

1 開会

2 出席者紹介

3 あいさつ

広島市長
海田町長
広島市議会議長
海田町議会議長

4 経緯

広島市・海田町合併協議会設置に至るまでの経緯

5 議事

【報告事項】

- 報告 1 広島市・海田町合併協議会設置協議書
- 報告 2 広島市・海田町合併協議会規約に関する協議書
- 報告 3 広島市・海田町合併協議会事務局等に関する規程
- 報告 4 広島市・海田町合併協議会財務規程
- 報告 5 広島市・海田町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

【協議事項】

- 議題 1 広島市・海田町合併協議会会議規程(案)
- 議題 2 平成 15 年度広島市・海田町合併協議会事業計画(案)
- 議題 3 平成 15 年度広島市・海田町合併協議会予算(案)
- 議題 4 合併の区域及び合併の方式(案)
- 議題 5 合併の期日(案)
- 議題 6 行政区(案)
- 議題 7 町の区域及び名称の取扱い(案)
- 議題 8 慣行の取扱い(案)
- 議題 9 財産及び公の施設の取扱い(案)
- 議題 10 議会の議員の定数及び任期の取扱い(案)
- 議題 11 合併後における旧海田町議会議員の取扱い(案)
- 議題 12 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(案)
- 議題 13 合併後における旧海田町の特別職等の職員の取扱い(案)
- 議題 14 一般職職員の身分の取扱い(案)
- 議題 15 行政機関の取扱い(案)
- 議題 16 一部事務組合等の取扱い(案)
- 議題 17 消防団の取扱い(案)
- 議題 18 税の取扱い(案)
- 議題 19 使用料、手数料、負担金等の取扱い(案)
- 議題 20 補助金等の取扱い(案)
- 議題 21 国民健康保険事業の取扱い(案)
- 議題 22 介護保険事業の取扱い(案)
- 議題 23 保健・福祉事業の取扱い(案)
- 議題 24 ごみ及びし尿処理事業の取扱い(案)
- 議題 25 水道事業の取扱い(案)
- 議題 26 下水道事業の取扱い(案)
- 議題 27 広島市・海田町合併建設計画(案)

6 閉会

広島市・海田町合併協議会会長・委員名簿

	区分	職名	氏名	区分	職名	氏名
広島市	会長	市長	あきば ただとし 秋葉 忠利	委員	議長	あきあ ただまさ 浅尾 幸正
	委員	助役	やまだ やすし 山田 康	委員	副議長	つきむら としお 月村 俊雄
	委員	収入役	まつうぶ ようじ 松浦 洋二	委員	大都市制度等対策 特別委員会委員長	かねこ かずひこ 金子 和彦
	委員	企画総務局長	みやげ よしひこ 三宅 吉彦	委員	大都市制度等対策 特別委員会副委員長	ながた まきのり 永田 雅紀
	委員	財政局長	なんぶ せいいち 南部 盛一	委員	大都市制度等対策 特別委員会副委員長	ひらき のりみち 平木 典道
海田町	委員 (副会長)	町長	かとう たかし 加藤 天	委員	議長	こうの みちあき 河野 道昭
	委員	助役	まつおか しゅうし 松岡 修士	委員	副議長	なかおが ちょういち 中岡 長一
	委員	収入役	まさき ひろし 正木 洋	委員	議員	さなか とくあき 佐中 十九昭
	委員	企画部長	なかの きよし 中野 潔	委員	議員	はらだ こうじ 原田 幸治
	委員	総務部長	うえじょう まさひろ 上條 正弘	委員	議員	ききもと ひろみ 崎本 広美
学識 経験者	委員	広島県地域振興部長	たまがわ ひるゆき 玉川 博幸			
	委員	広島県広島地域事務所長	あらい たくお 新井 卓夫			

第 1 回 広島市・海田町 合併協議会 資 料

		頁
広島市・海田町合併協議会設置に至るまでの経緯		1
 【報告事項】		
報告 1	広島市・海田町合併協議会設置協議書	2
報告 2	広島市・海田町合併協議会規約に関する協議書	7
報告 3	広島市・海田町合併協議会事務局等に関する規程	10
報告 4	広島市・海田町合併協議会財務規程	12
報告 5	広島市・海田町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程	14
 【協議事項】		
議題 1	広島市・海田町合併協議会会議規程（案）	15
議題 2	平成 15 年度広島市・海田町合併協議会事業計画（案）	18
議題 3	平成 15 年度広島市・海田町合併協議会予算（案）	20
議題 4	合併の区域及び合併の方式（案）	22
議題 5	合併の期日（案）	23
議題 6	行政区（案）	24
議題 7	町の区域及び名称の取扱い（案）	25
議題 8	慣行の取扱い（案）	27
議題 9	財産及び公の施設の取扱い（案）	29
議題 10	議会の議員の定数及び任期の取扱い（案）	36
議題 11	合併後における旧海田町議会議員の取扱い（案）	37
議題 12	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（案）	38
議題 13	合併後における旧海田町の特別職等の職員の取扱い（案）	39
議題 14	一般職職員の身分の取扱い（案）	40
議題 15	行政機関の取扱い（案）	42
議題 16	一部事務組合等の取扱い（案）	48
議題 17	消防団の取扱い（案）	51
議題 18	税の取扱い（案）	53
議題 19	使用料、手数料、負担金等の取扱い（案）	55
議題 20	補助金等の取扱い（案）	70
議題 21	国民健康保険事業の取扱い（案）	81
議題 22	介護保険事業の取扱い（案）	84
議題 23	保健・福祉事業の取扱い（案）	88
議題 24	ごみ及びし尿処理事業の取扱い（案）	103
議題 25	水道事業の取扱い（案）	106
議題 26	下水道事業の取扱い（案）	111
議題 27	広島市・海田町合併建設計画（案） 【別冊】	

[
 日時：平成 15 年(2003 年)8 月 1 日(金) 14:30～
 場所：広島市議会議事堂 4 階 全員協議会室

広島市・海田町合併協議会設置に至るまでの経緯

1 広島市から海田町への合併の申入れ

広島市は、「日常生活面で特につなぐりの強い地域は、一つの行政体として一元的な都市経営と行政サービスを提供することが地域の発展と住民福祉の向上に寄与する」との観点から、昭和45年(1970年)以来、広域合併を推進しており、広島市から海田町に対しては、次のとおり、文書で合併の申入れがなされている。

(1) 昭和45年(1970年)8月

「統一した計画のもとに関係市町村との行財政力を結集して、一体的な都市づくり並びに福祉行政を進める必要から、貴町との合併を推進したい」

(2) 昭和53年(1978年)3月

「広島地区住民の福祉の増進を図るために貴町と相携えて政令指定都市を実現させたい」

2 その後の主な経緯

年 月	内 容
平成8年(1996年) 1月	海田町長が「合併問題について調査・研究する検討会の設置協力」を広島市長へ申入れ
2月	「広島市・海田町合併問題検討会」を設置、第1回を開催 (以降、平成9年3月までに9回開催)
平成10年(1998年) 8月	「広島市・海田町合併問題等調査研究会」を設置、第1回を開催 (以降、平成13年6月までに7回開催)
平成12年(2000年) 11月	広島県が市町村合併推進要綱を策定。合併パターンの基本的組合せとして、「広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町」を示す。
平成13年(2001年) 11月	「広島市・安芸郡陸地部3町合併問題等合同勉強会」を設置 (以降、現在までに3回開催)
12月	海田町12月議会で町長が発言 「来年度(平成14年度)には広島市との任意の合併協議会を議会の賛同を得た後設置し、協議を始める時期にきていると考えている。」 「合併の時期については、合併特例法の期限内で、なおかつ、私の任期内に責任を全うすべきではないかと考えている。」
平成14年(2002年) 2月	広島市長が海田町長を訪問し、今後とも広島市と海田町との合併に向け双方協力して取り組みたい旨伝え、海田町長もこれに賛同
7月	海田町長と町議会議長が広島市との任意の合併協議会の設置を申入れ 7月31日「広島市・海田町合併研究協議会」を設置、第1回協議会を開催 (以降、12月までに5回開催)
12月	12月25日第5回協議会において、行政制度等の調整方針案や合併建設計画素案について大筋合意
平成15年(2003年) 1月	海田町が協議会の協議結果の住民説明会を実施(2月25日まで町内24箇所)
3月	広島市及び海田町において、平成15年度当初予算に法定の合併協議会設置に係る経費を計上
7月	7月4日、広島市及び海田町の議会において、法定の合併協議会の設置議案を可決 7月18日、「広島市・海田町合併協議会」を設置

広島市・海田町合併協議会設置協議書

広島市及び安芸郡海田町（以下「海田町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、広島市・海田町合併協議会を設置する。

この協議を証するため、本書2通を作成し、広島市及び海田町記名押印の上、各その1通を保有する。

平成15年7月18日

広島市

広島市長 秋 葉 忠 利

海田町

海田町長 加 藤 天

別紙

広島市・海田町合併協議会規約

(協議会の設置)

第 1 条 広島市及び安芸郡海田町（以下「海田町」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第 2 条 協議会は、広島市・海田町合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 広島市と海田町との合併に関する協議
- (2) 法第 5 条に規定する市町村建設計画の作成
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、広島市と海田町との合併に関し必要な事項

(事務所)

第 4 条 協議会の事務所は、第 6 条第 1 項の規定により会長に選任された者が属する市又は町の実務所に置く。

(組織)

第 5 条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員の定数は、広島市及び海田町の長が協議して定める。

(会長)

第6条 会長は、広島市及び海田町の長が協議し、次条第1項各号に規定する委員となるべき者のうちからこれを選任する。

2 会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者(前条第1項の規定により、会長に選任された者を除く。)をもって充てる。

(1) 広島市及び海田町の長、助役及び収入役

(2) 広島市及び海田町の議会の議長及び副議長

(3) 広島市及び海田町の議会の議長が当該議会の議員のうちから指定した者

(4) 広島市及び海田町の長が協議して定めた広島市及び海田町の職員

2 前項に定めるもののほか、広島市及び海田町の長が協議して定めた学識経験を有する者を委員とすることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長(会長があらかじめ指定した委員をいう。)が、会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項と共に、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

3 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議長は、会長がこれに当たる。

5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(職員)

第11条 協議会の事務に従事する職員は、広島市及び海田町の職員のうちから広島市及び海田町の長が協議して定める。

(経費)

第12条 協議会に要する経費は、広島市及び海田町の長が協議の上、広島市及び海田町が負担する。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

(監査)

第14条 協議会の出納の監査は、広島市及び海田町の監査委員各1人に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱された監査委員(以下「監査委員」という。)は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第15条 協議会は、会長、委員及び監査委員に対し、報酬を支給することができる。

2 前項に規定する者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

3 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等については、会長が定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 16 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任規定)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、広島市及び海田町の長が協議して定める日から施行する。

広島市・海田町合併協議会規約に関する協議書

広島市及び安芸郡海田町（以下「海田町」という。）の長は、広島市・海田町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する広島市及び海田町の長が協議して定める事項について、次のとおり協議する。

（委員の定数）

第 1 条 規約第 5 条第 2 項の委員の定数は、次の表の左欄に掲げる委員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数とする。

委員の区分	委員の定数
規約第 7 条第 1 項第 1 号に規定する者をもって充てられる委員	8 人以内
規約第 7 条第 1 項第 2 号に規定する者をもって充てられる委員	4 人
規約第 7 条第 1 項第 3 号に規定する者をもって充てられる委員	8 人以内
規約第 7 条第 1 項第 4 号に規定する者をもって充てられる委員	4 人以内
規約第 7 条第 2 項の規定による委員	2 人以内

2 広島市及び海田町は、規約第 7 条第 1 項第 3 号に規定する者をもって充てられる委員及び同項第 4 号に規定する者をもって充てられる委員のそれぞれについて、広島市に属する者から充てられる委員と海田町に属する者から充てられる委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

（会長）

第 2 条 規約第 6 条第 1 項の規定に基づき、広島市長を会長に選任する。

（委員）

第 3 条 規約第 7 条第 1 項第 4 号の職員は、次の表のとおりとする。

広島市の職員	海田町の職員
企画総務局長 財政局長	企画部長 総務部長

2 規約第7条第2項の規定に基づき、次に掲げる者を委員とする。

(1) 広島県地域振興部長

(2) 広島県広島地域事務所長

(職員)

第4条 規約第11条の職員は、次の表のとおりとする。

広島市の職員	海田町の職員
企画総務局広域行政推進担当部長 及び企画総務局広域行政推進課の 職員	企画部広域行政推進課の職員

(経費)

第5条 規約第12条の経費は、広島市と海田町が均等に負担する。

2 協議会の会計年度（普通地方公共団体の会計年度をいう。次項において同じ。）ごとの歳入歳出予算の決算上剰余金が生じたときは、これを均等に分割して広島市及び海田町にそれぞれ返還するものとする。ただし、剰余金を返還する際、普通地方公共団体の廃置分合により、広島市及び海田町的一方又は双方が消滅しているときは、この限りでない。

3 前項本文の規定は、協議会が会計年度の中途において解散した場合その他の場合において、協議会の収支が打ち切られた場合について準用する。

(規約の施行期日)

第6条 規約の施行期日は、平成15年7月18日とする。

(補則)

第7条 この協議書について疑義が生じたとき、又はこの協議書に定めのない事項については、広島市及び海田町の長が協議の上、決定するものとする。

この協議を証するため、本書2通を作成し、広島市及び海田町の長が
記名押印の上、各その1通を保有する。

平成15年7月18日

広島市長 秋 葉 忠 利

海田町長 加 藤 天

広島市・海田町合併協議会の事務局等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市・海田町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し必要な事項を定めるとともに、協議会の事務の処理について定めるものとする。

(事務局の所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 協議会の会議の開催及び運営に関すること。
- (2) 協議会の会議に提出する資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事務

(職員)

第3条 事務局に、事務局長、事務局次長2人その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、広島市企画総務局広域行政推進担当部長をもって充てる。

3 事務局次長は、広島市企画総務局広域行政推進課合併推進担当課長及び海田町企画部広域行政推進課長をもって充てる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務(以下「局務」という。)を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、あらかじめ事務局長が定めた順位で、その職務を代理する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、局務に従事する。

(職員の勤務条件等)

第5条 職員の勤務時間その他の勤務条件及び服務については、当該職員が属する市又は町の例による。ただし、臨時的に任用された職員の勤務時間その他の勤務条件及び服務については、会長が定める。

(職員の給与及び旅費)

第6条 職員の給与については、当該職員が属する市又は町が支給する。ただし、臨時的に任用された職員の給与については、会長が定める。

2 職員の旅費については、広島市職員等の旅費に関する条例(昭和27年広島市条例第17号)の例により、協議会が負担する。ただし、職員が広島市及び海田町の区域内を旅行したときは、この限りでない。

(職務権限)

第7条 会長の決裁を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針案の作成
- (2) 協議会の会議に提出する資料の決定
- (3) 協議会の予算及び決算の調製
- (4) 協議会の規程の制定及び改廃
- (5) その他協議会の事務に関し特に重要と認められる事項

2 前項に定めるもののほか、協議会における職務権限については、広島市職務権限規程（昭和42年広島市訓令第13号）の規定を準用する。

（情報公開）

第8条 協議会文書の開示及び協議会に関する情報の公開については、別に定めるもののほか、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）の規定（第5条第1項、第6条第1項、第12条、第16条から第22条まで及び第25条から第29条まで（第27条を除く。）の規定を除く。）を準用する。

（文書記号等）

第9条 協議会から外部へ発する文書には、文書記号及び文書番号を付さなければならない。

2 前項の文書記号は、「広海協」とする。

3 第1項の文書番号は、当該文書を施行する順序に従い、会計年度（普通地方公共団体の会計年度をいう。）ごとの一連番号により付すものとする。

（公印）

第10条 協議会の公印の名称、書体、形状及び寸法並びにそのひな形は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、使用等については、広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）の規定を準用する。

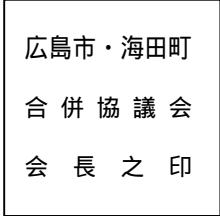
（委任規定）

第11条 この規程に定めるもののほか、事務局及び協議会の処務に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年7月18日から施行する。

別表（第10条関係）

名 称	書 体	形 状	寸 法	ひ な 形
広島市・海田町合併協議会会長之印	てん書	正方形	方 30ミリメートル	

広島市・海田町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市・海田町合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条の規定に基づき、広島市・海田町合併協議会(以下「協議会」という。)の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第2条 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度による。

(予算の調製等)

第3条 協議会の予算は、規約第12条の規定に基づく広島市及び海田町の負担金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、予算を調製し、協議会の会議(以下「会議」という。)に諮り、その承認を得なければならない。

3 会長は、前項に規定する承認を得たときは、速やかに、当該承認に係る予算の内容を示す書面の写しを広島市及び海田町の長に送付しなければならない。

(補正予算の調製等)

第4条 会長は、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第5条 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない。

(予算の流用及び充当)

第6条 会長は、予備費を充当したとき、又は歳出予算の項の経費の金額を流用したときは、その旨を次の会議に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第7条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会の現金は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第8条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会出納員を命じ、協議会の現金の出納に関する事務その他の会計事務をつかさどらせるものとする。

2 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(収入及び支出)

第9条 協議会の収入及び支出の手続は、広島市の収入及び支出の手続に準じて行うものとする。

(決算の調製等)

第10条 会長は、協議会の決算を調製し、決算の内容を示す書面の写しを広島市及び海田町の長に送付しなければならない。ただし、規約第16条に規定する場合にあっては、この限りでない。

(委任規定)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年7月18日から施行する。

広島市・海田町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市・海田町合併協議会規約第15条第3項の規定に基づき、広島市・海田町合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、委員及び監査委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会は、委員等の勤務に対し、報酬を支給する。ただし、委員等が地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項に規定する給料を受けているときは、これを支給しない。

2 報酬の額は、1日につき11,000円とする。

3 報酬は、会長が定める日に支給する。

(費用弁償)

第3条 委員等が、協議会の用務により広島市及び海田町の区域外に旅行したときは、必要な費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償は、広島市の審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員に対する報酬及び費用弁償条例(昭和28年広島市条例第36号)の例により行うものとする。

(委任規定)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年7月18日から施行する。

広島市・海田町合併協議会会議規程(案)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市・海田町合併協議会規約（以下「規約」という。）第9条第5項の規定に基づき、広島市・海田町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び委員の責務)

第2条 会議の議長（以下「議長」という。）は、公正かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、会議が適正かつ円滑に行われるよう協力しなければならない。

第2章 会議の公開等

(会議の公開)

第3条 会議は、公開する。ただし、会議の内容が、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）を含む場合は、これを非公開とすることができる。

2 会議の一部に非公開情報が含まれている場合において、非公開情報が含まれている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき公開するものとする。

3 第1項ただし書の規定により、会議を非公開にしようとする場合は、あらかじめ議長が会議に諮り、出席委員（規約第8条に規定する副会長である委員を除く。第7条において同じ。）の3分の2以上の賛成をもってこれを決するものとする。

(会議開催の公表)

第4条 会長は、会議を開催しようとするときは、遅くとも会議を開催する日の1週間前までに、報道機関への情報提供、インターネットの利用その他の適切な方法により、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項を公表するものとする。ただし、会議の開催を決定した日から会議を開催する日までの期間が短く、当該方法による公表を行ういとまがないと認められる場合にあっては、この限りでない。

第3章 議事

(会議の開閉)

第5条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

(発言)

第6条 発言しようとする者は、議長の許可を得て発言しなければならない。

(表決)

第7条 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

第4章 会議の傍聴

(傍聴)

第8条 会議は傍聴することができる。ただし、第3条第1項ただし書の規定により、会議を非公開とするときは、この限りでない。

(傍聴人の定員)

第9条 傍聴人(報道関係者を除く。次条において同じ。)の定員は、10人とする。
2 協議会は、会議の会場の規模等に応じて、前項に規定する定員を適宜増加することに努めなければならない。

(傍聴の手続)

第10条 会議を傍聴しようとする者は、所定の受付簿に必要事項を記入し、所定の傍聴証の交付を受けなければならない。

2 前項に規定する手続は、会議を開会する予定時刻の30分前に開始し、先着順により行うものとする。ただし、その時点において、会議を傍聴しようとする者の数が定員を超える場合は、くじにより傍聴人を定めるものとする。

(傍聴人の入場)

第11条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴証を係員に提示しなければならない。

(傍聴証の提示)

第12条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴の禁止)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器その他危険な物を携帯している者
- (3) ビラ、プラカード、のぼり旗の類を携帯している者
- (4) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第14条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第15条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第16条 傍聴人は、次に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定により、会議を非公開とすることが決定され、議長が退場を命じた場合
- (2) 傍聴人がこの規程に違反し、議長が退場を命じた場合

2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び入場することはできない。

第5章 会議録

(会議録)

第17条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 出席委員の氏名
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 傍聴人の人数
- (7) 会議資料名
- (8) 各委員の発言内容
- (9) その他議長が必要と認める事項

2 会議録は、議長及び議長が指名した2人の委員が署名しなければならない。

(会議録等の公表)

第18条 公開により開催した会議の会議録及び資料は、公表する。

2 第4条に規定する公表の方法は、前項の規定による公表について準用する。

第6章 雑則

(委任規定)

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

平成 15 年度広島市・海田町合併協議会事業計画(案)

1 会議の開催

広島市と海田町の合併に関する協議等を行うため、合併協議会の会議を開催する。

2 合併建設計画の作成

広島市と海田町の合併に係る建設の基本方針、建設の根幹となるべき事業計画及び財政計画等を作成する。

3 行政制度等の調整方針の協議

主要な行政制度等について、合併協定項目として調整方針を協議する。

4 合併協定書調印式の実施

合併建設計画の作成及び行政制度等の調整方針の協議に基づいて、合併協定書調印式を実施する。

5 広報の実施

合併協議会の協議結果等の概要について、住民への周知を図るため、ホームページを開設するとともに、協議会だより、パンフレットを作成し、広島市及び海田町の住民に配布する。

6 協議会報告書等の作成

合併協議会における合併建設計画や行政制度等の調整方針に関する協議結果の報告書等を作成する。

議題 3

平成 1 5 年度広島市・海田町合併協議会予算（案）

平成 1 5 年度広島市・海田町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 , 0 0 0 万 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

（単位：千円）

款	項	金 額
1 負 担 金		10,000
	1 負 担 金	10,000
2 諸 収 入		9
	1 諸 収 入	9
歳 入 合 計		10,009

歳 出

（単位：千円）

款	項	金 額
1 協 議 会 費		9,152
	1 会 議 費	1,010
	2 事 務 費	8,142
2 予 備 費		857
	1 予 備 費	857
歳 出 合 計		10,009

平成15年度広島市・海田町合併協議会歳入歳出予算の内訳

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 負担金	10,000		10,000	
1 1 負担金	10,000		10,000	
1 1 1 負担金	10,000	市町負担金	10,000	広島市 5,000千円 海田町 5,000千円
2 諸収入	9		9	
1 1 諸収入	9		9	
1 1 1 預金利子	1	預金利子	1	
1 2 雑入	8	労働保険納付金	8	臨時職員分
合 計	10,009		10,009	

(歳出)

(単位：千円)

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 協議会費	9,152		9,152	
1 1 会議費	1,010		1,010	
1 1 1 会議費	1,010	報酬	407	協議会委員報酬、監査委員報酬
1 1 1 1 会議費		需用費	87	会議用飲物、消耗品
1 1 1 2 会議費		委託料	150	合併協定書調印式看板作成料
1 1 1 3 会議費		使用料及び賃借料	366	会議会場借上料
2 事務費	8,142		8,142	
1 1 事務費	8,142	共済費	25	臨時職員用
1 1 1 事務費		賃金	1,106	臨時職員用
1 1 2 事務費		旅費	214	総務省協議用
1 1 3 事務費		需用費	5,630	パンフレット・協議会報告書等印刷製本、複写機借上げ、事務用消耗品等
1 1 4 事務費		役務費	144	切手、議事録作成業務
1 1 5 事務費		委託料	1,023	協議会だより作成業務、ホームページ作成業務
2 予備費	857		857	
1 1 予備費	857		857	
1 1 1 予備費	857		857	
合 計	10,009		10,009	

議題4

広島市・海田町合併協議会協議書

協議事項	合併の区域及び合併の方式
------	--------------

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
面積(km ²)	人口(人)	面積(km ²)	人口(人)
742.02	1,126,239	13.81	30,042
面積：全国都道府県市区町村別面積調 (H14.10.1現在 国土地理院)		面積：全国都道府県市区町村別面積調 (H14.10.1現在 国土地理院)	
人口：平成12年国勢調査		人口：平成12年国勢調査	

調整方針(案)	安芸郡海田町を廃し、その区域を広島市に編入するものとする。
---------	-------------------------------

備 考	合併後の状況			
	区分	面積(km ²)	人口(人)	備 考
	広島市	755.83	1,156,281	
面積、人口は上記現況比較の数値に基づく。				

広島市・海田町合併協議会協議書

協議事項	合併の期日
調整方針(案)	合併の期日は、平成16年4月1日とする。

議題 6

広島市・海田町合併協議会協議書

協議事項	行政区
------	-----

現 況			比 較	
広 島 市			海 田 町	
区 分	面 積 (km ²)	人 口 (人)	面 積 (km ²)	人 口 (人)
中 区	15.34	124,719	13.81	30,042
東 区	39.38	123,258		
南 区	26.07	135,467	面積：全国都道府県市区町村別面積調 (H14.10.1現在 国土地理院) 人口：平成12年国勢調査	
西 区	35.67	179,519		
安佐南区	117.19	204,636		
安佐北区	353.35	156,387		
安 芸 区	94.02	75,435		
佐 伯 区	61.00	126,818		
計	742.02	1,126,239		
面積：全国都道府県市区町村別面積調 (H14.10.1現在 国土地理院) 人口：平成12年国勢調査				

調整方針(案)	安芸郡海田町の区域は、安芸区に属するものとする。
---------	--------------------------

備 考	合併後の状況			
	区 分	面 積 (km ²)	人 口 (人)	備 考
	安芸区	107.83	105,477	
面積、人口は上記現況比較の数値に基づく。				

広島市・海田町合併協議会協議書

協議事項	町の区域及び名称の取扱い
------	--------------

現 況		比 較																												
広 島 市		海 田 町																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>町の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中 区</td> <td>1 1 2</td> </tr> <tr> <td>東 区</td> <td>1 3 7</td> </tr> <tr> <td>南 区</td> <td>1 3 4</td> </tr> <tr> <td>西 区</td> <td>1 4 9</td> </tr> <tr> <td>安佐南区</td> <td>1 5 0</td> </tr> <tr> <td>安佐北区</td> <td>1 2 0</td> </tr> <tr> <td>安 芸 区</td> <td>7 4</td> </tr> <tr> <td>佐 伯 区</td> <td>1 2 8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1 , 0 0 4</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	町の数	中 区	1 1 2	東 区	1 3 7	南 区	1 3 4	西 区	1 4 9	安佐南区	1 5 0	安佐北区	1 2 0	安 芸 区	7 4	佐 伯 区	1 2 8	計	1 , 0 0 4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>名 称</th> <th>町の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町の区域</td> <td>曙町、石原、稲葉、稲荷町、畝一丁目・二丁目、大立町、蟹原一丁目・二丁目、上市、国信一丁目・二丁目、窪町、寿町、幸町、栄町、昭和中町、昭和町、新町、砂走、曾田、大正町、月見町、つくも町、寺迫一丁目・二丁目、中店、成本、西浜、西明神町、浜角、東一丁目・二丁目、東昭和町、日の出町、堀川町、三迫一丁目～三丁目、南幸町、南昭和町、南大正町、南つくも町、南堀川町、南本町、南明神町、明神町</td> <td>4 7</td> </tr> <tr> <td>町を設定していない区域</td> <td>海田市、東海田</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	名 称	町の数	町の区域	曙町、石原、稲葉、稲荷町、畝一丁目・二丁目、大立町、蟹原一丁目・二丁目、上市、国信一丁目・二丁目、窪町、寿町、幸町、栄町、昭和中町、昭和町、新町、砂走、曾田、大正町、月見町、つくも町、寺迫一丁目・二丁目、中店、成本、西浜、西明神町、浜角、東一丁目・二丁目、東昭和町、日の出町、堀川町、三迫一丁目～三丁目、南幸町、南昭和町、南大正町、南つくも町、南堀川町、南本町、南明神町、明神町	4 7	町を設定していない区域	海田市、東海田	
区 分	町の数																													
中 区	1 1 2																													
東 区	1 3 7																													
南 区	1 3 4																													
西 区	1 4 9																													
安佐南区	1 5 0																													
安佐北区	1 2 0																													
安 芸 区	7 4																													
佐 伯 区	1 2 8																													
計	1 , 0 0 4																													
区 分	名 称	町の数																												
町の区域	曙町、石原、稲葉、稲荷町、畝一丁目・二丁目、大立町、蟹原一丁目・二丁目、上市、国信一丁目・二丁目、窪町、寿町、幸町、栄町、昭和中町、昭和町、新町、砂走、曾田、大正町、月見町、つくも町、寺迫一丁目・二丁目、中店、成本、西浜、西明神町、浜角、東一丁目・二丁目、東昭和町、日の出町、堀川町、三迫一丁目～三丁目、南幸町、南昭和町、南大正町、南つくも町、南堀川町、南本町、南明神町、明神町	4 7																												
町を設定していない区域	海田市、東海田																													

調整方針(案)	<p>(1) 海田町の現行の町の区域をもって、合併後の町の区域とする。 また、海田市及び東海田の区域をもって新たに町の区域を設ける。</p> <p>(2) 海田町の現行の町の名称の全てに「海田」の冠称を付す。 また、海田市及び東海田を区域とする町の名称は、海田町(かいたちょう)とする。</p>
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備 考	
-----	--

海田町の合併後の町の名称（案）

現行の町の名称等	新たな町の名称(案)	新たな町の名称の読み方(案)
曙町	海田曙町	かいたあけぼのまち
石原	海田石原	かいたいしはら
稲葉	海田稲葉	かいたいなば
稲荷町	海田稲荷町	かいたいなりまち
畝一丁目・二丁目	海田畝一丁目・二丁目	かいたうね
大立町	海田大立町	かいたおおだてまち
蟹原一丁目・二丁目	海田蟹原一丁目・二丁目	かいたかにはら
上市	海田上市	かいたかみいち
国信一丁目・二丁目	海田国信一丁目・二丁目	かいたくにのぶ
窪町	海田窪町	かいたくぼまち
寿町	海田寿町	かいたことぶきまち
幸町	海田幸町	かいたさいわいまち
栄町	海田栄町	かいたさかえまち
昭和中町	海田昭和中町	かいたしょうわなかまち
昭和町	海田昭和町	かいたしょうわまち
新町	海田新町	かいたしんまち
砂走	海田砂走	かいたすなばしり
曾田	海田曾田	かいたそだ
大正町	海田大正町	かいたたいしょうまち
月見町	海田月見町	かいたつきみまち
つくも町	海田つくも町	かいたつくもまち
寺迫一丁目・二丁目	海田寺迫一丁目・二丁目	かいたてらさこ
中店	海田中店	かいたなかみせ
成本	海田成本	かいたなりもと
西浜	海田西浜	かいたにしはま
西明神町	海田西明神町	かいたにしみょうじんまち
浜角	海田浜角	かいたはまかど
東一丁目・二丁目	海田東一丁目・二丁目	かいたひがし
東昭和町	海田東昭和町	かいたひがししょうわまち
日の出町	海田日の出町	かいたひのでまち
堀川町	海田堀川町	かいたほりかわまち
三迫一丁目～三丁目	海田三迫一丁目～三丁目	かいたみさこ
南幸町	海田南幸町	かいたみなみさいわいまち
南昭和町	海田南昭和町	かいたみなみしょうわまち
南大正町	海田南大正町	かいたみなみたいしょうまち
南つくも町	海田南つくも町	かいたみなみつくもまち
南堀川町	海田南堀川町	かいたみなみほりかわまち
南本町	海田南本町	かいたみなみほんまち
南明神町	海田南明神町	かいたみなみみょうじんまち
明神町	海田明神町	かいたみょうじんまち
(海田市、東海田) 大字に相当する区域	海田町(海田市、東海田)	かいたちよう
町の数 47	町の数 48	

(注)「一丁目」等の読み方については省略している。

広島市・海田町合併協議会協議書

協議事項	慣行の取扱い
------	--------

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
1 市章	 <p>旧芸州藩の旗印であった「三つ引」 (三)にヒントを得て、これに川の流れを表現するカーブをつけて水都広島を象徴したもの (明治 29 年 5 月制定)</p>	1 町章	 <p>KAITAのKを図案化したもので、希望と繁栄を上部へ伸ばし、円で町民の調和(住みよい)を象徴したもの (昭和 43 年 7 月制定)</p>
2 シンボルマーク(安芸区)	 <p>安芸区の「ア」の字を飛んでいる鳥にかたどり、また安芸区の地形をデザインしたもので、青は安芸区の全体をとらえて、鳥の背景が海と山を表し、力強く飛躍する安芸区の未来像を象徴したもの (昭和 55 年 6 月制定)</p>	2 シンボルマーク	 <p>町花ヒマワリの花びらを平和のシンボル「ハト」で表している。ヒマワリのように情熱と活気のある町、平和を願う町を象徴したもの (平成元年 7 月制定)</p>
3 市の花	<p>キョウチクトウ</p> <p>原爆により約70年間は草木も生えないといわれた焦土にいち早く咲いた花で、市民に復興への希望と光を与えてくれた。(昭和 48 年 11 月制定)</p>	3 町の花	<p>ヒマワリ</p> <p>夏の日差しの中で太陽に向かって伸びるヒマワリの姿は、どんな困難にも負けず、明るく健康でたくましいものがある。ヒマワリは夢と希望を秘めて発展する海田町を象徴する花である。 (昭和 61 年 9 月制定)</p>
4 市の木	<p>クスノキ</p> <p>原爆に生き残ったクスノキはいち早くよみがえり、市民に復興への希望と力を与えてくれた。 (昭和 48 年 11 月制定)</p>	4 町の木	<p>クスノキ</p> <p>大地にしっかりと根をおろし、大きな枝を広げたクスノキの姿は、雄々しく、どんな苦勞も受け止める風格がある。クスノキは、町民に安らぎを与え、海田町を象徴する木である。 (昭和 61 年 9 月制定)</p>

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
<p>5 市民憲章（「市民道徳」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強い信念をもって平和のためにつくしましょう。 ・ 正直で謙譲な市民になりましょう。 ・ 思うことを正しく言える市民になりましょう。 ・ 言葉は静かに愛想よくいたしましょう。 ・ 他人の私事についてよくないうわさをすることはやめましょう。 ・ 会合の時間はきちんと守りましょう。 ・ 交通規則を守り老幼婦女子に席をゆずりましょう。 ・ 公園や道路に紙くずやきたない物をすてないようにいたしましょう。 ・ 草木鳥獣を愛しましょう。 ・ 服装を正しく胸を張り大手をふって歩きましょう。 <p style="text-align: right;">（昭和 25 年 4 月制定）</p>	<p>5 町民憲章</p> <p>わたくしたちは、日の浦山を仰ぎ見る郷土海田を愛し、明るい家庭と伸びゆくまちを築くため、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 自然を生かし、住みよい環境をつくりましょう。 － 教養を深め、文化の香りをたかめましょう。 － 若い力を育て、豊かな未来をつくりましょう。 － 互いに信じあい、すすんできまりを守りましょう。 － 思いやりの心を持ち、ふれあいの輪をひろげましょう。 <p style="text-align: right;">（昭和 61 年 9 月制定）</p>		
<p>6 宣言</p> <p>非核都市宣言（昭和 60 年広島市議会決議）</p>	<p>6 宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非核町宣言（平成 3 年海田町議会決議） ・ 生活安全と環境美化の町宣言 （平成 12 年海田町議会決議） 		
<p>7 市歌</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市歌（昭和 40 年選定） ・ ひろしま平和の歌（昭和 22 年選定） 	<p>7 町歌</p> <p>なし</p>		

調整方針（案）	町章、シンボルマーク、町の花、町の木、町民憲章及び宣言は、広島市の制度に統一するものとする。
---------	------------------------------------------------

備 考	
-----	--

広島市・海田町合併協議会協議書

協議事項	財産及び公の施設の取扱い
------	--------------

1 財産

(1) 一般会計・特別会計

現 況		比 較	
区 分		広 島 市	海 田 町
行政財産	土地	19,290,427m ²	329,579m ²
	建物	3,683,610m ²	75,599m ²
普通財産	土地	1,688,464m ²	9,813m ²
	建物	132,118m ²	183m ²
	山林	25,282,586m ²	1,221,365m ²
有価証券		15,022,401 千円	なし
出資による権利		22,175,492 千円	8,856 千円
債権		75,182,497 千円	151,957 千円
基金	財政調整基金	8,481,710 千円	1,372,248 千円
	土地開発基金	8,844,312 千円	285,761 千円
	公共施設等整備基金	なし	419,515 千円
	都市整備事業基金	2,398,809 千円	なし
	その他	47,232,912 千円	463,853 千円
	計	66,957,746 千円	2,541,377 千円
物品		4,489 点 (100万円以上の重要物品)	239 点 (50万円以上の重要物品)

(注) 基金については、千円未満の端数を処理したため、内訳の計と合計額が一致しない。

(2) 企業会計

ア 水道事業

現 況		比 較	
区 分		広 島 市	海 田 町
有形固定資産	土地	13,928,905 千円	86,568 千円
	建物	11,463,742 千円	55,844 千円
	構築物	173,983,678 千円	2,181,795 千円
	その他	20,770,462 千円	286,212 千円
	計	220,146,787 千円	2,610,419 千円
投資	投資有価証券	200 千円	なし
	出資金	30,000 千円	なし
	長期貸付金	15,000 千円	なし
	計	45,200 千円	なし

イ 下水道事業

現 況 比 較			
区	分	広 島 市	海 田 町
有形固定資産	土地	42,852,936 千円	地方公営企業法の適用外
	建物	23,726,629 千円	
	構築物	758,738,100 千円	
	その他	119,065,982 千円	
	計	944,383,647 千円	
投資	水洗便所改造資金貸付金	1,842,455 千円	地方公営企業法の適用外
	し尿浄化槽廃止資金貸付金	1,129,092 千円	
	排水設備改修資金貸付金	268 千円	
	出資金	50,375 千円	
	計	3,022,190 千円	

《起債残高》

現 況 比 較			
区	分	広 島 市	海 田 町
一般会計		914,638,214 千円	9,927,970 千円
特別会計	住宅資金貸付	414,701 千円	-
	母子寡婦福祉資金貸付	2,946,623 千円	-
	市民球場	824,886 千円	-
	都市開発資金	10,566,530 千円	-
	介護保険	990,000 千円	-
	中央卸売市場	12,964,759 千円	-
	農業集落排水	8,177,600 千円	-
	有料道路	93,900 千円	-
	開発	1,898,000 千円	-
	下水道	-	8,907,791 千円
	計	38,876,999 千円	8,907,791 千円
企業会計	下水道	552,293,255 千円	-
	水道	119,958,311 千円	1,091,354 千円
	病院	25,514,137 千円	-
	計	697,765,703 千円	1,091,354 千円
合 計		1,651,280,916 千円	19,927,115 千円

(注) 以上、平成 14 年度末現在高(見込み)

2 公の施設（内訳は資料のとおり。）

現 況 比 較		
施 設 分 類	広 島 市	海 田 町
福祉施設	240 施設	12 施設
保健衛生施設	44 施設	3 施設
経済振興施設	22 施設	4 施設
教育施設	243 施設	6 施設
文化施設等	109 施設	9 施設
スポーツ施設	58 施設	7 施設
その他施設	1,320 施設	27 施設
計	2,036 施設	68 施設
道路（国道、県道、市・町道）	路線数 14,267 延長 3,925.4km	路線数 314 延長 83.0km (路線数 6 延長 8.8km)

（注）1 平成 15 年 6 月 1 日現在（道路は、平成 15 年 4 月 1 日現在）

2 海田町の道路欄の（ ）は、広島県管理分の県道で外数である。

調整方針（案）	<p>(1) 海田町の財産は、すべて広島市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 海田町の公の施設は、海田町における使用形態等を考慮して用途を定め、広島市に引き継ぐものとする。</p>
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

備 考	
-----	--

資料

海田町の公の施設

施設分類	公の施設の名称等	内 訳	施設数	合併後の用途(予定)
福祉施設	海田町勤労青少年ホーム		1	平成15年度中に用途廃止 消防団車庫用地
	海田町老人福祉センター (平成15～16年度建替予定)		1	調整中
	児童館	海田、海田東	2	児童館
	児童クラブハウス	海田南、海田西	2	留守家庭子ども会用施設
	老人集会所	海田、海田東	2	海田：老人集会所 海田東：福祉センター
	保育所	つくも、畝、幸、西浜	4	保育所
	計			12
保健衛生施設	海田町保健センター		1	シルバー人材センター安芸 出張所
	公衆便所	駅北口、駅南口	2	公衆便所
	計			3
経済振興施設	レジャー農園	曙町、第一蟹原、第二蟹原、寺迫	4	調整中
教育施設	中学校	海田、海田西	2	中学校
	小学校	海田、海田東、海田西、海田南	4	小学校
	計			6
文化施設等	海田町真田会館		1	調整中
	海田町立図書館		1	安芸区図書館の分室
	海田町視聴覚ライブラリー(海田公民館内)		1	平成15年度中に用途廃止
	海田町立青少年センター		1	安芸区図書館の分室
	海田町ふるさと館		1	郷土資料館の別館
	海田町ひまわりプラザ		1	調整中
	海田町民センター		1	福祉センター
	公民館	海田、海田東	2	公民館
計			9	
スポーツ施設	海田東体育館		1	公民館(海田東)
	海田町営水泳プール		1	市営プール
	海田勤労青少年体育館		1	平成15年度中に海田小学校 体育館に用途変更
	海田小学校クラブハウス		1	地区集会所(学区)
	海田総合公園テニスコート		1	海田総合公園テニスコート
	海田総合公園野球場		1	海田総合公園野球場
	海田総合公園多目的広場		1	海田総合公園多目的広場
計			7	
その他施設	町営住宅	第一蟹原、第二蟹原、三迫、西浜	4	市営住宅
	町営住宅駐車場	第二蟹原、三迫、西浜	3	市営住宅附設駐車場
	自転車等駐車場		1	自転車等駐車場
	街区公園	一貫田公園ほか	18	街区公園
	海田総合公園		1	海田総合公園
	計			27
合 計			68	
道路(県道、町道)		路線数310 延長82.5km (路線数 6 延長 8.8km)	道路(県道、市道)	

(注) 1 平成15年6月1日現在(道路は、平成15年4月1日現在)

(注) 2 道路欄の()は、広島県管理分の県道で外数である。

広島市の公の施設

施設分類	公の施設の名称等	内 訳	施設数
福祉施設	勤労青少年ホーム	中央、安佐、佐伯	3
	隣保館	東、西	2
	広島市光風苑		1
	保育園	基町保育園ほか	87
	児童館	白島児童館ほか	98
	広島市鈴峰園		1
	広島市児童療育指導センター		1
	広島市児童療育指導センター分館	広島市北部療育センター	1
	広島市心身障害者福祉センター		1
	広島市身体障害者更生相談所		1
	広島市知的障害者更生相談所		1
	障害者デイサービスセンター	西部、北部、東部	3
	広島市皆賀園		1
	広島市佐伯明星園		1
	広島市救護院		1
	広島市喜生園		1
	地域福祉センター	南、西、安佐北、安芸、東	5
	福祉センター	温品、戸坂、中山、祇園、可部、瀬野、畑賀、阿戸、矢野、石内	10
	広島市女性福祉センター		1
	老人福祉センター	中央、東雲、南観音	3
老人いこいの家	吉島、宇品、草津、佐東ほか	17	
	計		240
保健衛生施設	公衆便所	八丁堀、稲荷橋、新天地、横川橋、本川、駅前、大正橋	7
	火葬場	永安館、可部、五日市	3
	墓地及び納骨堂	高天原墓園ほか	27
	広島市健康づくりセンター		1
	広島市立看護専門学校		1
	広島市立広島市民病院		1
	広島市立安佐市民病院		1
	広島市立舟入病院		1
	広島市医師会運営・安芸市民病院		1
	精神保健福祉センター		1
	計		44
経済振興施設	広島ユース・ホステル		1
	広島市工業技術センター		1
	広島市中小企業会館		1
	広島市中小企業会館分館	広島市産業振興センター	1
	農業集落排水処理施設	井原、三田、上三田、下三田、市川、小河内、阿戸、須沢	8
	広島市農業振興センター		1
	広島市農業振興センター分場	安佐	1
	広島市三田市民農園		1
	広島市水産振興センター		1
	広島市漁船巻揚施設		1
	広島市消費生活センター		1
	広島市中央卸売市場	中央、東部、食肉	3
	広島市と畜場		1
	計		22
教育施設	幼稚園	基町幼稚園ほか	27
	小学校	白島小学校ほか	137
	中学校	幟町中学校ほか	61
	高等学校	全日制7校、定時制2校	9
	養護学校		1
	広島市教育センター		1
	学校給食センター	可部、安佐、阿戸、五日市北、五日市中央、五日市南	6
	広島市立大学		1
	計		243

施設分類	公の施設の名称等	内 訳	施設数
文化施設等	広島市公文書館		1
	広島城		1
	広島市こども村		1
	広島国際会議場		1
	広島市留学生会館		1
	広島平和記念資料館		1
	広島市平和記念公園レストハウス		1
	広島市まちづくり市民交流プラザ		1
	区民文化センター	中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯	8
	広島市現代美術館		1
	広島市文化創造センター		1
	広島市深入山自然レクリエーションセンター		1
	広島市立中央図書館		1
	広島市立中央図書館分館	中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯、まんが、まんが・あさ閲覧室	10
	広島市こども図書館		1
	公民館	中央公民館ほか	68
	広島市青少年センター		1
	広島市国際青年会館		1
	少年自然の家	似島臨海、三滝	2
	広島市こども文化科学館		1
	広島市江波山気象館		1
	広島市交通科学館		1
	広島市女性教育センター		1
	広島市郷土資料館		1
	広島市グリーンスポーツセンター		1
	広島市映像文化ライブラリー		1
	計	109	
スポーツ施設	中央公園ファミリープール		1
	竜王公園野球場等		1
	草津公園野球場		1
	寺迫公園野球場等		1
	可部運動公園野球場等		1
	瀬野川公園野球場等		1
	佐伯運動公園テニスコート等		1
	広島広域公園陸上競技場等		1
	広島市民球場		1
	広島市総合屋内プール		1
	区スポーツセンター	中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯	8
	スポーツセンター分館	吉島屋内プール、東雲屋内プール、宇品体育館	3
	庭球場	中央、戸坂、南観音、沼田、上河内、下河内、新宮苑	7
	バレーボール場	中央	1
	運動広場	戸坂、南観音、祇園、沼田、上河内、下河内	6
	近隣運動広場	馬木、矢賀、長束、椎原、白木、落合、可部東、久地	8
	市営プール	八木、川内、緑井、原、山本、長束、白木、口田、可部、飯室、久地、椎原	12
	体育館	吉島、高陽、河内	3
	計	58	

施設分類	公の施設の名称等	内 訳		施設数	
その他施設	広島市西新天地公共広場			1	
	広島市森林公園			1	
	街区公園			918	
	近隣公園	吉島公園ほか		46	
	地区公園	千田公園ほか		12	
	総合公園	平和記念公園ほか		7	
	運動公園	可部運動公園ほか		5	
	風致公園	東部河岸緑地ほか		8	
	歴史公園	縮景園		1	
	広域公園	広島広域公園ほか		2	
	都市緑地	天満東緑地ほか		39	
	緑道	西部周遊緑地ほか		8	
	広島市総合防災センター			1	
	市営駐車場	路外等8か所、路上14か所		22	
	広島駅南口地下広場			1	
	バスターミナル	中筋、大町、上安		3	
	港湾施設	市営さん橋、草津岸壁		2	
	公営住宅等(住宅)	基町アパートほか		143	
	公営住宅等(附設駐車場)	基町アパート附設駐車場ほか		52	
	公営住宅等(店舗)	基町店舗ほか		22	
	広島市植物公園等			1	
	広島市安佐動物公園			1	
	西部埋立第五公園駐車場			1	
自転車等駐車場			23		
	計			1,320	
	合 計			2,036	
道路	国 道 (指定区間外)	路線数	6	延長	40.5km
	県 道	路線数	45	延長	368.2km
	市 道	路線数	14,216	延長	3,516.7km
	合 計	路線数	14,267	延長	3,925.4km

(注) 平成15年6月1日現在(道路は、平成15年4月1日現在)

広島市・海田町合併協議会協議書

協議事項	議会の議員の定数及び任期の取扱い
現 況 比 較	
広 島 市	海 田 町
<p>1 議員の定数 60人 (安芸区で選挙すべき議員の数は4人)</p> <p>2 議員の任期 平成15年5月2日～平成19年5月1日</p>	<p>1 議員の定数 20人 (次回改選時から18人)</p> <p>2 議員の任期 平成13年4月1日～平成17年3月31日</p>
調整方針(案)	<p>議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条第2項及び第3項並びに同条第5項及び第6項の規定に基づき、広島市議会議員の残任期間に相当する期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される広島市議会議員の任期に相当する期間、広島市議会議員の定数を増加し、旧海田町の区域を区域とする選挙区を設け、増員選挙を行うものとする。</p>
備 考	<p>1 編入合併特例定数 海田町の区域 2名増加</p> $\left[\begin{aligned} \text{編入合併特例定数} &= \text{旧定数(合併前の広島市議会議員の定数)} + \text{増加数} \\ &= \text{旧定数} + (\text{旧定数} \times \text{海田町の人口} / \text{広島市の人口}) \\ &= 60人 + 60人 \times 30,042人 / 1,126,239人 (\text{人口は平成12年国勢調査}) \\ &= 60人 + 2人 (0.5人以上1人未満の端数は1人とする。) \\ &= 62人 \end{aligned} \right]$ <p>2 編入合併特例定数に係る期間 7年1か月</p> <p>平成16年4月1日 (合併日) 平成19年5月1日 平成23年5月1日</p> <p>← 広島市議会議員の残任期間 (3年1か月) → ← 合併後最初に行われる一般選挙により選出される広島市議会議員の任期 (4年) →</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律(抄) (議会の議員の定数に関する特例) 第6条 (略)</p> <p>2 他の市町村(略)を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り(略)、当該編入されることとなる合併関係市町村の(略)区域の人口(略)を当該編入する合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に乗じて得た数(略)を旧定数に加えた数(以下「編入合併特例定数」という。)をもつてその議会の議員の定数とすることができる。(略)</p> <p>3 前項の場合においては(略)編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 他の市町村の全部(略)を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。(略)</p> <p>6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。</p>

広島市・海田町合併協議会協議書

協議事項	合併後における旧海田町議会議員の取扱い
------	---------------------

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
1 議員の現員数 60人 (安芸区選出議員の数は4人)	1 議員の現員数 19人	2 議員の任期 平成15年5月2日～平成19年5月1日	2 議員の任期 平成13年4月1日～平成17年3月31日

調整方針(案)	合併後における旧海田町議会議員の取扱いについては、広島市及び海田町の長が別に協議して定めるものとする。
---------	-----------------------------------------------------

備 考	(This area is currently blank in the document.)
-----	-------------------------------------------------

議題 12

広島市・海田町合併協議会協議書

協議事項	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
------	---------------------

現 況			比 較			
広 島 市			海 田 町			
1	農業委員会の委員の定数及び実員		1	農業委員会の委員の定数及び実員		
	区 分	定 数	実 員	区 分	定 数	実 員
	選挙委員	30人	30人	選挙委員	10人	9人
	選任委員	8人	8人	選任委員	3人	3人
	団体推薦	3人	3人	団体推薦	1人	1人
	議会推薦	5人	5人	議会推薦	2人	2人
	合計	38人	38人	合計	13人	12人
2	任期 平成13年6月17日～平成16年6月16日		2	任期 平成14年4月1日～平成17年3月31日		
3	農地面積	3,973.9 ha	3	農地面積	89.0 ha	
4	基準農業者数	8,268	4	基準農業者数	154	

調整方針（案）	<p>(1) 海田町農業委員会は、広島市農業委員会に統合するものとする。</p> <p>(2) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定に基づき、海田町農業委員会の選挙による委員で広島市農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものについて、選挙による委員として引き続き在任することができる者の数を1人とし、広島市農業委員会の委員の残任期間に相当する期間、広島市農業委員会の委員として引き続き在任するものとする。</p>
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備 考	基準農業者数とは、10a以上の農地につき耕作を営む農家世帯数及び農業生産法人の数の合計数をいう。
-----	--------------------------------------------------

広島市・海田町合併協議会協議書

協議事項	合併後における旧海田町の特別職等の職員の取扱い
------	-------------------------

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
特別職等の職員の任期		特別職等の職員の任期	
(1) 市長 平成 15 年 2 月 23 日～平成 19 年 2 月 22 日		(1) 町長 平成 12 年 5 月 27 日～平成 16 年 5 月 26 日	
(2) 助役 平成 14 年 7 月 27 日～平成 18 年 7 月 26 日		(2) 助役 平成 14 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日	
(3) 収入役 平成 15 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日		(3) 収入役 平成 12 年 10 月 3 日～平成 16 年 10 月 2 日	
(4) 教育長 平成 15 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日		(4) 教育長 平成 13 年 4 月 10 日～平成 17 年 4 月 9 日	
(5) 水道事業管理者 平成 15 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日			
(6) 病院事業管理者 平成 13 年 6 月 1 日～平成 17 年 5 月 31 日			
(7) 代表監査委員 平成 14 年 7 月 27 日～平成 18 年 7 月 26 日			

調整方針（案）	合併後における旧海田町の常勤の特別職の職員及び教育長の取扱いについては、広島市及び海田町の長が別に協議して定めるものとする。
---------	----------------------------------------------------------------

備 考	
-----	--

議題 14

広島市・海田町合併協議会協議書

協議事項 一般職職員の身分の取扱い

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
1 職員の定数	11,740人(平成15年4月1日現在)	1 職員の定数	274人(平成15年4月1日現在)
2 職員の実数	11,365人	2 職員の実数	240人
3 給料表等		3 給料表等	
行政職給料表	8級制	行政職給料表	7級制
消防職給料表	8級制	技能業務職給料表	4級制
教育職給料表(1)	4級制		
教育職給料表(2)	4級制		
教育職給料表(3)	3級制		
医療職給料表(1)	4級制		
医療職給料表(2)	6級制		
医療職給料表(3)	6級制		
技能業務職給料表	3級制		
[行政職級別標準職務表]		[行政職級別標準職務表]	
区分	標準職務	区分	標準職務
1級	主事、技師	1級	主事、技師
2級	主事、技師	2級	主事、技師
3級	主任的主事・技師	3級	主任主事、主任技師
4級	係長、主任、主査、主任技師	4級	主任
5級	課長補佐、主幹、専門員	5級	課長補佐、係長、主査
6級	課長、担当課長	6級	課長、室長、主幹
7級	局次長、部長、担当部長	7級	部長、参事
8級	局長、区長、理事		
* 上記表は主なものを掲載している。		* 上記表は主なものを掲載している。	

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
4 諸手当 管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当		4 諸手当 管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当	

調整方針（案）	<p>(1) 海田町の定数内の職員は、すべて広島市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、広島市の職員との均衡を失しないよう公正に取り扱うものとする。</p> <p>(3) 合併に伴い退職する旧海田町の職員の退職手当については、優遇措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) 前3号の取扱いについての細目は、広島市及び海田町の長が別に協議して定めるものとする。</p>
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備 考	
-----	--

議題 15

広島市・海田町合併協議会協議書

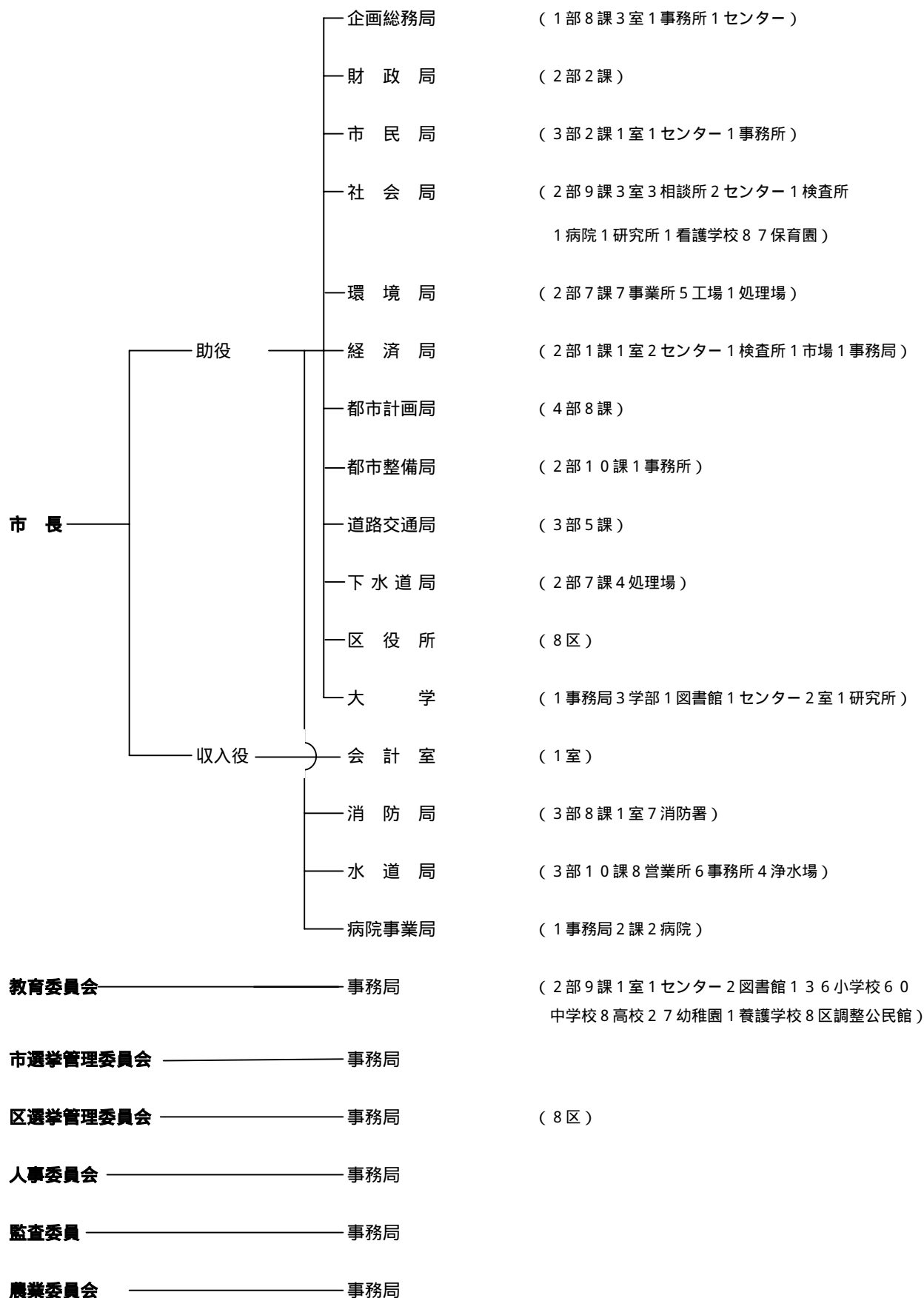
協議事項	行政機関の取扱い
------	----------

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
1 執行機関 (資料1のとおり。)		1 執行機関 (資料2のとおり。)	
2 附属機関 広島市情報公開審査会など 67機関 (資料3のとおり。)		2 附属機関 海田町公文書公開審査会など 20機関 (資料3のとおり。)	

調整方針(案)	<p>(1) 海田町の区域内に、安芸区役所の連絡所を置くものとする。</p> <p>(2) 海田町に置かれている附属機関については、特別の措置を講じないこととする。ただし、合併後、広島市における附属機関の組織を構成するに当たっては、旧海田町の実情を考慮し、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。</p>
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

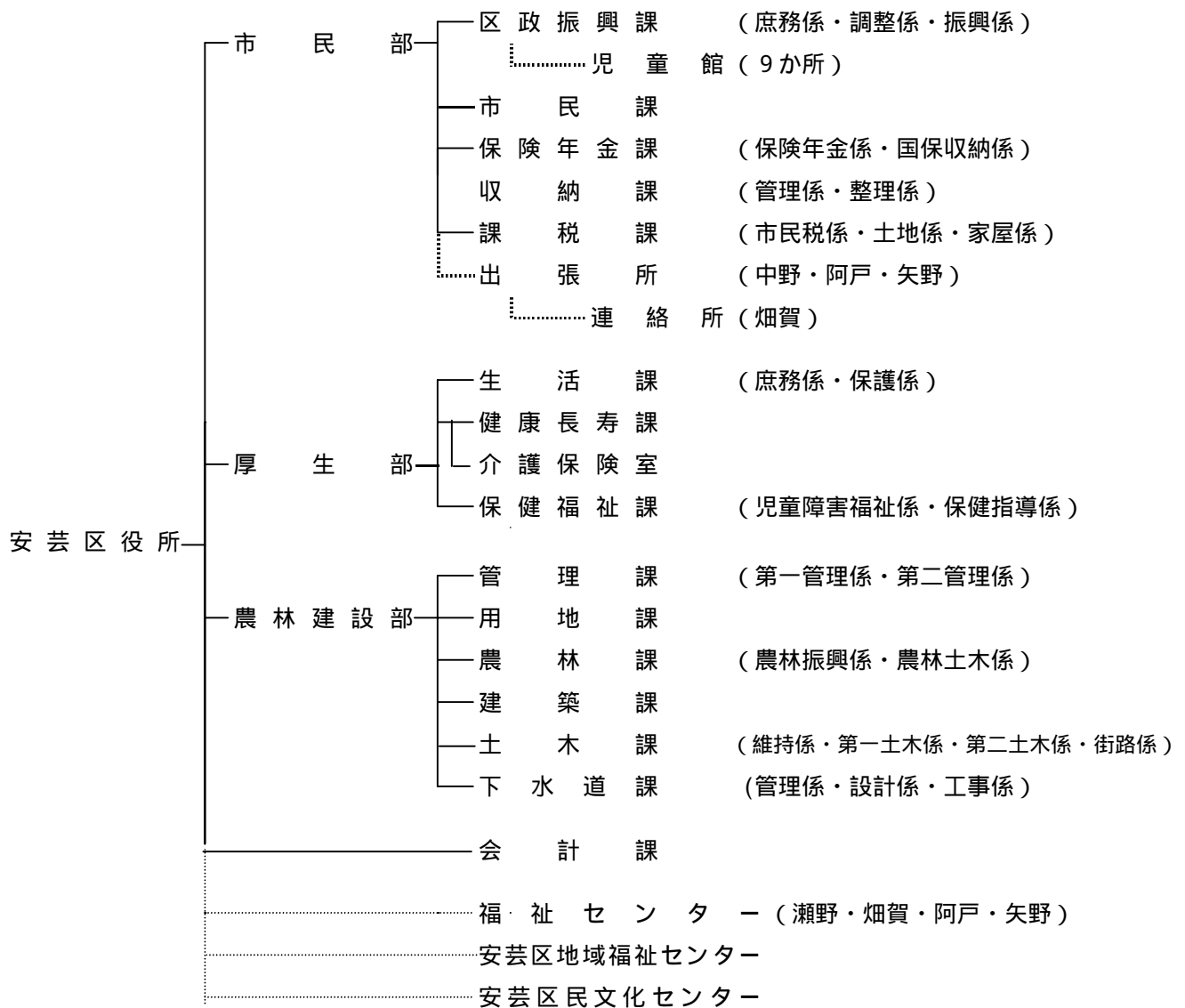
備 考	
-----	--

広島市行政機構図（平成15年4月1日現在）

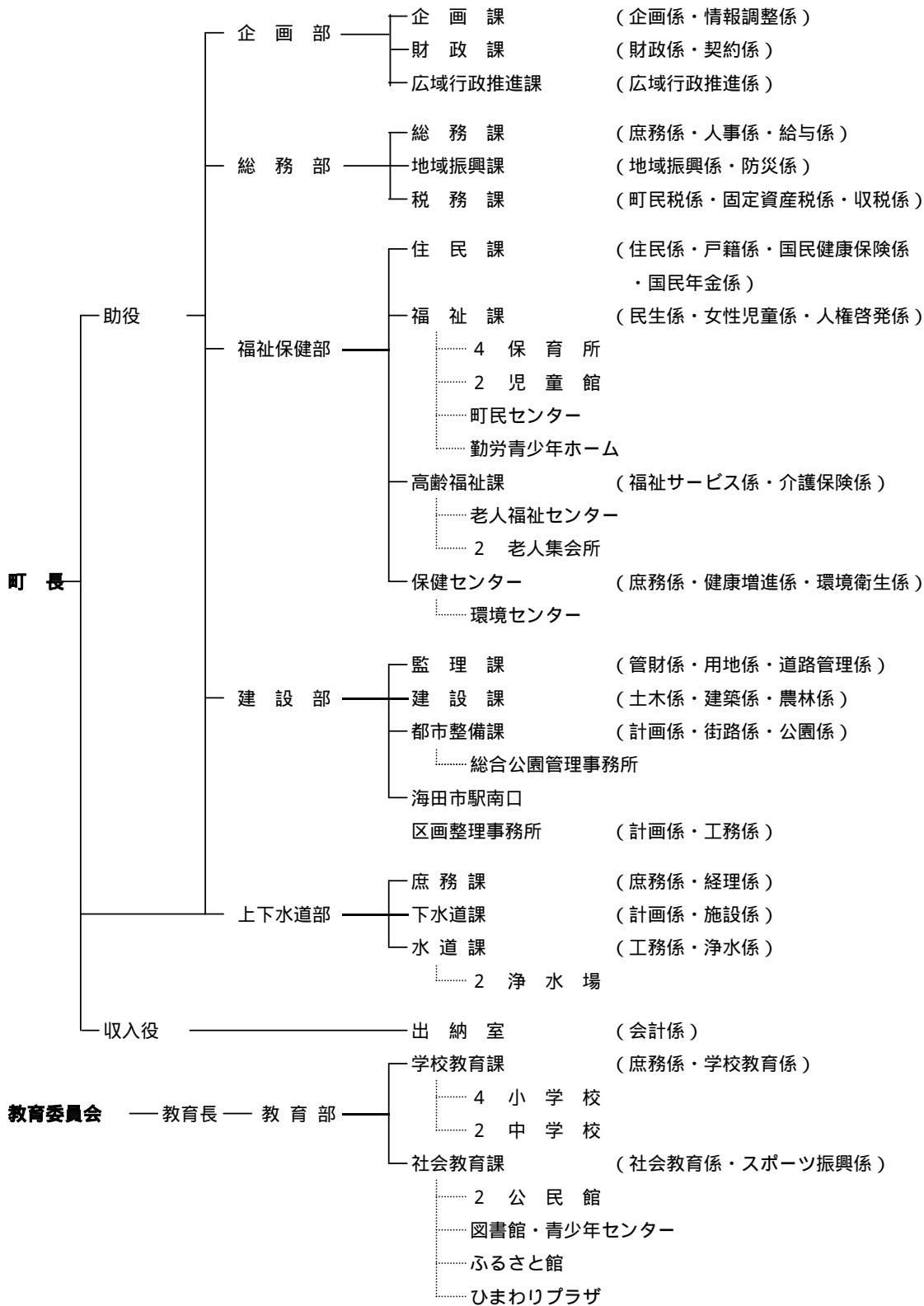


固定資産評価審査委員会

安芸区行政機構図（平成15年4月1日現在）



海田町行政機構図（平成15年4月1日現在）



監査委員

選挙管理委員会 ————— 事務局

農業委員会 ————— 事務局

固定資産評価審査委員会 ————— 事務局

広島市及び海田町の附属機関(平成15年4月1日現在)

広島市	海田町
<p>1 法令によるもの(17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島市特別土地保有税審議会 ・広島市社会福祉審議会 ・広島市民生委員推薦会 ・広島市介護認定審査会 ・広島市障害者施策推進協議会 ・広島市精神保健福祉審議会 ・広島市精神医療審査会 ・広島市国民健康保険運営協議会 ・広島市保健所結核診査協議会 ・広島市感染症診査協議会 ・広島市土地利用審査会 ・広島市都市計画審議会 ・広島市建築審査会 ・広島市開発審査会 ・広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)段原土地区画整理審議会 ・広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)段原東部土地区画整理審議会 ・広島市防災会議 <p>2 条例によるもの(50)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島市公文書館運営委員会 ・広島市情報公開審査会 ・広島市個人情報保護審議会 ・広島市総合計画審議会 ・国土利用計画(広島市計画)審議会 ・広島市特別職報酬等審議会 ・広島市公務災害補償等認定委員会 ・広島市公務災害補償等審査会 ・広島市消防団員等公務災害補償審査会 ・広島市勤労青少年ホ - ム運営委員会 ・広島市住居表示審議会 ・広島市スポーツ振興審議会 ・広島市民球場運営委員会 ・広島市男女共同参画審議会 ・広島市保健所運営協議会 ・広島市予防接種健康被害調査委員会 ・広島市環境審議会 ・広島市廃棄物処理事業審議会 ・広島市環境影響評価審査会 	<p>1 法令によるもの(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海田町特別土地保有税審議会 ・海田町民生委員推薦会 ・海田町介護認定審査会 ・海田町国民健康保険運営協議会 ・海田町都市計画審議会 ・広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理審議会 ・海田町防災会議 <p>2 条例によるもの(13)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海田町公文書公開審査会 ・海田町特別職報酬等審議会 ・海田町勤労青少年ホ - ム運営委員会 ・海田町保育所運営審議会 ・海田町営住宅入居者選考委員会 ・海田町交通安全対策会議 ・海田町史編纂委員会 ・海田町水防協議会 ・海田町立学校通学区域審議会 ・海田町文化財審議会 ・海田町社会教育委員会議 ・海田町青少年問題協議会 ・海田町公民館運営審議会

広島市	海田町
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市中央卸売市場開設運営協議会 ・ 広島市競輪運営委員会 ・ 広島市沼田中吉山地区土地改良事業評価委員会 ・ 広島市沼田中吉山地区土地改良事業換地委員会 ・ 広島市安佐鈴張南地区土地改良事業評価委員会 ・ 広島市安佐鈴張南地区土地改良事業換地委員会 ・ 広島市沼田吉山地区土地改良事業評価委員会 ・ 広島市沼田吉山地区土地改良事業換地委員会 ・ 広島市白木中井原地区土地改良事業評価委員会 ・ 広島市白木中井原地区土地改良事業換地委員会 ・ 広島市上瀬野町等旧慣使用林野整備審議会 ・ 広島市屋外広告物審議会 ・ 広島市建築紛争調停委員会 ・ 広島市緑化推進審議会 ・ 広島市市営住宅審議会 ・ 広島港湾委員会 ・ 広島港旅客さん橋運営審議会 ・ 広島市交通安全対策会議 ・ 広島市交通災害共済審査委員会 ・ 広島市自転車等駐車対策協議会 ・ 広島市沼田農業振興地域整備促進対策審議会 ・ 広島市安佐白木農業振興地域整備促進対策審議会 ・ 広島市阿戸農業振興地域整備促進対策審議会 ・ 広島市五日市農業振興地域整備促進対策審議会 ・ 広島市立大学運営協議会 ・ 広島市立学校通学区域審議会 ・ 広島市文化財審議会 ・ 広島市社会教育委員会 ・ 広島市青少年問題協議会 ・ 広島市公民館運営審議会 ・ 広島市立図書館協議会 	

議題 16

広島市・海田町合併協議会協議書

協議事項 一部事務組合等の取扱い

現 況

1 一部事務組合

区 分	共同処理する事務	組合を組織する地方公共団体					
		広島市	海田町	府中町	熊野町	坂町	その他
安芸地区衛生施設管理組合	し尿の収集、浄化槽清掃、し尿・浄化槽汚泥の処理、し尿処理施設の設置・管理運営、火葬場の設置・管理運営、不燃物処理場の設置・管理運営、ごみ焼却場の設置・管理運営（広島市を除く。）等に関する事務	〔安芸区及び東区の一部の区域が対象〕					-
海田地区消防組合	消防等に関する事務	〔安芸区が対象〕		-			-
広島県海田高等学校財産組合	海田高等学校の施設、整備等に関する事務			-			-
広島県市町村職員退職手当組合	退職手当の支給に関する事務	-		-			1
広島県市町村公務災害補償組合	議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償等に関する事務	-					2
安芸郡町村税等滞納整理組合	町税の滞納処分等に関する事務	-					3

- 1 廿日市市、県内 60 町村、31 一部事務組合、1 広域連合
- 2 廿日市市、県内 62 町村、35 一部事務組合、1 広域連合
- 3 江田島町、音戸町、倉橋町、蒲刈町

2 公社等

広 島 市	海 田 町
広島市土地開発公社 社会福祉法人広島市安芸区社会福祉協議会 社団法人広島市シルバー人材センター など 37 団体（資料のとおり。）	海田町土地開発公社 社会福祉法人海田町社会福祉協議会 社団法人海田町シルバー人材センター

調整方針（案）	<p>(1) 海田町が加入している一部事務組合のうち、広島県市町村職員退職手当組合、広島県市町村公務災害補償組合及び安芸郡町村税等滞納整理組合については、合併の日をもって脱退し、安芸地区衛生施設管理組合、海田地区消防組合及び広島県海田高等学校財産組合については、広島市が当該組合の規約について必要な変更を行うよう所定の手続をとるものとする。</p> <p>(2) 海田町土地開発公社は、合併の日までに解散し、その保有する土地は、海田町が取得するものとする。</p> <p>(3) 社会福祉法人海田町社会福祉協議会は社会福祉法人広島市安芸区社会福祉協議会に、社団法人海田町シルバー人材センターは社団法人広島市シルバー人材センターに、それぞれ統合するよう、実情を考慮しながら調整するものとする。</p>
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備 考	
-----	--

広島市にある公社等

広島市土地開発公社
財団法人広島勤労者職業福祉センター
社団法人広島市シルバー人材センター
財団法人広島市ひと・まちネットワーク
財団法人広島市文化財団
財団法人広島市スポーツ協会
財団法人広島平和文化センター
社会福祉法人広島市社会福祉協議会
社会福祉法人広島市安芸区社会福祉協議会など各区社会福祉協議会（8団体）
財団法人広島市福祉サービス公社
社会福祉法人広島市社会福祉事業団
財団法人広島市原爆被爆者協議会
財団法人広島原爆被爆者援護事業団
財団法人広島市環境事業公社
財団法人広島市産業振興センター
広島市流通センター株式会社
株式会社広島市産業情報サービス
財団法人広島観光コンベンションビューロー
財団法人広島市農林業振興センター
財団法人広島市水産振興協会
財団法人広島市都市整備公社
財団法人広島市動植物園・公園協会
広島地下街開発株式会社
広島駅南口開発株式会社
広島高速道路公社
広島高速交通株式会社
財団法人広島市下水道公社
財団法人広島市防災センター
財団法人広島市水道サービス公社
財団法人広島市学校給食会

（計 37団体）

上表に掲げている団体は、広島市の公益法人等指導調整要綱における指導調整団体（広島市が
資本金の2分の1以上を出資している団体等）[29団体]及び各区の社会福祉協議会[8団体]

広島市・海田町合併協議会協議書

協議事項	消防団の取扱い
------	---------

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
<p>消防団</p> <p>(1) 組織及び定数</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 分団数 8消防団81分団</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 条例定数 2,613人(実員2,541人)</p> <p>[うち安芸消防団]</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 分団数 9分団</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 団定員 304人(実員 303人)</p> <p>(2) 報酬</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 年額報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団長 79,000円 ・副団長 65,500円 ・分団長 47,000円 ・副分団長 42,000円 ・部長 35,000円 ・班長 33,500円 ・団員 32,500円 <p style="margin-left: 20px;">イ 出務報酬</p> <p style="margin-left: 40px;">1回につき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5時間以上 6,500円 ・2時間以上5時間未満 3,250円 ・2時間未満 2,150円 <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">(数値は、平成15年4月1日現在)</p>	<p>消防団</p> <p>(1) 組織及び定数</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 分団数 3分団</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 条例定数 125人(実員 104人)</p> <p>(2) 報酬</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 年額報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団長 68,900円 ・副団長 50,100円 ・分団長 41,900円 ・副分団長 38,800円 ・部長 28,600円 ・班長 24,500円 ・団員 18,600円 <p style="margin-left: 20px;">イ 出務報酬</p> <p style="margin-left: 40px;">1回につき 3,700円</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">(数値は、平成15年4月1日現在)</p>		

調整方針（案）	<p>(1) 海田町の消防団は、広島市安芸消防団に統合してその分団とし、分団の組織等については、市域内の他の分団との均衡を失しないよう措置するものとする。</p> <p>(2) 海田町の消防団員は、広島市の消防団員として引き継ぐものとする。</p>
---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備 考	<p>合併後の広島市消防団の状況</p> <p>・組織及び定数</p> <p>分団数 8 消防団 8 4 分団</p> <p>条例定数 2,697人(実員 2,645人)</p> <p>[うち安芸消防団]</p> <p>分団数 12分団 うち海田町分 3分団</p> <p>団定員 388人 うち海田町分 84人(実員 104人)</p> <p>(参考)</p> <p>常備消防の現況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">広 島 市</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">海 田 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(1) 安芸区は、海田地区消防組合で処理</p> <p>ア 構成員 広島市、海田町、熊野町、坂町</p> <p>イ 組織及び定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署所の数 1 消防署 4 出張所 ・条例定数 166 人(実員 166 人) <p>(2) 安芸区以外の区は、広島市消防局で処理</p> <p>広島市消防局の組織及び定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署所の数 7 消防署 24 出張所 ・条例定数 1,105 人(実員 1,089 人) </td> <td> <p>(1) 海田地区消防組合で処理</p> <p>ア 構成員 広島市、海田町、熊野町、坂町</p> <p>イ 組織及び定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署所の数 1 消防署 4 出張所 ・条例定数 166 人(実員 166 人) </td> </tr> </tbody> </table>	広 島 市	海 田 町	<p>(1) 安芸区は、海田地区消防組合で処理</p> <p>ア 構成員 広島市、海田町、熊野町、坂町</p> <p>イ 組織及び定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署所の数 1 消防署 4 出張所 ・条例定数 166 人(実員 166 人) <p>(2) 安芸区以外の区は、広島市消防局で処理</p> <p>広島市消防局の組織及び定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署所の数 7 消防署 24 出張所 ・条例定数 1,105 人(実員 1,089 人) 	<p>(1) 海田地区消防組合で処理</p> <p>ア 構成員 広島市、海田町、熊野町、坂町</p> <p>イ 組織及び定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署所の数 1 消防署 4 出張所 ・条例定数 166 人(実員 166 人)
広 島 市	海 田 町				
<p>(1) 安芸区は、海田地区消防組合で処理</p> <p>ア 構成員 広島市、海田町、熊野町、坂町</p> <p>イ 組織及び定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署所の数 1 消防署 4 出張所 ・条例定数 166 人(実員 166 人) <p>(2) 安芸区以外の区は、広島市消防局で処理</p> <p>広島市消防局の組織及び定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署所の数 7 消防署 24 出張所 ・条例定数 1,105 人(実員 1,089 人) 	<p>(1) 海田地区消防組合で処理</p> <p>ア 構成員 広島市、海田町、熊野町、坂町</p> <p>イ 組織及び定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署所の数 1 消防署 4 出張所 ・条例定数 166 人(実員 166 人) 				

広島市・海田町合併協議会協議書

協議事項	税の取扱い
------	-------

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
1 個人市民税		1 個人町民税	
(1) 均等割 標準税率(年額3,000円)		(1) 均等割 標準税率(年額2,000円)	
(2) 所得割 標準税率		(2) 所得割 標準税率	
2 法人市民税		2 法人町民税	
(1) 均等割 標準税率		(1) 均等割 標準税率	
(2) 法人税割		(2) 法人税割	
・大法人 制限税率(14.7%)		・大法人 超過税率(14.2%)	
・小法人 標準税率(12.3%)		・小法人 標準税率(12.3%)	
3 事業所税		3 事業所税	
(人口30万以上の都市等が、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税)		課税できない。	
事業を行う法人又は個人に課税			
・資産割(事業所床面積1,000㎡を超えるもの)			
事業所床面積1㎡につき600円			
・従業者割(従業者数100人を超えるもの)			
従業者給与総額の0.25%			
4 都市計画税		4 都市計画税	
(都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税)		課税していない。	
市街化区域内の土地又は家屋の所有者に課税(固定資産税とあわせて徴収)			
・税率0.3%			

調整方針（案）	<p>税は、広島市の制度に統一するものとする。 ただし、次の各号に掲げる市税にあっては、それぞれ当該各号に定める取扱いとする。</p> <p>(1) 市民税 個人に係る均等割の税率にあっては平成17年度分から統一し、法人税割の税率にあっては合併の日以後に終了する事業年度分から統一する。</p> <p>(2) 事業所税 平成16年10月1日以後に終了する事業年度分（個人に係るもの）にあっては、平成16年分）から課税するものとする。</p> <p>(3) 都市計画税 平成16年度は課税しないこととし、平成17年度の税率は100分の0.1とし、平成18年度の税率は100分の0.2とし、平成19年度から税率100分の0.3に統一するものとする。</p>
---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備 考	
-----	--

広島市・海田町合併協議会協議書

協議事項	使用料、手数料、負担金等の取扱い
------	------------------

現 況 比 較			
	広島市	海田町	備考
使用料	73件	26件	資料1のとおり。
手数料	38件	14件	資料2のとおり。
負担金等	9件	5件	資料3のとおり。
計	120件	45件	

調整方針(案)	使用料、手数料、負担金等については、原則として広島市の制度に統一するものとする。
---------	------------------------------------------

備考	
----	--

資料 1

使用料一覧表

1 海田町(26件) [名称に 印を付しているものは経過措置をとるもの、 印を付しているものは取扱いを調整中のもの]

海田町の使用料		広島市の使用料		
名 称	内 容	合併後の施設 の用途(予定)	内 容	
行政財産の使用料	【行政財産の使用料に関する条例第2条】 一時的に土地を使用する場合 ・1日のうち時間を単位として使用する 場合 44円/100㎡・時間 ・1日以上7日未満で使用する場合 660円/100㎡・日	-	【広島市財産条例第2条】 体育・文化行事等のため一時的に 土地を使用する場合 ・1日のうち時間を単位として使用 する場合 53円/100㎡・時間 ・使用する期間が1日以上の場合 795円/100㎡・日	
勤労青少年ホーム使用料	【海田町勤労青少年ホーム条例第7条】 原則 勤労青少年のための事業以外に 使用する場合 ・集会室 ・講習室 無料 (1時間までごとに) 500円 380円/室	平成15年度中に用途廃止		
町民センター使用料	【海田町民センター設置及び管理条例第8条】 ・第一集会室 ・第二集会室 (1時間までごとに) 1,130円 500円 商業活動のために 使用する場合は倍 額	福祉センター	【広島市福祉センター条例第7条】 原則 本来目的以外に使用する場合 ・ホール ・娯楽室、老人室、講座室、会議室、 集会室、講習室、料理教室、研修 室、展示室 ・ホール ・娯楽室、老人室、講座室、会議室、 集会室、講習室、料理教室、研修 室、展示室	無料 (3時間まで) 3,570円 1,190円/室 (超過使用料 1時 間までごとに) 1,190円 390円/室
公営プール使用料	【海田町営水泳プール設置及び管理 運営条例第6条】 個人使用の場合 ・普通券(小学校児童以下の者、中 学校生徒、左の者のほか15歳以上 の者) (30円、40円、60円) ・回数券(小学校児童以下の者、中 学校生徒、左の者のほか15歳以上 の者) (300円、410円、610 円) ・団体券(50人未満、50人以上) (所 定料金の2割引 の額、所定料金の3 割引の額) (1時間までごとに) 専用使用の場合 ・月曜日～金曜日 2,470円 ・土曜日、日曜日、祝日 3,090円 ・公開期間以外の日 1,850円	市営プール	【広島市市営プール条例】 八木プールほか11か所	使用料に関する定 めなし
真田会館使用料	【海田町真田会館設置及び管理条例 第5条】 ・集会室 ・講座室 (1時間までごとに) 500円 500円	調整中		

海田町の使用料			広島市の使用料		
名 称	内 容		合併後の施設 の用途(予定)	内 容	
体育館使用料	〔海田町立体育館条例第7条〕 海田東体育館	(1時間までごとに) 860円	公民館 (海田東) 〔ホール〕	〔広島市公民館条例第6条〕 ・ホール ・ホール	(3時間まで) 5,960円～11,930円 (超過使用料 1時間 までごとに) 1,980円～3,970円
海田勤労青少年体育館使用料	〔海田勤労青少年体育館条例第8条〕 海田勤労青少年体育館 ・個人(9時～13時) ・個人(13時～17時) ・個人(17時～21時30分) ・団体(1時間までごとに)	100円 100円 100円 970円	平成15年度中に海田小学校体育館に用途変更		
老人福祉センター使用料	〔海田町老人福祉センター設置条例〕	使用料に関する定めなし	調整中		
老人集会所使用料	〔海田老人集会所〕 〔海田町老人集会所設置条例第5条〕 原則 老人のための事業以外に使用する 場合 ・和室	無料 (1時間までごとに) 500円	老人集会所	設置管理条例なし	-
	〔海田東老人集会所〕 〔海田町老人集会所設置条例第5条〕 原則 老人のための事業以外に使用する 場合 ・娯楽室	無料 (1時間までごとに) 500円	福祉センター	〔広島市福祉センター条例第7条〕 原則 本来目的以外に使用する 場合 ・ホール ・娯楽室、老人室、講座室、会議 室、集会室、講習室、料理教室、研 修室、展示室 ・ホール ・娯楽室、老人室、講座室、会議 室、集会室、講習室、料理教室、研 修室、展示室	無料 (3時間まで) 3,570円 1,190円/室 (超過使用料 1時 間までごとに) 1,190円 390円/室

海田町の使用料			広島市の使用料		
名 称	内 容		合併後の施設 の用途(予定)	内 容	
児童館使用料	〔海田町児童館設置条例第7条〕 原則 町長が適当と認める者が使用する 場合 (海田児童館) ・集会室 ・学習室 ・遊戯室 (海田東児童館) ・映写室 ・遊戯室	無料 380円 660円	児童館	〔広島市児童館条例〕	使用料に関する定 めなし
保健センター使 用料	〔海田町保健センター設置及び管理 条例第9条〕 原則 本来目的以外に使用する場合 ・健康増進室 ・保健指導室 ・研修室	無料 500円 500円 380円	シルバー人材 センター安芸 出張所	設置管理条例なし	-
レジャー農園入 園料	〔海田町民レジャー農園設置及び管 理条例第5条〕 ・曙町レジャー農園 ・第一蟹原レジャー農園 ・第二蟹原レジャー農園 ・寺迫レジャー農園	3,000円/区画・年	調整中		
有料公園等使 用料	〔海田町公園条例第10条〕 海田総合公園 ・テニスコート 小人 大人 ・野球場(本球場) ・野球場(補助球場) ・多目的広場 ・管理棟会議室	(1時間までごとに) 210円/面 420円/面 840円 210円 840円 380円	総合公園	〔広島市公園条例第10条〕 瀬野川公園等 ・テニスコート 小人 大人 ・野球場 小人 大人 ・多目的広場 ・会議室	(1時間までごとに) 260円/面 440円/面 460円 790円 無料 360円
町営住宅等 使用料	〔海田町営住宅設置及び管理条例第 16条、第58条〕 ・町営住宅の家賃 市町村立地係数 = 0.9 利便性係数 = 0.7 ~ 1.0 で海田町 が定める。 その他の係数の定め方は広島市、 海田町とも同じ。 ・駐車場の使用料 〔経過措置〕 家賃については、3年間、経過措置 を講じる。	家賃 = (家賃算定基 礎額) × (市町村立 地係数) × (規模係 数) × (経過年数係 数) × (利便性係数) 4,000円、5,000円	市営住宅等	〔広島市市営住宅等条例第14条、第 58条〕 ・市営住宅の家賃 市町村立地係数 = 1.1 利便性係数 = 0.7 ~ 1.0 で広島市 が定める。 その他の係数の定め方は広島市、 海田町とも同じ。 ・附設駐車場使用料	家賃 = (家賃算定基 礎額) × (市町村立 地係数) × (規模係 数) × (経過年数係 数) × (利便性係数) 安芸区(市街化区 域)は、4,200円(平 面・普通区画)

海田町の使用料			広島市の使用料		
名 称	内 容		合併後の施設 の用途(予定)	内 容	
道路占用料	【海田町道路占用料に関する条例第1条】 第1種電柱	1,000円/本・年 (市の2級地に相当)	-	【広島市道路占用料徴収条例第3条】 第1種電柱 ・1級地(中区、東区(除外地域あり)、南区、西区) ・2級地(安佐南区(除外地域あり)、安芸区(除外地域あり)、佐伯区) ・3級地(1級地及び2級地以外の区域)	2,200円/本・年 1,000円/本・年 770円/本・年
自転車等駐車料金	【海田町自転車等駐車場条例第5条】 自転車 ・登録利用 ・一時利用 原動機付自転車・自動二輪車 ・登録利用 ・一時利用 【経過措置】 土地区画整理事業等により、新たに屋根付きの駐輪場が整備されるまでの間、海田町駐輪場の登録料金(自転車700円/1月、バイク1,400円/1月)を引き継ぐ。 ただし、登録利用の段階的料金体系(3か月、6か月、12か月)については、直ちに廃止する。 合併時に海田町の登録期間が残っている場合については、その残存期間に限り、市の登録期間として認定し、差額は徴収しない。 合併前に購入した海田町の回数駐車券については、使用を認める。	700円/1月 2,100円/3月 3,500円/6月 6,500円/12月 100円/日・回 1,400円/1月 4,200円/3月 7,500円/6月 14,000円/12月 200円/日・回	自転車等駐車場	【広島市自転車等駐車場条例第6条】 自転車 ・登録利用 ・一時利用 原動機付自転車・大型自動二輪車・普通自動二輪車 ・登録利用 ・一時利用	1,000円/月 100円/日・回 2,000円/月 200円/日・回
下水道使用料	下水道事業の取扱いにおいて協議				
水道料金	水道事業の取扱いにおいて協議				
公民館使用料	【海田町公民館条例第11条】 ・大ホール ・視聴覚室、実習室、和室 ・大会議室 ・会議室 ・講座室	(1時間までごとに) 860円 500円/室 660円 380円 380円,500円	公民館	【広島市公民館条例第6条】 ・ホール ・大集会室 ・研修室、会議室、実習室、和室 ・ホール ・大集会室 ・研修室、会議室、実習室、和室	(3時間まで) 5,960円～11,930円 3,570円 1,190円/室 (超過使用料 1時間までごとに) 1,980円～3,970円 1,190円 390円/室

海田町の使用料			広島市の使用料		
名 称	内 容		合併後の施設 の用途(予定)	内 容	
青少年センター 使用料	〔海田町立青少年センター条例第7条〕 原則 地域の会合、PTAの会合等の目的で使用する場合 ・ホール	無料 (1時間までごとに) 660円	安芸区図書館の分室 (自主学習室)	〔広島市立中央図書館条例〕	使用料に関する定めなし
ふるさと館入館料、研修室使用料	〔海田町ふるさと館設置及び管理条例第6条〕 ・入館料 ・研修室 合併後のふるさと館の入館料等については、調整中	無料。ただし、特別な展示資料を観覧する場合は1人1回1,000円以内で町長が定める額 (1時間までごとに) 660円	郷土資料館の別館	〔広島市郷土資料館条例第5条〕 ・入館料 個人で入館する場合 ・小人 ・大人 30人以上の団体で入館する場合 ・小人 ・大人	50円/回 100円/回 30円/人・回 80円/人・回
ひまわりプラザ使用料	〔海田町ひまわりプラザ設置及び管理条例第8条〕 ・学習室 ・カルチャールーム ・和室 ・スタジオ ・ひまわりホール	(1時間までごとに) 380円 660円 500円 500円 1,130円	調整中		
児童クラブハウス使用料	〔海田町児童クラブハウス設置及び管理条例第6条〕 原則(小学校に就学している3年生以下の児童が使用する場合) 町長が特に必要があると認めて許可した場合 ・海田西児童クラブハウス ・海田南児童クラブハウス	無料 (1時間までごとに) 500円 660円	留守家庭子ども会用施設	〔広島市留守家庭子ども会実施要領〕	使用料に関する定めなし
図書館使用料	〔海田町立図書館条例第6条〕 原則 地域の会合、PTAの会合等の目的で使用する場合 ・学習情報室	無料 (1時間までごとに) 380円/室	安芸区図書館の分室	〔広島市立中央図書館条例〕	使用料に関する定めなし
学校運動場使用料	〔海田町立学校運動場管理運営条例第6条〕 屋外運動場(庭球場を含む。) ・使用料 ・照明施設 屋内運動場(武道場を含む。)	(1時間までごとに) 210円～420円 250円～1,000円 (1時間までごとに) 540円～1,190円	学校の運動場	〔広島市立学校体育施設開放事業実施要綱〕 広島市立小学校・中学校・高等学校の体育施設(屋外運動場、屋内運動場、武道場)の使用料	無料。ただし、照明設備の電気料金は使用者が負担(プリペイドカード方式)
小学校クラブハウス使用料	〔海田町立学校運動場管理運営条例第6条〕 海田小学校クラブハウス	(1時間までごとに) 500円	地区集会所	設置管理条例なし	-
計26件					

2 広島市(73件)

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
行政財産の使用料	[広島市財産条例第2条]	
勤労青少年ホーム使用料	[広島市勤労青少年ホーム条例第7条]	
レクリエーションセンター使用料	[広島市深入山自然レクリエーションセンター条例第5条]	
消費生活センター使用料	[広島市消費生活センター条例第7条]	
まちづくり市民交流プラザ使用料	[広島市まちづくり市民交流プラザ条例第7条]	
区民文化センター使用料	[広島市区民文化センター条例第6条]	
現代美術館観覧料等	[広島市現代美術館条例第7条、第8条]	
文化創造センター使用料	[広島市文化創造センター条例第7条]	
総合屋内プール使用料	[広島市総合屋内プール条例第7条]	
スポーツセンター使用料	[広島市スポーツセンター条例第8条]	
運動広場使用料	[広島市運動場条例第6条]	
体育館使用料	[広島市体育館条例第7条]	
市民球場使用料	[広島市民球場条例第9条]	
国際会議場使用料	[広島国際会議場条例第6条]	
留学生会館使用料	[広島市留学生会館条例第9条]	
平和記念資料館観覧料使用料	[広島平和記念資料館条例第5条、第9条]	
隣保館使用料	[広島市隣保館条例第5条]	
地域福祉センター使用料	[広島市地域福祉センター条例第7条]	
福祉センター使用料	[広島市福祉センター条例第7条]	
老人いこいの家使用料	[広島市老人いこいの家条例第6条] [広島市船越老人いこいの家鼓が浦荘条例第6条]	
老人福祉センター使用料	[広島市老人福祉センター条例第7条]	
心身障害者福祉センター使用料	[広島市心身障害者福祉センター条例第9条]	
障害者デイサービスセンター使用料	[広島市障害者デイサービスセンター条例第8条]	
精神保健福祉センター使用料	[広島市精神保健福祉センター条例第7条]	
女性福祉センター使用料	[広島市女性福祉センター条例第7条]	
寡婦寮使用料	[広島市寡婦寮条例第7条]	
くりが丘保育園の保育料	[広島市保育園条例第9条]	
療育指導相談所・療育相談室使用料	[広島市児童療育指導センター条例第29条]	

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
保健センター使用料	[広島市保健センター使用料及び手数料条例]	
健康管理・増進センター使用料 健康科学館観覧料	[広島市健康づくりセンター条例第6条]	
安芸市民病院使用料	[広島市安芸市民病院事業使用料及び手数料条例]	
火葬場使用料	[広島市火葬場条例第5条]	
墓地及び納骨堂使用料	[広島市墓地及び納骨堂条例第11条]	
看護専門学校授業料(全日制・定時制)	[広島市立看護専門学校条例第4条]	
舟入病院使用料	[広島市舟入病院事業使用料及び手数料条例]	
中小企業会館使用料	[広島市中小企業会館条例第8条]	
西新天地公共広場使用料	[広島市西新天地公共広場条例第7条]	
工業技術センター使用料	[広島市工業技術センター条例第7条]	
中央市場使用料 東部市場使用料 食肉市場使用料	[広島市中央卸売市場業務条例第71条]	
と畜場使用料	[広島市と畜場条例第4条]	
競輪場入場料	[広島市競輪条例第3条]	
広島城観覧料 望遠鏡使用料	[広島城条例第4条～第6条]	
ユース・ホステル使用料	[広島ユース・ホステル条例第11条]	
農業集落排水処理施設使用料	[広島市農業集落排水処理施設条例第13条]	
こども村使用料	[広島市こども村条例第5条]	
森林公園使用料(昆虫館入館料、モノレール使用料、 駐車料金等)	[広島市森林公園条例第6条、第9条～第11条]	
漁船巻揚施設使用料	[広島市漁船巻揚施設条例第5条]	
有料公園等使用料	[広島市公園条例第10条]	
安佐動物公園使用料(入園料、売店等使用料、駐車 料金)	[広島市安佐動物公園条例第3条、第8条、第9条]	
市営住宅等使用料(市営住宅、附設駐車場、市営店 舗)	[広島市市営住宅等条例第17条、第46条、第54条、第6 1条]	
広島駅南口地下広場使用料	[広島駅南口地下広場条例第8条]	
市営さん橋等港湾施設使用料	[広島市港湾施設条例第4条]	
道路占用料	[広島市道路占用料徴収条例第3条]	
有料道路通行料金	[広島市有料道路通行料金条例第3条]	
駐車場料金	[広島市市営駐車場条例第3条]	
道路附属物駐車場料金	[広島市道路附属物駐車場駐車料金徴収条例第4条]	

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
自転車等駐車場料金	[広島市自転車等駐車場条例第6条]	
下水道使用料	下水道事業の取扱いにおいて協議	
市立大学入学料、授業料、学生寮使用料	[広島市立大学条例第11条、第12条、第15条]	
水道料金	水道事業の取扱いにおいて協議	
市民病院使用料	[広島市病院事業使用料及び手数料条例第2条]	
高等学校・幼稚園の授業料、入学料、高等学校(定時制)の聴講料	[広島市立学校条例第3条、第3条の2、第4条の2]	
公民館使用料	[広島市公民館条例第6条]	
郷土資料館入館料	[広島市郷土資料館条例第5条]	
青少年センター使用料	[広島市青少年センター条例第7条]	
国際青年会館使用料	[広島市国際青年会館条例第7条]	
少年自然の家使用料	[広島市少年自然の家条例第7条]	
プラネタリウム観覧料	[広島市こども文化科学館条例第4条]	
江波山気象館入館料	[広島市江波山気象館条例第5条]	
交通科学館観覧料、使用料	[広島市交通科学館条例第5条、第6条]	
女性教育センター使用料	[広島市女性教育センター条例第8条]	
映像文化ライブラリー設備使用料、映画鑑賞料	[広島市映像文化ライブラリー条例第5条]	
グリーンスポーツセンター使用料	[広島市グリーンスポーツセンター条例第7条]	
計73件		

資料2

手数料一覧表

1 海田町(14件)

名 称	海田町の手数料		広島市の手数料	
税関係手数料	【海田町手数料条例】 【海田町税条例第91条の3】 ・税関係各種証明手数料 ・住宅用家屋証明 ・商品である原動機付自転車標識の交付 (2個以内/業者 有効期間1年度)	300円/件 1,300円/件 500円/個	【広島市証明等手数料条例】 【広島市都市計画関係手数料条例】 【広島市市税条例第91条の3】 ・税関係各種証明手数料 ・住宅用家屋証明 ・商品である原動機付自転車標識の交付 (5個以内/業者 有効期間3年度)	350円/件 (2枚目からは 100円/枚) 1,300円/件 500円/個 (使用期間10 日以内の臨時 交付 50円/ 個)
戸籍、住民票等関係手数料	【海田町手数料条例】 ・除籍、原戸籍謄本・抄本 ・戸籍謄本・抄本、除籍、原戸籍記載事項証明 ・戸籍記載事項証明及び戸籍に記載のない証明、戸籍届出書の記載事項の証明、戸籍届書受理証明書、戸籍届書、その他の書類の閲覧 ・戸籍届書受理証明書(上質紙) ・戸籍届書不受理証明 ・住民票又は戸籍の附票の記載事項に関する証明書、本籍、住所又は居所に関する証明書、身分証明書、火葬許可証を発行したことの証明書、外国人登録に関する証明書、印鑑証明書、住民基本台帳の閲覧	750円/件 450円/件 350円/件 1,400円/件 無料 300円/件	【広島市証明等手数料条例】 ・除籍、原戸籍謄本・抄本 ・戸籍謄本・抄本、除籍、原戸籍記載事項証明 ・戸籍記載事項証明及び戸籍に記載のない証明、戸籍届出書の記載事項の証明、戸籍届書受理証明書、戸籍届書、その他の書類の閲覧 ・戸籍届書受理証明書(上質紙) ・戸籍届書不受理証明 ・住民票又は戸籍の附票の記載事項に関する証明書、本籍、住所又は居所に関する証明書、身分証明書、火葬許可証を発行したことの証明書、外国人登録に関する証明書、印鑑証明書、住民基本台帳の閲覧	750円/件 450円/件 350円/件 1,400円/件 無料 300円/件
衛生関係手数料	【海田町手数料条例】 ・犬の登録手数料 ・狂犬病予防注射済票交付手数料 ・犬の鑑札の再交付手数料 ・狂犬病予防注射済票再交付手数料 (【広島県手数料条例】ほか) ・飲食店営業許可申請手数料 ・温泉利用許可申請手数料 ・旅館業許可申請手数料 ・興行場営業許可申請手数料 ・浴場業許可申請手数料 ・衛生検査所登録申請手数料 ・医薬品販売業許可申請手数料	3,000円/頭 550円/件 1,600円/件 340円/件 16,000円/件 35,000円/件 22,000円/件 22,000円/件 22,000円/件 22,000円/件 80,000円/件 29,000円/件	【広島市衛生関係手数料条例】 ・犬の登録手数料 ・狂犬病予防注射済票交付手数料 ・犬の鑑札の再交付手数料 ・狂犬病予防注射済票再交付手数料 ・飲食店営業許可申請手数料 ・温泉利用許可申請手数料 ・旅館業許可申請手数料 ・興行場営業許可申請手数料 ・浴場業許可申請手数料 ・衛生検査所登録申請手数料 ・医薬品販売業許可申請手数料	3,000円/頭 620円/件 1,600円/件 430円/件 16,000円/件 35,000円/件 22,000円/件 22,000円/件 22,000円/件 22,000円/件 80,000円/件 29,000円/件
化製場設置許可等申請手数料	【海田町手数料条例】 ・死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料 ・化製場設置許可申請手数料 ・動物の飼養又は収容の許可申請手数料	16,000円 25,000円 7,800円	【広島市化製場等に関する条例第3条】 ・死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料 ・化製場設置許可申請手数料 ・動物の飼養又は収容の許可申請手数料	16,000円 25,000円 7,800円

名 称	海田町の手数料		広島市の手数料	
一般廃棄物処理手数料、一般廃棄物収集運搬業許可等申請手数料、浄化槽保守点検業者登録等手数料	ごみ及びし尿処理事業の取扱いにおいて協議			
農林水産関係手数料	【海田町手数料条例】 ・鳥獣飼養許可証の交付手数料、更新手数料、再交付手数料 【広島県家畜人工授精料等徴収条例】	3,400円/件 7,620円～ 9,350円	【広島市農林水産関係手数料条例】 ・鳥獣飼養登録票の交付手数料、更新手数料、再交付手数料 ・家畜人工授精料	3,400円/件 2,100円(第1回) 1,050円(第2回～)
屋外広告物許可申請等手数料	【海田町手数料条例】 ・屋外広告物許可申請手数料 【広島県屋外広告物条例第21条の6】 ・屋外広告物講習手数料	350円/個～ 26,560円/個 5,230円	【広島市屋外広告物条例第22条】 ・屋外広告物許可申請手数料 ・屋外広告物講習手数料	350円/個～ 26,560円/個 5,230円
都市計画関係手数料	【海田町手数料条例】 ・優良住宅新築確認申請手数料 【広島県手数料条例】 ・建築確認申請手数料 ・建築検査申請手数料 【海田町手数料条例】 ・優良宅地造成認定申請手数料 【広島県手数料条例】 ・開発行為許可申請手数料 ・宅地造成工事許可申請手数料	6,200円～ 43,000円 5,000円～ 460,000円 9,000円～ 370,000円 86,000円 8,900円～ 900,000円 12,000円～ 430,000円	【広島市都市計画関係手数料条例】 ・優良住宅新築認定申請手数料 ・建築確認申請手数料 ・建築検査申請手数料 ・優良宅地造成認定申請手数料 ・開発行為許可申請手数料 ・宅地造成工事許可申請手数料	6,200円～ 45,000円 5,000円～ 460,000円 9,000円～ 370,000円 89,000円 8,900円～ 900,000円 12,000円～ 430,000円
放置自転車の撤去、保管手数料	【海田町自転車等の放置防止に関する条例第11条】 ・自転車 ・原動機付自転車 ・自動二輪車	1,500円 2,000円 2,500円	【広島市自転車等の放置の防止に関する条例第13条】 ・自転車 ・原動機付自転車 ・自動二輪車	2,100円 4,200円 5,250円
排水設備指定工事店登録等手数料	【海田町下水道条例第24条】 ・指定工事店の指定 ・指定の更新	15,000円/件 4,000円/件	【広島市下水道条例第29条の2】 ・指定工事店の指定 ・指定の更新	15,000円/件 4,000円/件

名 称	海田町の手数料		広島市の手数料	
消防関係手数料	【広島県手数料条例】 ・火薬類譲渡許可申請手数料 1,200円/件 ・火薬類譲受許可申請手数料 2,400円～3,500円/件 ・煙火消費許可申請手数料 7,900円/件 【海田町手数料条例】 ・り災証明手数料(震災・風水害等) 300円/件		【広島市消防関係手数料条例】 ・火薬類譲渡許可申請手数料 1,200円/件 ・火薬類譲受許可申請手数料 2,400円～3,500円/件 ・煙火消費許可申請手数料 7,900円/件 【広島市証明等手数料条例】 ・り災証明手数料(震災・風水害等) 350円/件	
設計審査手数料、 工事検査手数料	水道事業の取扱いにおいて協議			
指定給水装置工事業業者指定等手数料	【海田町給水条例第32条】	10,000円/件	【広島市水道給水条例第41条】	10,000円/件
農業委員会各種手数料	【海田町手数料条例】 ・農地の現況に関する証明 300円/件		【広島市証明等手数料条例】 ・非農地証明 600円/枚 2枚目から100円増 ・農地法第3条の許可証明(農委区域内) 350円 ・農地法第4条・第5条の受理証明(市街化区域に係る農地転用(S55.10.1以降)) 350円 ・耕作証明 600円	
計14件				

2 広島市(38件)

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
公文書の開示請求に係る写しの交付手数料	[広島市情報公開条例第15条]	
個人情報の開示請求に係る写しの交付手数料	[広島市個人情報保護条例第25条]	
公文書等の複写に係る手数料	[広島市公文書館条例第7条]	
税関係手数料	[広島市証明等手数料条例] [広島市都市計画関係手数料条例] [広島市市税条例]	
戸籍、住民票等関係手数料	[広島市証明等手数料条例]	
被爆者援護法第33条第1項に規定する遺族の戸籍証明手数料	[戸籍の無料証明に関する条例]	
衛生関係手数料	[広島市衛生関係手数料条例]	
精神保健福祉センター手数料	[広島市精神保健福祉センター条例第7条]	
療育相談所・療育相談室の手数料	[広島市児童療育指導センター条例第29条]	
安芸市民病院手数料	[広島市安芸市民病院事業使用料及び手数料条例]	
保健センター手数料	[広島市保健センター使用料及び手数料条例]	
衛生研究所試験検査手数料	[広島市衛生研究所条例第5条]	
看護専門学校学力検査料(全日制・定時制)	[広島市立看護専門学校条例第3条]	
舟入病院手数料	[広島市舟入病院事業使用料及び手数料条例]	
化製場設置許可等申請手数料	[広島市化製場等に関する条例第3条]	
フロン類回収業者等登録手数料	[広島市フロン類回収業者等登録手数料条例]	
一般廃棄物処理手数料、一般廃棄物収集運搬業許可等申請手数料、浄化槽保守点検業者登録等手数料	ごみ及びびり尿処理事業の取扱いにおいて協議	
工業技術センター手数料	[広島市工業技術センター条例第8条]	
計量関係手数料	[広島市計量手数料条例]	
農林水産関係手数料	[広島市農林水産関係手数料条例]	
地区計画内建築制限条例に基づく特例許可申請手数料	[広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第13条]	
屋外広告物許可申請等手数料	[広島市屋外広告物条例第22条]	
都市計画関係手数料	[広島市都市計画関係手数料条例]	
特殊車両通行許可申請手数料	[広島市特殊車両通行許可申請手数料条例]	
放置自転車の撤去、保管手数料	[広島市自転車等の放置の防止に関する条例第13条]	
排水設備指定工事店登録等手数料	[広島市下水道条例第29条の2]	
市立大学入学検定料	[広島市立大学条例第10条]	
消防関係手数料	[広島市消防関係手数料条例] [広島市証明等手数料条例]	
設計審査手数料、工事検査手数料	水道事業の取扱いにおいて協議	
指定給水装置工事事業者指定等手数料	[広島市水道給水条例第41条]	
市民病院手数料	[広島市病院事業使用料及び手数料条例第2条]	
高等学校入学者選抜料	[広島市立学校条例第4条]	

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
気象資料の複写交付手数料	[広島市江波山気象館条例第6条]	
郷土資料館手数料	[広島市郷土資料館条例第6条]	
乗り物資料の複写交付手数料	[広島市交通科学館条例第7条]	
中央図書館資料複写手数料	[広島市立中央図書館条例第5条]	
こども図書館資料複写手数料	[広島市こども図書館条例第5条]	
農業委員会各種手数料	[広島市証明等手数料条例]	
計38件		

負担金等一覧表

1 海田町(5件)

名 称	海田町の負担金等		広島市の負担金等	
老人ホーム入所費用	〔老人福祉法第28条〕 〔老人福祉法による費用の徴収に関する規則第2条〕 ・被措置者 ・扶養義務者	0円～81,100円/月 0円～191,200円/月	〔老人福祉法第28条〕 〔広島市老人ホーム入所措置等に関する規則第7条〕 ・被措置者 ・扶養義務者	0円～81,100円/月 0円～191,200円/月
身体障害者更生児援護施設入所措置費用	〔身体障害者福祉法第38条〕 〔身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則第2条〕 ・被措置者 ・扶養義務者	0円～96,000円/月 0円～95,600円/月	〔身体障害者福祉法第38条〕 〔身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則第3条〕 ・被措置者	0円～96,000円/月
保育料	保健・福祉事業の取扱いにおいて協議			
下水道事業受益者負担金	下水道事業の取扱いにおいて協議			
水道施設整備納付金	水道事業の取扱いにおいて協議			
計5件				

2 広島市(9件)

名 称	根 拠 法 令 等	備 考
救護院入所費用	〔広島市救護院条例第4条〕	
喜生園入所費用	〔老人福祉法第28条〕 〔広島市喜生園条例第4条〕	
老人ホーム入所費用	〔老人福祉法第28条〕 〔広島市老人ホーム入所措置等に関する規則第7条〕	
知的障害者援護施設入所措置費用	〔知的障害者福祉法第27条〕 〔知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則第4条〕	
身体障害者更生援護施設入所措置費用	〔身体障害者福祉法第38条〕 〔身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則第3条〕	
児童福祉施設入所措置費用	〔児童福祉法第56条〕 〔児童福祉法に基づく措置等に関する規則第5条〕	
保育料	保健・福祉事業の取扱いにおいて協議	
下水道事業受益者負担金	下水道事業の取扱いにおいて協議	
水道施設整備納付金	水道事業の取扱いにおいて協議	
計9件		

協議事項	補助金等の取扱い
------	----------

現 況 比 較			
補助金等の件数			
区 分	広島市	海田町	備 考
広島市及び海田町の両方に あるもの	(資料1) 44件		
広島市にのみ又は海田町にのみ あるもの	(資料2) 144件	(資料3) 22件	
計	188件	66件	

調整方針(案)	補助金等は、原則として広島市の制度に統一するものとする。
---------	------------------------------

備 考	広島市及び安芸区並びに海田町の各社会福祉協議会が交付している補助金等については、「社会福祉法人安芸区社会福祉協議会・社会福祉法人海田町社会福祉協議会・社会福祉法人広島市社会福祉協議会合併協議会」において協議を行う。
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

名	称
警察署管内防犯組合連合会補助	
集会施設整備費補助	
織田幹雄記念国際陸上競技大会開催補助	
体育協会等補助	
人権擁護委員協議会運営費補助	
民間社会福祉施設整備費等借入金元利補助	
民生委員児童委員協議会運営費補助	
老人クラブ連合会補助	
単位老人クラブ補助	
区、学区社会奉仕活動補助・世代間交流支援事業補助	
社会福祉法人による介護サービス利用者負担減免措置助成	
住宅改修費支給申請業務支援事業	
(社)広島地域障害者雇用支援センター事業補助	
心身障害者就労促進事業費補助	
精神障害者就労促進事業費補助	
乳児保育促進事業補助	
私立保育所延長保育事業費補助	
障害児保育事業補助	
私立保育所運営費補助	
公衆衛生推進協議会事業補助	
病院群輪番制病院運営事業補助	
食品衛生指導事業補助	
公衆浴場施設整備補助	
合併処理浄化槽設置事業補助	
商工会事業補助	
有害鳥獣駆除班員傷害保険加入事業補助	
有害鳥獣駆除対策事業補助	
有害鳥獣駆除事業補助(駆除班補助)	
農業祭・農産物品評会事業補助	
漁船保険・船主責任保険補助	
かき養殖共済事業補助	
まちづくり活動推進事業補助	
がけ地近接等危険住宅移転事業補助	
街路灯設置補助	
バス運行対策費補助	
私道内排水設備布設工事費補助	
生活扶助世帯水洗便所設備工事費補助	
消防団共済制度補助	
政務調査費補助	
私立幼稚園就園奨励費補助	
指定文化財保存事業補助	
青少年育成団体事業補助	
児童生徒大会派遣事業補助	
学校保健会事業補助	

資料2

広島市にのみあるもの(144件)

名	称
有線放送運営事業補助	
法律扶助協会事業補助	
統計調査事業補助	
新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助	
退職公務員連盟等補助	
労働者福利厚生事業助成	
消費者協会事業補助	
屋外掲示板設置補助	
コミュニティ交流協議会補助	
地域活動振興補助	
芸術文化団体事業補助	
広島交響楽協会事業補助	
学区体育振興事業補助	
体育団体等育成指導補助	
アジア競技大会メモリアルイベント開催等補助	
各種スポーツ大会開催補助	
競技力向上対策事業補助	
被爆建物等保存・継承事業補助	
女性団体連絡会議補助	
民間社会福祉施設整備費等補助金	
民間社会福祉施設小規模整備等補助金	
民間社会福祉施設職員給与改善費補助	
民間社会福祉施設産休、病休代替職員雇用費補助	
リフト付きタクシー整備費補助事業	
老人福祉施設連盟機関紙発行補助	
軽費老人ホーム事務費補助	
島しょ部介護サービス提供支援事業	
民間老人福祉施設理学療法士等雇用費補助	
老人福祉大会開催補助	
全国健康福祉祭参加事業補助	
高齢者作品展開催事業補助	
老人福祉施設機能回復訓練研修事業補助	
障害子どもまつり開催事業補助	
身体障害者等スポーツ大会開催事業補助	
心身障害者福祉関係団体等行事開催補助	
障害者社会参加推進センター設置運営費補助	
民間心身障害者(児)福祉施設通園バス運行費補助	
民間社会福祉施設重度障害児(者)処遇職員加配補助	
身体障害者福祉活動推進事業補助	
身体障害者等スポーツ大会派遣事業補助	
心身障害者小規模作業所施設賠償責任保険加入費補助	
紙屋町地下街ふれ愛プラザ運営補助	
精神障害者社会復帰施設整備費補助	
精神障害者社会復帰施設運営費補助	
措置入院者入院協力事業補助	

名 称
精神障害者共同作業所施設賠償責任保険加入費補助
精神障害者居宅介護等事業補助
精神障害者短期入所事業補助
精神障害者地域生活援助事業補助
地域組織活動事業補助(母親クラブ活動補助)
一時保育事業費補助
保育所清掃業務等委託費補助
保育所地域活動事業補助
乳幼児健康支援一時預り事業補助
ひとり親家庭健全育成事業補助
児童養護施設入所児童学習指導促進事業補助
児童養護施設入所児童スポーツ活動費用等助成事業
地域活動連絡協議会助成事業(母親クラブ連絡協議会助成事業)
私立保育所職員配置費補助
家庭的保育等事業
私立幼稚園預かり保育事業費補助
広島戦没者慰霊祭委員会事業補助
戦傷病者社会参加等促進事業補助
広島赤十字・原爆病院医療機器整備補助
原爆死没者慰霊等事業補助
各種学会開催補助
広島難病団体連絡協議会活動費補助
広島市連合地区地域保健対策協議会事業補助
広島県歯科衛生士会歯科衛生士活用推進事業補助
私立学校等結核健康診断補助
心身障害児(者)歯科診療事業補助
学区献血推進協力会運営補助
広島市医師会等保健衛生活動事業補助
食品衛生コンサルタント事業補助
公衆浴場組合事業補助
公衆浴場施設整備資金利子補助
民間介護老人保健施設施設・設備整備補助
民間介護老人保健施設整備資金利子補助
リサイクルまちづくり推進モデル事業補助
安芸地区し尿収集手数料格差是正事業補助
広島市商店街連合会事業補助
広島商工会議所事業補助
広島県中小企業団体中央会事業補助
広島生鮮三品連絡協議会事業補助
商店街等共同施設整備事業補助
新技術研究支援補助
産学官共同研究開発補助
商売知恵出し事業補助
国際規格認証取得支援補助
新開発商品市場開拓事業補助(見本市等出品補助)
広島TLO事業に対する補助

名 称
伝統的工芸品仏壇仏具展出展補助
日本貿易振興会広島貿易情報センター事業補助
日本競輪選手会広島支部補助
広島競輪従業員共済会助成
広島県教育旅行誘致対策協議会補助
観光行事開催補助
瀬戸内・船客万来事業補助
公共空間におけるオープンカフェ事業の助成
(財)広島観光コンベンションビューロー・コンベンション開催助成・会議費助成
農業振興協議会事業補助
椎茸栽培者連絡協議会事業補助
農業制度資金利子補給事業補助
農業集落排水水洗便所設備事業補助
農業集落排水設備改造資金利子補給金補助
ほ場整備推進特別事業元利償還補助
市民菜園開園事業補助
高能率生産団地育成事業補助
森林組合事業補助
森林機能保全間伐対策事業補助
森林造成事業補助
台風18号対策天災資金融資利子補給
台風18号対策被害漁業者救済資金融資利子補給
ヘテロカブサ赤潮被害漁業者経営維持安定資金融資利子補給
かき浄化施設整備事業補助
海浜清掃事業補助
河川清掃事業補助
肉用牛等集荷対策事業補助
高齢者向け優良賃貸住宅供給モデル事業建設費及び家賃減額補助
特定優良賃貸住宅供給促進事業建設費及び家賃減額補助
民有地緑化事業補助
漁民会館管理運営事業補助
金輪島旅客定期航路事業補助
交通安全運動推進隊連絡協議会補助
街路灯維持補修費補助
私道整備工事費補助
地図混乱地区内私有道路市道編入測量事業補助
日本下水道事業団業務運営費補助
広島市議会議員互助会事業補助
私立幼稚園就園奨励費交付事務補助
私立幼稚園助成
私立中学校助成
私立高等学校助成
外国人学校助成
P T A協議会等事業補助
女性団体等事業補助
各種社会教育団体事業補助

名 称
青年会議所社会教育事業補助
ボーイスカウト・ガールスカウト事業補助
青年団体連絡協議会補助
子ども会事業補助
子ども体験・交流促進モデル事業補助
学校給食会運営費補助
英語担当教員海外派遣事業補助

資料3

海田町にのみあるもの(22件) [名称に 印を付しているものは、経過措置をとるもの]

名 称	内 容	備 考
作木村交流事業補助	作木村と交流事業を行う各種団体への補助 1 補助対象 親善を目的とした相互訪問事業 郷土芸能及びスポーツ交歓会等 2 補助額 作木村への訪問者 2,000 円/人(1 申請 10 万円以内) 作木村からの訪問者の受入れ 1,000 円/人(1 申請5万円以内)	作木村では、「三次市・双三郡・甲奴町合併協議会」へ参加し、合併へ向けた協議を進めている。 合併に伴い、当該補助の根拠となる両町村の姉妹都市縁組を廃止する。
職員厚生事業補助	海田町職員親睦団体「親和会」への補助 1 補助対象 現職員の親睦、相互扶助並びに福祉増進を図ることを目的とした親和会の事業 講演会、講習会 運動、娯楽、視察旅行 会員の慶弔に関する事業等 2 補助額 120 万円/年 3 会員数 277 名	海田町職員は合併とともに広島市職員の福利厚生を目的として組織する職員互助会(市規則で設置)の会員となるため「親和会」は解散する。 なお、広島市では、講演会、講習会については、福利課等で実施している。 運動、娯楽については、職員互助会で、職場でのレクリエーションや体育行事への助成、文化・体育サークルへの助成、厚生施設借上等の事業を実施している。 会員の慶弔に関する給付については、職員互助会が実施している。
防犯組合連合会補助	海田町防犯組合連合会への補助 1 補助対象 防犯意識の高揚や犯罪を防ぐ防犯連帯感の醸成など防犯活動を推進、実施する事業 2 補助額 20 万円/年	海田町では、「海田町防犯組合連合会」及びその上部組織である「海田警察署管内防犯組合連合会」の両方へ補助金を支出している。 広島市では各警察署管内防犯組合連合会へ補助金を支出している。
自治会連合会運営費補助	自治会連合会への補助 1 補助対象 会議及び研修経費 2 補助限度額 20 万円/年	* 1年の経過措置を設けた後廃止する。
自治会長研修費補助	自治会長への補助 1 補助対象 研修経費 2 補助限度額 70 万 5 千円/年 (15,000 円 × 47 自治会)	* 1年の経過措置を設けた後廃止する。

名 称	内 容	備 考
校区連合会運営費補助	校区連合会への補助 1 補助対象 会議及び研修等レクリエーション経費 2 補助限度額 会議費及び事務費 37 万円/年 校区スポーツ大会費 40 万円/年 (10 万円×4 校区)	* 1年の経過措置を設けた後廃止する。 校区スポーツ大会費については、広島市の類似制度として「地域活動振興補助」(1小学校区あたり補助額 3 万円/年)がある。
自治会集会所運営事業補助	地元集会所管理者への補助 1 補助対象 集会所の維持管理に要する光熱水費、保険料、し尿くみ取り料、消耗品費、備品費、修繕料(集会所改修事業に該当するものは除く。) 2 補助限度額 2 万円/施設・年 3 平成 15 年度補助団体 25 団体(27 施設)	* 1年の経過措置を設けた後廃止する。
自治会集会所等土地借上料補助	地元集会所管理者への補助 1 補助対象 集会所の土地借上料 2 補助額 借上料から町有地貸付額の当該年度の最高額を減じた額 3 補助限度額 3 万円/施設・年 4 平成 15 年度補助団体 5 自治会	* 1年の経過措置を設けた後廃止する。
自治会集会所等施設借上料補助	地元集会所管理者への補助 1 補助対象 集会所施設の借上料 2 補助額 補助対象経費の 1/2 3 補助限度額 3 万円/施設・年 4 平成 15 年度補助団体 1 自治会	* 1年の経過措置を設けた後廃止する。
フェスタひまわり事業補助	フェスタひまわり実行委員会への補助 1 補助対象 町で毎年実施される祭り「フェスタひまわり」の出店、ステージ、催事等に係る事業費 2 補助額 500 万円/年	フェスタひまわりへの補助は、実行委員会の意向により廃止する。

名 称	内 容	備 考
海田町民文化振興会 事業補助	海田町民文化振興会への補助 1 補助対象 町の文化振興を目指す町民参加団体である 振興会の事業 かいた七夕さん まちづくりボランティア養成講座 ふるさと再発見ウォークラリー 瀬野川サミット事業 文化のまちづくり会員研修 2 補助額 100万円/年	かいた七夕さんは、市民主体での実施を前提に安芸区まちづくり振興費で1年間に限り実施する。 まちづくりボランティア養成講座は(財)広島市ひと・まちネットワークの事業に統合する。 ふるさと再発見ウォークラリーは廃止する。 瀬野川サミット事業は公民館学習会事業の中で検討していく。 文化のまちづくり会員研修は、当該振興会の自主事業で実施する。
海田町音楽祭実行委員会 事業補助	海田町音楽祭実行委員会への補助 1 補助対象 町内及び近隣市町の音楽団体が構成される 音楽祭実行委員会の事業 ふれあいコンサート 楽譜ライブラリー ふれあいサマーコンサート 2 補助額 60万円/年	ふれあいコンサートは、区の魅力づくり事業として実施する。 楽譜ライブラリーは廃止する。 ふれあいサマーコンサートは安芸区民文化センターの事業に統合する。
織田幹雄スポーツ振興会 事業補助	織田幹雄スポーツ振興会への補助 1 補助対象 振興会の事業 スポーツ指導者の育成、資質向上のための各種事業 海田町民スポーツ振興のための各種事業 競技力の向上のための各種事業 表彰事業 2 補助額 100万円/年	振興会の各事業は、(財)広島市スポーツ協会の事業へ統合する。
スポーツ少年団育成 振興事業補助	海田町スポーツ少年団への補助 1 補助対象 団の事業 団の登録 団の育成 指導者の確保・育成及び交流 関係団体の連絡調整 2 補助額 80万円/年	合併後は、(財)広島市スポーツ協会が実施するスポーツ少年団交流事業、リーダー養成・研修事業、国際・国内スポーツ交流事業などを利用できる。
海田町国際交流協会 事業補助	海田町国際交流協会への補助 1 補助対象 協会の事業 国際親善サッカー大会 海外研修(一般研修) 青少年海外研修 国際理解講座 フェスタひまわり屋台村出店 世界の料理教室 2 補助額 300万円/年	国際親善サッカー大会は、区の魅力づくり事業として実施する。 海外研修(一般研修)、青少年海外研修、国際理解講座は、(財)広島市平和文化センターの事業に統合する。 フェスタひまわり屋台村出店は廃止する。 世界の料理教室は公民館の事業へ統合する。

名 称	内 容	備 考																								
火葬料補助	<p>広島市内の火葬場を使用した町民への補助</p> <p>1 補助対象 火葬場使用料の広島市との差額分</p> <p>2 補助額</p> <table border="0"> <tr> <td>12歳以上</td> <td>24,500円</td> </tr> <tr> <td>12歳未満</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>死産児</td> <td>9,800円</td> </tr> </table>	12歳以上	24,500円	12歳未満	14,000円	死産児	9,800円	<p>合併に伴い不要となる。</p> <p>[参考]</p> <p>1 広島市の火葬場 永安館、可部火葬場、五日市火葬場</p> <p>2 使用料:</p> <table border="0"> <tr> <td>12歳以上</td> <td>(市民)</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(その他)</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>12歳未満</td> <td>(市民)</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(その他)</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>死産児</td> <td>(市民)</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(その他)</td> <td>12,000円</td> </tr> </table>	12歳以上	(市民)	5,500円		(その他)	30,000円	12歳未満	(市民)	4,000円		(その他)	18,000円	死産児	(市民)	2,200円		(その他)	12,000円
12歳以上	24,500円																									
12歳未満	14,000円																									
死産児	9,800円																									
12歳以上	(市民)	5,500円																								
	(その他)	30,000円																								
12歳未満	(市民)	4,000円																								
	(その他)	18,000円																								
死産児	(市民)	2,200円																								
	(その他)	12,000円																								
ふるさと特産品づくり 奨励事業補助	<p>海田町ふるさと特産品協議会への補助</p> <p>1 補助対象 協議会の事業 先進事例の調査・研究 特産品開発に関する技術開発 その他町長が必要と認める事業</p> <p>2 補助額 140万円/年</p>	<p>合併までに、事業目的の達成を図る。 なお、協議会は、合併後も任意の団体として存続する。</p>																								
森林有効利用推進活 動費補助	<p>日ノ浦山を育てる会への補助</p> <p>1 補助対象 日ノ浦山国有林を有効利用し保全することを 研究・協議する「日ノ浦山を育てる会」の事業 植樹 パンフレット作成 登山道伐採(ルート確保) 標識設置 登山会</p> <p>2 補助額 7万円/年</p>	<p>安芸区内には森林保護等を目的としたボランティア団体があり、行政とも緊密に連携をとって活動している。</p>																								
海田町交通安全協会 団体育成補助	<p>海田町交通安全協会への補助</p> <p>1 補助対象 協会の事業 春及び秋の全国交通安全運動 広島県夏の交通安全運動 年末交通事故防止交通安全決起大会 幼児交通安全クラブ音楽会</p> <p>2 補助額 52万5千円/年</p>	<p>海田町では、交通安全啓発事業等の一部は海田町交通安全協会が実施し、町が補助金を交付しているが、広島市では、これらの事業は市が直接実施している。</p>																								
自主防災組織防災資 器材購入費補助	<p>自治会を単位とした自主防災組織への防災資 器材購入費補助</p> <p>1 補助対象 結成の初年度又は防災訓練実績のある組織 が購入した防災資器材の費用の2/3</p> <p>2 補助限度額 4万円</p> <p>3 補助金交付申請 1組織につき3年度に1回</p>	<p>広島市では、消防団車庫に自主防災 会等地域住民が使用することのできる防 災活動資器材を配備している。</p>																								

名 称	内 容	備 考
人権教育研究会補助	海田町人権教育研究会への補助 1 補助対象 保育所、幼稚園、小学校、中学校の教職員及び社会教育機関の職員で構成される研究会の運営費等 人権教育推進のための総合計画の立案、推進及び成果の評価・反省 研究部会の開催 その他人権教育推進上必要な事業 2 補助額 30万円/年	行政に関する事項について自主的に研究を行う職員のグループ活動を奨励し、その経費の一部を援助する広島市の「自発的研究活動奨励・援助」制度を活用できるよう調整する。
成人祭事業補助	成人祭式典後の記念パーティの企画・実施を行う海田町成人祭実行委員会への補助 1 補助対象 記念パーティに係る費用 2 補助額 55万8千円/年	合併に伴い成人祭を市に統一する。 なお、広島市では、市民公募の実行委員会を設けて成人祭の企画等に参加してもらっているが、経費については補助金ではなく、市が直接執行している。

広島市・海田町合併協議会協議書

協議事項	国民健康保険事業の取扱い
------	--------------

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
<p>1 世帯数等の状況(平成 15 年 3 月末現在)</p> <p>(1) 世帯数 200,220 世帯</p> <p>(2) 被保険者数 358,853 人</p> <p style="padding-left: 20px;">うち、第 2 号被保険者数 108,213 人</p> <p>2 保険料の賦課状況(平成 15 年度)</p> <p>(1) 保険料率</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 医療分 所得割 687 %</p> <p style="padding-left: 40px;">均等割 22,132 円</p> <p style="padding-left: 40px;">平等割 12,899 円</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 介護分 所得割 94 %</p> <p style="padding-left: 40px;">均等割 5,139 円</p> <p style="padding-left: 40px;">平等割 2,260 円</p> <p>(2) 所得割算定基礎</p> <p style="padding-left: 40px;">当該年度の市民税所得割額</p> <p>(3) 限度額</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 医療分 52 万円</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 介護分 8 万円</p> <p>(4) 納期(回数)</p> <p style="padding-left: 40px;">6 月～3 月(10 回)</p> <p>(5) 督促</p> <p style="padding-left: 40px;">督促手数料 なし</p> <p>(6) 保険料(税)の現況比較</p> <p style="padding-left: 40px;">別紙のとおり。</p> <p>3 被保険者証</p> <p>(1) 更新時期 10 月 1 日(1 年更新)</p> <p>(2) 被保険者証の交付 世帯ごとに交付</p>	<p>1 世帯数等の状況(平成 15 年 3 月末現在)</p> <p>(1) 世帯数 4,808 世帯</p> <p>(2) 被保険者数 8,917 人</p> <p style="padding-left: 20px;">うち、第 2 号被保険者数 2,736 人</p> <p>2 保険税の賦課状況(平成 15 年度)</p> <p>(1) 保険税率</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 医療分 所得割 5.4 %</p> <p style="padding-left: 40px;">資産割 18.0 %</p> <p style="padding-left: 40px;">均等割 25,200 円</p> <p style="padding-left: 40px;">平等割 25,200 円</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 介護分 所得割 0.9 %</p> <p style="padding-left: 40px;">資産割 5.0 %</p> <p style="padding-left: 40px;">均等割 6,600 円</p> <p style="padding-left: 40px;">平等割 4,200 円</p> <p>(2) 所得割算定基礎</p> <p style="padding-left: 40px;">前年度総所得額 - 住民税基礎控除相当額</p> <p>(3) 限度額</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 医療分 53 万円</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 介護分 8 万円</p> <p>(4) 納期(回数)</p> <p style="padding-left: 40px;">7 月～2 月(8 回)</p> <p>(5) 督促</p> <p style="padding-left: 40px;">督促手数料 50 円</p> <p>(6) 保険料(税)の現況比較</p> <p style="padding-left: 40px;">別紙のとおり。</p> <p>3 被保険者証</p> <p>(1) 更新時期 10 月 1 日(1 年更新)</p> <p>(2) 被保険者証の交付 被保険者ごとに交付 (個人カード化)</p>		

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
4 保険給付（法律で給付内容が定まっているものを除く。）	4 保険給付（法律で給付内容が定まっているものを除く。）		
(1) 出産育児一時金 30万円	(1) 出産育児一時金 30万円		
(2) 葬祭費 4万円	(2) 葬祭費 2万円		
(3) はり・きゅう施術費 1回につき700円 1年間(4月～翌年3月)1人35回まで	(3) はり・きゅう施術費 実施していない。		
5 保健事業	5 保健事業		
(1) 人間ドックの助成	(1) 人間ドックの助成		
ア 対象者 前年度の保険料を完納している世帯に属する人 当該年度中に40歳、45歳、 50歳、55歳になる人	ア 対象者 前年度の保険料を完納している世帯に属する人 人間ドック検診時に40歳以上で老人保健の該当者を除く人		
イ 助成額 検診料金の7割	イ 助成額 2万円を限度		
(2) 国保総合健康づくり推進事業 実施していない。	(2) 国保総合健康づくり推進事業 健康教育、健康相談、健康増進事業、生活習慣改善事業、こころの健康づくり事業等を実施している。		

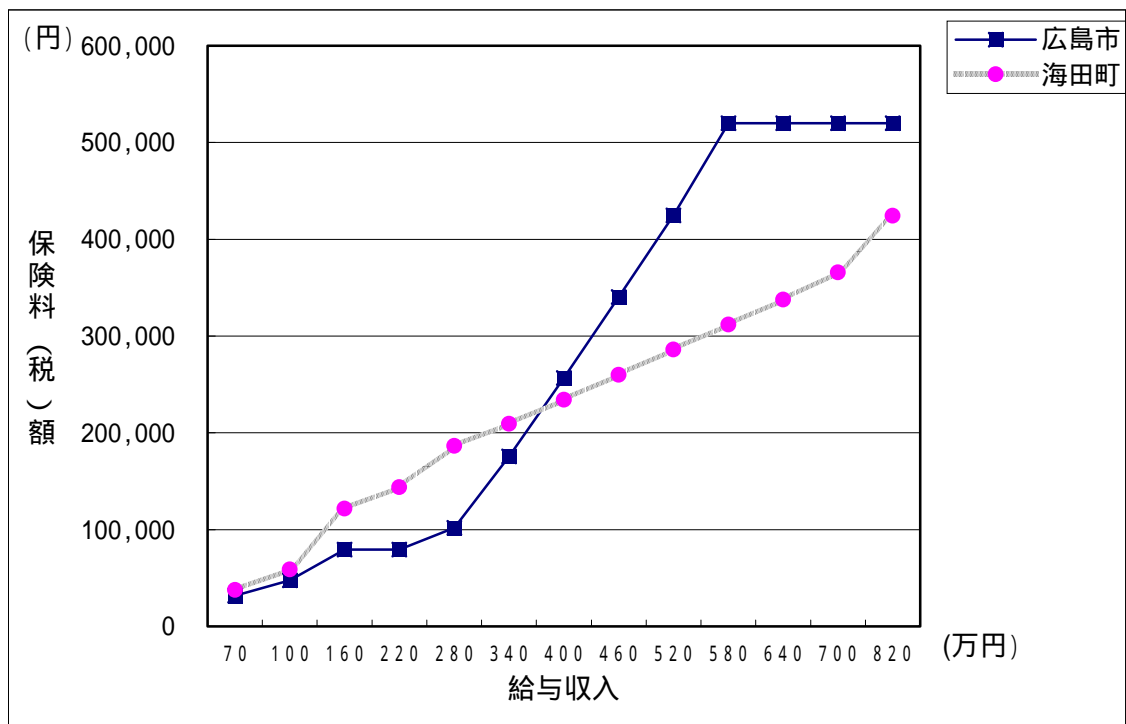
調整方針(案)	<p>国民健康保険事業については、広島市の制度に統一するものとする。ただし、次のとおり経過措置を設ける。</p> <p>(1) 制度の統一により保険料が増加する世帯については、平成16年度から2年度間、減額措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 海田町発行の個人ごとの被保険者証は有効期限（平成16年9月30日）までそのまま使用し、それ以後は広島市の被保険者証を世帯ごとに発行するものとする。</p>
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備 考	広島市の保険料に統一した場合、保険料が増加・減少する海田町の世帯数						
	区分	増減額（年額）					合計
		50,000円以下	50,001円～100,000円	100,001円～150,000円	150,001円～200,000円	200,001円以上	
	増加世帯数	703世帯	321世帯	231世帯	150世帯	178世帯	1,583世帯
減少世帯数	2,273世帯	826世帯	237世帯	56世帯	24世帯	3,416世帯	
世帯数は平成15年度当初賦課期日現在							

保険料（税）現況比較

平成15年度保険料（税）の額

給与収入(給与所得金額)	広島市(A)	海田町(B)	差額(円) (A) - (B)
	保険料の額(円)	保険税の額(円)	
70 万円 (5万円)	31,715	37,800	6,085
100 万円 (35万円)	47,576	59,040	11,464
160 万円 (95万円)	79,295	121,680	42,385
220 万円 (136万円)	79,295	143,820	64,525
280 万円 (178万円)	101,966	186,660	84,694
340 万円 (220万円)	175,475	209,340	33,865
400 万円 (266万円)	256,541	234,180	22,361
460 万円 (314万円)	340,355	260,100	80,255
520 万円 (362万円)	424,856	286,020	138,836
580 万円 (410万円)	520,000	311,940	208,060
640 万円 (458万円)	520,000	337,860	182,140
700 万円 (510万円)	520,000	365,940	154,060
820 万円 (618万円)	520,000	424,260	95,740



上記比較に係る世帯等の設定は、夫婦と子1人の3人世帯、所得者は世帯主のみ、配偶者特別控除(33万円)の適用あり、固定資産税額は42,000円。

広島市・海田町合併協議会協議書

協議事項	介護保険事業の取扱い
------	------------

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
1 高齢者数等の状況（平成 15 年 3 月末現在）		1 高齢者数等の状況（平成 15 年 3 月末現在）	
(1) 高齢者数	176,037 人	(1) 高齢者数	4,192 人
(2) 高齢化率	15.5%	(2) 高齢化率	13.8%
(3) 要介護認定者数	29,778 人	(3) 要介護認定者数	610 人
(4) 出現率	16.9%	(4) 出現率	14.6%
2 第 1 号被保険者保険料（65 歳以上） 平成 15 年度基準額（月額）	3,887 円	2 第 1 号被保険者保険料（65 歳以上） 平成 15 年度基準額（月額）	3,817 円
3 普通徴収の方法によって徴収する第 1 号被 保険者保険料の納期 4 月～3 月（12 期）		3 普通徴収の方法によって徴収する第 1 号被 保険者保険料の納期 7 月～2 月（8 期）	
4 その他各種事務 資料のとおり。		4 その他各種事務 資料のとおり。	

調整方針（案）	<p>介護保険事業は、広島市の制度に統一するものとする。 なお、第 1 号被保険者保険料については、合併後に改めて算定した保険料率に統一するものとする。</p>
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

備 考	<p>第 2 期介護保険事業計画の計画期間：平成 15 年度～平成 19 年度 （5 年を一期とし、3 年ごとに改定）</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------

事務事業名	現 況 比 較	
	広 島 市	海 田 町
介護保険運営協議会の開催（介護保険事業運営委員会）	<p>広島市介護保険運営協議会</p> <p>介護保険の運営に関する諸課題について、市民や地域福祉関係者等の意見を求め、利用者の立場に立った適正かつ円滑な制度の運営に役立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員数 20名 ・委員報酬 11,000円 ・開催回数 3回程度 	<p>海田町介護保険事業運営委員会</p> <p>介護保険事業計画及び老人保健事業計画の策定ならびに町の介護保険事業の円滑な推進に関することについて意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員数 11人 ・委員報酬 6,100円 ・開催回数 1回程度
介護保険広報事業	<p>制度案内パンフレット（制度・事業者案内）の作成</p> <p>インターネットホームページ「広島市の介護保険制度」の設置</p> <p>専用電話「介護保険ほっとライン」の設置</p>	<p>被保険者資格取得者向けしおり及び要介護認定者向けパンフレットの作成</p> <p>専用電話「福祉・介護・医療総合相談窓口」の設置</p>
介護保険事務システムの開発及び運用	<p>システムの概要</p> <p>資格記録管理、受給者管理、給付実績管理、共通管理の各業務を処理（ホスト方式）</p>	<p>システムの概要</p> <p>資格記録管理、受給者管理、給付実績管理、共通管理の各業務を処理（クライアント・サーバ方式）</p>
介護支援専門員育成事業	<p>介護専門員育成のため次の事業を実施している。</p> <p>介護支援専門員定例会議</p> <p>ケアプラン作成基礎演習</p> <p>介護支援専門員資格者の研修参加</p>	<p>介護専門員育成のため次の事業を実施している。</p> <p>地域ケア会議</p> <p>ケアマネージャー活動状況連絡調整会議</p> <p>地域ケア研修会</p> <p>ケアカンファレンス</p> <p>サービス実績調整会議</p>
介護保険利用者負担減免	<p>対象者</p> <p>要介護被保険者等又はその者の世帯の主たる生計維持者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき。</p> <p>主たる生計維持者が死亡又は重大な障害を受け、若しくは長期間入院により、収入が著しく減少したとき。</p> <p>主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休業等により著しく減少したとき。</p> <p>主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。</p> <p>その他市長において特別の事情があると認めるとき。</p> <p>* は給付率を100%、～ は給付率を95%とする。</p>	<p>対象者</p> <p>震災、風災害、火災、落雷その他天災のほか、自己の意思によらない火災、盗難、詐欺、横領その他の人的災害により、被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の居住に供する家屋、家財等を滅失し、又は著しい損害を受けた世帯に属する者</p> <p>前年収入額に対して、当該年の収入額が著しく減少したことにより生活が困難となったと認められる世帯に属する被保険者</p> <p>* は給付率を95～97%、 は給付率を95%とする。</p>
保険料減免（充当未定特財 介護保険特別会計）	<p>次のいずれかの事由に該当する場合、第1号被保険者保険料を減免する。</p> <p>保険料段階が第2段階の者で特に収入等が低い者を対象とした生活困窮者減免</p> <p>入院や失業等により一時的に収入が減少した者を対象とした保険料減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害減免 ・入院、失業による所得激減 ・給付制限 	該当事業なし

事務事業名	現 況 比 較	
	広 島 市	海 田 町
福祉用具貸与利用者負担金助成事業	制度施行の際、要介護・要支援認定を受けており、介護保険対象の福祉用具を利用している世帯非課税の高齢者等について、利用者負担を3%（平成15年7月利用分から6%）とする。	該当事業なし
訪問入浴介護利用者負担金助成事業	制度施行の際、要介護・要支援認定を受けており、現に訪問入浴を利用している世帯非課税の高齢者等について、利用者負担を3%（平成15年7月利用分から6%）とする。	該当事業なし
サービス事業者振興事業	広島市域介護サービス事業者連絡協議会 介護サービス提供事業者管理者研修 居宅介護支援事業者研修会	該当事業なし
ケアプラン指導研修事業	ケアプラン指導研修チームを設置し、ケアプラン指導研修調整会議、ケアプラン作成区別研修会、ケアプラン作成総合検討会を実施する。	該当事業なし
介護相談員派遣事業	介護サービスの提供の場に赴き、利用者及びその家族の相談に応じる等の活動を行う介護相談員を、介護保険施設及び居宅サービス事業を行う事業所に派遣することにより、利用者等の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護サービスの質的向上を図る。	該当事業なし
介護サービス提供モニター事業	居宅サービスを受けている要介護者に実態調査を実施し、介護サービス提供にあたっての課題や利用者側のニーズを把握するとともに、事業者の結果をフィードバックすることにより、介護サービスの質向上を図る。 * 該事業は、緊急雇用対策事業として実施（補助率 10/10）	該当事業なし
島しょ部介護サービス提供支援事業	本市市域内の島しょ部に居住するサービス利用者が事業者を自由に選択できるよう、当該地域外に所在するサービス提供事業者がサービスの提供に際し負担した渡船利用に係る運賃等に対する助成を行う。 ・対象地域 南区似島町及び宇品町金輪島	該当事業なし
介護保険支給限度額超過利用生活困窮者負担助成事業	難病や痴呆により支給限度額を超える介護サービスを利用する必要がある者のうち、特に所得が低い者について、支給限度額を超えた費用の一部を助成する。 助成対象サービス ・訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション ・訪問介護に相当すると認められるサービスで居宅サービス計画に位置付けられているもの 助成額 ・居宅要介護被保険者 支給限度額を超える費用の1/2（上限25千円） ・被保護者 支給限度額を超える費用に相当する額（上限25千円）	該当事業なし

その他法定事項であること等により制度内容が同一のもの

要介護認定等事業（介護認定審査会）
介護保険事業計画策定事業（老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定）
居宅介護サービス給付費支払経費
特例居宅介護サービス給付費支払経費
施設介護サービス給付費支払経費
特例施設介護サービス給付費支払経費
居宅介護福祉用具購入費支払経費
居宅介護住宅改修費支払経費
居宅介護サービス計画給付費支払経費
特例居宅介護サービス計画給付費支払経費
居宅支援サービス給付費支払経費
特例居宅支援サービス給付費支払経費
居宅支援福祉用具購入費支払経費
居宅支援住宅改修費支払経費
居宅支援サービス計画給付費支払経費
特例居宅支援サービス計画給付費支払経費
審査支払手数料支払経費
高額介護サービス費支払経費
財政安定化基金拠出金支払経費
介護給付費準備基金
介護給付費準備基金利子収入積立
保険料等過誤納還付金支払経費
保険料滞納者に係る保険給付制限
訪問介護利用者負担金助成事業（訪問介護利用者負担額軽減対策事業）
障害者訪問介護利用者負担助成事業
社会福祉法人による介護保険利用者負担減免措置助成事業
（社会福祉法人等サービス利用者負担額減免費用助成補助金）
介護保険連絡協議会
住宅改修費支給申請業務支援事業（住宅改修申請書作成事務補助）

広島市・海田町合併協議会協議書

協議事項	保健・福祉事業の取扱い
------	-------------

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
要援護者等の状況（平成 15 年 3 月末現在） （ ）内の数値は対人口比		要援護者等の状況（平成 15 年 3 月末現在） （ ）内の数値は対人口比	
(1) 高齢者数(65 歳以上)	176,037 人(15.5%)	(1) 高齢者数(65 歳以上)	4,192 人(13.8%)
(2) 障害者数(手帳所持者)	42,897 人(3.8%)	(2) 障害者数(手帳所持者)	1,126 人(3.7%)
ア 身体障害(児)者	33,644 人(3.0%)	ア 身体障害(児)者	914 人(3.0%)
イ 知的障害(児)者	5,030 人(0.4%)	イ 知的障害(児)者	127 人(0.4%)
ウ 精神障害者	4,223 人(0.4%)	ウ 精神障害者	85 人(0.3%)
(3) 児童数		(3) 児童数	
ア 18歳未満児童数	208,409 人(18.4%)	ア 18歳未満児童数	5,951 人(19.5%)
イ 就学前児童数	69,281 人(6.1%)	イ 就学前児童数	2,593 人(8.5%)
(4) 生活保護受給者数	14,487 人(1.3%)	(4) 生活保護受給者数	154 人(0.5%)
(5) 被爆者数(被爆者健康手帳所持者)	85,065 人(7.5%)	(5) 被爆者数(被爆者健康手帳所持者)	1,339 人(4.4%)

調整方針（案）	保健・福祉事業は、原則として広島市の制度に統一するものとする。
---------	---------------------------------

備 考	保健・福祉事業の内訳																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>広島市</th> <th>海田町</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島市及び海田町の両方にある事業</td> <td colspan="2">(資料1) 149件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広島市にのみ又は海田町にのみある事業</td> <td>(資料2) 252件</td> <td>(資料3) 16件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>401件</td> <td>165件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	広島市	海田町	備考	広島市及び海田町の両方にある事業	(資料1) 149件			広島市にのみ又は海田町にのみある事業	(資料2) 252件	(資料3) 16件		計	401件	165件	
	区 分	広島市	海田町	備考													
	広島市及び海田町の両方にある事業	(資料1) 149件															
広島市にのみ又は海田町にのみある事業	(資料2) 252件	(資料3) 16件															
計	401件	165件															
<p>広島市及び安芸区並びに海田町の各社会福祉協議会が実施している事業については、「社会福祉法人安芸区社会福祉協議会・社会福祉法人海田町社会福祉協議会・社会福祉法人広島市社会福祉協議会合併協議会」において協議を行う。</p>																	

広島市及び海田町の両方にある事業（149事業）

高齢者福祉施策（25事業）

老人ホーム入所措置
 高齢者短期入所運営事業
 在宅介護支援センター運営事業
 入浴サービス（老人福祉センター）
 徘徊高齢者家族支援サービス事業
 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業
 家族介護慰労金支給事業
 家族介護用品支給事業
 高齢者日常生活用具給付事業
 あんしん電話設置事業
 あんしんホットコール事業
 配食サービス事業
 高齢者の生きがい対策事業
 さわやか大学・老人大学
 いきいきデイサービス事業
 グラウンドゴルフ大会
 フラワーサークル・老人園芸活動
 世代間交流支援事業補助
 高齢者住宅整備資金貸付制度
 老人クラブ補助金
 敬老祝金支給事業
 敬老者用記念品配布事業
 老人集会所の運営
 老人保健医療制度
 老人医療費助成事業

障害者福祉施策（29事業）

心身障害児（者）短期入所事業
 重度身体障害児・者及び重度知的障害児・者日常生活用具の給付
 更生訓練費支給
 身体障害者施設訓練等支援
 知的障害者施設訓練等支援
 知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）
 特別児童扶養手当受付・交付等事務
 心身障害者扶養共済掛金助成
 心身障害者小規模作業所通所者交通費助成
 障害者（障害児）居宅介護事業
 身体障害者（児）補装具交付・修理
 進行性筋萎縮症者療養等給付事業
 更生医療給付
 在宅重度身体障害者訪問審査事業
 心身障害児地域通園事業施設の設置・運営
 障害者デイサービス事業
 重度身体障害者入浴サービス事業
 あんしん電話設置事業
 在宅ねたきり心身障害者見舞金・在宅重度心身障害者援護見舞金
 重度心身障害者介護手当

福祉タクシー等助成事業
身体障害者自動車運転免許取得費給付
身体障害者自動車改造費給付
障害者住宅整備資金貸付事業
障害者有料道路通行料金割引証交付事務
広島地域障害者雇用支援センター事業補助
心身障害者就労促進事業費補助
療養援護金(重度心身障害者)
重度心身障害者医療

児童福祉施策(14事業)

保育所の運営(保育料)*別紙のとおり。
保育所運営費補助(上乗せ補助)
保育所への広域入所
特別保育事業(地域子育て支援センター事業を除く。)
地域子育て支援センター事業
留守家庭子ども会
児童館の運営
子育て短期支援事業
児童手当
特定者用定期乗車券発売
児童福祉年金・手当
乳幼児医療
ひとり親家庭等医療
療養援護金(乳幼児、ひとり親家庭)

その他福祉施策(12事業)

民間社会福祉施設整備費等借入金元利補助金
福祉情報システムの運用
民生委員
災害見舞金・弔慰金
災害援護資金貸付
保健・医療・福祉総合相談窓口業務
社会福祉事業費運営費等補助金
日赤事務局事業
地域福祉基金
母子寡婦福祉連合会補助
国民年金事務(福祉年金を含む。)
戦没者遺家族等援護事務

保健・衛生施策(69事業)

福祉保健まつり
予防接種(集団接種・ポリオ)
予防接種(高齢者インフルエンザ)
機能訓練事業(転倒予防教室、やさしい体操教室、はーとふる体操)
健康相談
健康講座(健康教育)
母子健康手帳発行
ケースカンファレンス(老成人訪問指導調整会議)
1歳6か月児健康診査
3歳児健康診査
1歳6か月児・3歳児精密健康診査

1歳6か月児健康診査フォロー
乳幼児家庭訪問指導
パパママ育児相談指導
マタニティセミナー
母子保健委託事務
児童環境づくり報告
すこやかだより（子育て情報紙）
げんきっ子広場（乳幼児育成支援教室）
老人保健健康手帳
妊産婦乳幼児栄養強化事業
歯科相談
寝たきり高齢者訪問歯科診療事業
「8020」運動推進事業
老人保健事業訪問指導
妊産婦乳幼児保健指導
乳がん検診
痴呆予防事業
ベビーレストラン・らくらく離乳食（離乳食教室）
ひまわり栄養相談（個別栄養相談）
さわやかウォーキング（集団健康教育）
健康アップクッキング（集団健康教育）
基本健診
肝炎ウイルス検診
骨密度測定
胃がん検診
肺がん検診
大腸がん検診
子宮がん検診
健康情報システム
すくすく赤ちゃん（4か月児健康相談）
予防接種事故災害補償
予防接種健康被害調査委員会
一般防疫事業
結核健診
結核予防（ツベルクリン・BCG）
予防接種（個別接種）
精神障害者通院医療費補助
精神保健福祉相談指導事業（訪問指導事業、ボランティア育成講座、団体育成を含む。）
精神障害者社会復帰相談事業（ソーシャルクラブ、社会復帰クラブを含む。）
在宅精神障害者共同作業所通所訓練事業補助・精神障害者就労促進事業費補助
在宅精神障害者共同作業所通所者交通費助成
病院群輪番制
広島市救急医療施設利用
中国地方がんセンター負担金
在宅当番医制
休日診療実施事業
献血に関する事務
食品衛生協会支援事業（食品衛生指導事業補助）
公衆浴場に関する事務（公衆浴場施設整備補助）

墓地改葬申請（改葬許可）

墓地の維持管理

化製場等に関する事務

害虫駆除（ねずみ駆除剤の配布事業）

害虫駆除（公衛協への薬剤支給業務）

害虫駆除（ハチ駆除及び相談業務）

公衆衛生推進協議会への助成

犬の登録

狂犬病予防注射

広島市にのみある事業（252事業）

高齢者福祉施策（27事業）

ねたきり高齢者施設入浴サービス
 痴呆予防・介護事業
 生活指導員派遣事業
 高齢者住宅改造費補助
 ひとり暮らし老人巡回相談事業
 福祉電話貸与事業
 ひとり暮らし老人緊急連絡器具貸与
 訪問介護事業補助
 入所者交流活動事業補助
 施設連盟機関紙発行事業補助
 介護セミナーの開催
 喜生園管理運営
 軽費老人ホーム運営補助
 高齢者福祉関係功労者等表彰
 老人福祉大会開催補助
 生活援助員派遣事業
 民間老人福祉施設理学療法士等雇用費補助
 生活支援ハウス運営事業
 高齢者公共交通機関利用助成（いきいき乗車券）
 老人いこいの家の運営
 老人集会施設の運営
 老人運動広場整備
 老人の日演芸その他行事開催
 高齢者福祉給付金
 公共施設等の減免
 民間介護老人保健施設施設・設備整備補助
 民間介護老人保健施設整備資金利子補助

障害者福祉施策（54事業）

要約筆記奉仕員派遣事業
 視覚障害者（中途失明者）歩行訓練事業
 視覚障害者あて公文書に係る点字サービス事業
 心身障害者福祉のしおり作成業務
 障害者福祉バス運行事業
 障害児（者）地域療育等支援事業
 重症心身障害児（者）通園事業
 知的障害者レクリエーション教室開催事業
 障害者施策推進協議会
 民間心身障害者（児）福祉施設通園バス運行費補助
 民間社会福祉施設重度障害児（者）処遇職員加配補助
 民間知的障害者福祉ホーム運営委託
 知的障害者援護施設通所者交通費助成
 心身障害児福祉施設入所等措置
 社会参加推進センター設置運営費補助
 「障害者110番」運営事業
 障害児子どもまつり開催事業補助
 手話奉仕員派遣事業
 手話相談員設置事業
 身体障害者社会参加促進事業
 療育センターの設置・運営及び開設
 心身障害者福祉関係団体等行事開催補助
 知的障害者生活自立訓練事業
 心身障害者小規模作業所施設賠償責任保険加入費補助
 ろうあ者専門相談員設置事業
 聴覚障害者用ビデオカセットライブラリー事業
 授産製品の開発と普及啓発
 紙屋町地下街ふれ愛プラザ運営補助
 広島市授産事業振興センター運営
 フラワーフェスティバル「ふれあいの広場」設置事業
 福祉電話事業
 重度身体障害者の寝具乾燥消毒事業
 福祉手当支給
 特別障害者手当
 障害児福祉手当
 重度心身障害者福祉給付金の支給
 重度心身障害者介護助成
 障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣
 盲導犬啓発事業

盲ろう者向け通訳介助者養成事業
 身体障害者福祉活動推進事業補助
 障害者住宅改造費補助
 障害者情報バリアフリー推進事業
 聴覚障害者用災害避難情報ファクス送信事業
 知的障害者職業自立訓練事業
 障害者公共交通機関利用助成（いきいき乗車券）
 身体障害者用パソコンソフト・周辺機器等購入費助成事業
 身体障害者手帳の発行
 身体障害者健康診査事業
 療育手帳の発行
 身体障害者相談員設置事業
 知的障害者相談員設置事業
 身体障害者更生相談所管理運営
 知的障害者更生相談所管理運営

児童福祉施策（ 22事業）

児童福祉月間行事
 地域組織活動事業補助
 私立幼稚園預かり保育事業費補助
 保育所地域活動事業
 家庭支援推進保育事業
 乳幼児健康支援一時預かり事業
 家庭的保育等事業（保育ママ）
 保育所入所支度金の支給
 広島市地域活動連絡協議会助成事業
 児童扶養手当
 ふれあい里親事業
 児童養護施設等入所措置
 助産援助事業
 児童養護施設退所児童自立相談指導事業
 児童養護施設入所児童学習指導促進事業
 児童養護施設入所児童スポーツ活動費用等助成事業
 児童養護施設入所児童高等学校進学助成事業
 児童相談所管理運営
 一時保護所管理運営
 児童相談所特別事業
 児童虐待防止対策事業
 里親支援事業

その他福祉施策（ 40事業）

ひとり親家庭等児童訪問援助事業
 母子家庭及び寡婦自立促進対策事業
 ひとり親家庭等介護人派遣事業
 母子家庭育成支援事業
 要保護女子の更生指導
 配偶者からの暴力（DV）専門相談事業
 ひとり親家庭等生活支援講習会事業
 母子相談事業
 母子生活相談事業
 母子生活支援施設入所措置
 母子及び寡婦福祉資金貸付
 広島市鈴峰園管理運営
 寡婦寮管理委託
 ひとり親家庭情報交換事業
 生活保護
 生活保護世帯援護見舞金
 救護院管理運営
 住所不定者対策
 福祉のまちづくりの推進
 リフト付きタクシー整備費補助事業
 社会福祉施設職員等研修
 民間社会福祉施設職員給与改善費補助
 民間社会福祉施設整備費補助金（単市加算分）
 民間社会福祉施設整備費補助金（義務補助分）
 民間社会福祉施設小規模整備等補助金
 民間社会福祉施設整備用地貸付
 民間社会福祉施設産休、病休代替職員雇用費補助
 地域保健・医療・福祉推進連絡会議
 福祉読本の配布
 社会福祉功労者表彰
 福祉事業基金
 成年後見制度利用支援事業

災害救助基金
被災者生活再建支援補助金
中国等からの引揚者等に対する見舞金の支給
援護事業功労者表彰
広島市遺族会運営費補助
広島市傷痍軍人連合会運営費補助
戦傷病者の社会参加等促進事業補助
広島戦没者慰霊祭委員会事業補助

保健・衛生施策（109事業）

糖尿病予防対策事業
元気じゃけんひろしま21推進事業
すこやか食生活プラン推進事業
健康づくり推進事業
喫煙対策推進事業
児童虐待予防対策事業
24時間電話情報サービス事業
一般健康診断事業
節目年齢歯科健診事業
歯科保健教室
妊婦歯科健康診査事業
性感染症予防事業
感染症予防対策事業
結核・感染症発生動向調査事業
エイズ予防対策事業
ハンセン病対策支援事業
神経芽細胞腫検査事業
先天性代謝異常等検査事業
結核患者健康診断
結核患者家族等健康診断
業態者健康診断
結核患者家庭訪問指導
結核定期病状調査
私立学校等結核健康診断補助
結核対策特別促進事業
結核患者医療
精神保健福祉審議会の開催
精神医療審査会の開催
精神障害者医療費公費負担
精神科救急医療システム整備事業
措置診断及び移送業務
措置入院者入院協力事業補助
医療保護入院者の移送業務
精神病院入院者病状審査及び実地指導事業
精神保健福祉センター事業
覚せい剤等相談事業
精神障害者デイケア事業
心の健康づくり大会
精神障害者交流事業
精神障害者スポーツ交流事業
精神障害者社会適応訓練事業
精神障害者ケアマネジメント事業
精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）
精神障害者短期入所事業（ショートステイ）
精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）
民間精神障害者社会復帰施設整備費補助
民間精神障害者社会復帰施設運営費補助
精神保健福祉手帳の発行
精神障害者公共交通機関利用助成
精神障害者福祉タクシー利用助成
精神障害者授産施設通所者交通費助成
育成医療給付事業
未熟児養育医療給付事業
小児慢性特定疾患治療研究事業
妊娠中毒症等療養援護事業
難病患者等短期入所事業
難病患者等日常生活用具給付
難病患者等訪問介護（ホームヘルプサービス）事業
在宅難病患者支援事業
広島難病団体連絡協議会活動費補助
広島市医師会運営・安芸市民病院の運営、整備

保健所等職員派遣研修事業
保健所運営協議会
年末年始小児救急医療事業
休日等歯科救急医療事業
救急医療普及啓発事業
年末年始等救急医療機関情報提供事業
へき地患者輸送車運営事業
学区献血推進協力会運営補助
広島市医師会等保健衛生活動事業補助
災害時医療体制の整備
広島県地域保健対策協議会
広島市連合地区地域保健対策協議会
抗まむし毒血清寄託事業
広島県歯科衛生連絡協議会
心身障害児（者）歯科診療事業補助
広島県歯科衛生士会歯科衛生士活用推進事業補助
診療所管理運営
被爆者対策
被爆者対策（被爆者援護法に基づくものを除く。）
給食施設指導
食品衛生指導事業
残留農薬検査体制強化事業
貝毒対策強化事業
食中毒危機管理強化事業
栄養成分表示基準普及・啓発
H A C C P 導入推進事業
食品衛生責任者養成講習会
地域生活衛生推進事業
食品衛生コンサルタント事業補助
環境衛生情報管理システム
飲料水の衛生対策事業
衛生害虫相談事務
家庭用品安全対策
昆虫駆除委託業務
住まいの衛生対策事業
公衆浴場組合事業補助
公衆浴場施設整備資金利子補助
環境衛生事業功労者市長表彰
食品検査施設事務管理（G L P）事業
ビルメンテナンス業登録等に関する事務
レジオネラ属対策事業
医事薬事指導事業
環境衛生指導事業
毒物劇物指導事業
医事薬事関係の県進達事務
墓地設置（墓地等経営許可）
動物の飼養及び収容に関する事務
犬の引取

海田町にのみある事業（16事業）

名 称	内 容	備 考
ひとり暮らし高齢者等家事援助サービス提供事業	<p>介護保険の認定を受けていない 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、家事援助サービスを提供する。</p> <p>1 サービス内容</p> <p>①調理</p> <p>②衣類の洗濯及び補修</p> <p>③住居等の掃除及び整理整頓</p> <p>④生活必需品の買物</p> <p>⑤関係機関との連絡</p> <p>⑥生活、身上、家事等に関する相談・助言</p> <p>⑦その他必要な家事</p> <p>2 利用者負担</p> <p>介護保険法に基づく要支援者が訪問介護を利用した場合に自己負担する額と同額</p> <p>3 実施委託先</p> <p>安芸地区医師会</p>	<p>【広島市の類似制度】</p> <p>(財)広島市福祉サービス公社実施事業 [市民参加型ホームヘルプサービス (すこやかサービス)]</p> <p>おおむね 65 歳以上の方、年齢を問わず障害のある方、母子・父子家庭の児童、その他公社が特に認めた方にサービスを提供する。</p> <p>1 サービス内容</p> <p>①食事の支度、後片付け</p> <p>②衣類の洗濯、補修</p> <p>③住居の掃除、整理整頓</p> <p>④生活必需品の買物</p> <p>⑤医療機関との連絡、通院介助</p> <p>⑥身のまわりの世話</p> <p>⑦その他公社が必要と認めたサービス</p> <p>2 利用者負担金</p> <p>840 円/時間(事務費 40 円を含む。)及び協力会員の交通費</p>
移送サービス事業	<p>要介護高齢者等を、居宅と在宅福祉サービスや介護予防生きがい活動支援事業を提供する場所及び医療機関との間を移送する際に必要な車輛の貸出しを行う。</p> <p>1 利用対象者</p> <p>おおむね 65 歳以上の高齢者で、下肢が不自由な者及び一般の交通機関を利用することが困難な者</p> <p>2 利用料</p> <p>燃料費を自己負担</p> <p>3 実施委託先</p> <p>海田町社会福祉協議会</p>	

名 称	内 容	備 考
ねたきり老人見舞金 支給事業	<p>ねたきり等の日常生活に支障のある高齢者を居宅で介護している者に対し、見舞金を支給する。</p> <p>1 対象者 65 歳以上の者（居宅において6か月以上寝たきりで常時介護を要し、要介護4又は5の認定を受けた者）と同居し、その生計を維持している者</p> <p>2 支給金額及び回数 6,000 円 2回/年</p>	<p>広島市では平成11年度に同様の制度を廃止し、家族介護慰労金を創設した。 [家族介護慰労金]</p> <p>1 対象者 次のすべてに該当する者を、在宅で、主として介護している家族の者へ支給する。</p> <p>①65 歳以上の高齢者、40～64 歳の介護保険サービスが利用できる特定疾病に該当する者</p> <p>②市民税非課税世帯に属している者</p> <p>③1年間継続して、介護保険の要介護4・5と認定されているか、4・5相当と認められる者</p> <p>④1年間継続して介護保険サービスを利用していない者</p> <p>2 支給額及び回数 10 万円 1回/年 *海田町にも同制度あり</p>
訪問理美容サービス 事業	<p>老衰、心身の障害及び傷病等の理由により一般の理髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者等に対し、訪問による理美容サービスを提供する。</p> <p>1 対象者 ①65 歳以上のひとり暮らし高齢者 ②65 歳以上の高齢者のみの世帯の者 ③身体障害者手帳の所持者 ④介護保険法に規定する要支援・要介護認定者</p> <p>2 利用回数 年 4 回まで</p> <p>3 利用料 ①～③のいずれかに該当する者 1,000 円 ④のみ該当する者 1,500 円</p>	
高齢福祉情報紙発行 事業	<p>高齢者を対象とした、福祉、介護、医療の情報や、生きがい等を紹介する住民参加型情報紙「楽齢」の発行</p> <p>発行回数 3回/年</p>	<p>広島市では、65 歳になった者のいる世帯に「おとしよりと介護者におくる『福祉のことがわかる本』」を民生委員に依頼して配付している。</p>
世代間交流事業	<p>高齢者と異世代との交流を行うことでふれあいを深め、高齢者の生きがいを高めるとともに小児の健全育成の一助とする。</p> <p>1 対象者 地区ごとの老人クラブ</p> <p>2 内容 ガーデニング、ニュースポーツ等</p>	<p>広島市の学区（地区）老人クラブ連合会主催事業として「社会奉仕活動」を実施しており、この事業のメニューとして三世代交流事業がある。本事業に対し(財)広島市老人クラブ連合会を通じて補助金を交付している。</p>

名 称	内 容	備 考
心身障害者福祉年金	心身に障害がある者の福祉の増進を図る。 1 対象者 海田町に 1 年以上居住している身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳④・A・⑤の所持者で、満 20 歳以上の者（家族全員の所得が 300 万円以下） 2 支給額 24,000 円／年	広島市に類似制度はないが、下記の海田町にない心身障害者福祉事業を実施している。 1 重度心身障害者介護保険利用者負担助成 ・補助額 訪問看護、訪問リハビリテーション等に係る利用者負担額 2 障害者住宅改造費補助 ・補助額 住宅改造費（80 万円が限度）に一定の補助率を乗じた額 その他、ガイドヘルパー派遣等
保育所運営審議会	町長の諮問に応じ、保育所の運営に関する重要な事項を審議する。 委員定数：8 人	広島市は審議会を設置しておらず、定員・保育計画等保育所の運営に関する事項は主管課で決定する。
被保護者特別手当	生活保護受給者に慰謝激励のため手当を支給している。 支給額 月額 500 円/人を限度	【広島市の類似制度】 [生活保護世帯援護見舞金] 支給額 ①夏季：1,900～4,100 円 （小中学生加算 500 円） ②冬季：3,000～6,700 円
生活困窮家庭援護見舞金及び小・中学校入学祝金の支給	生活困窮家庭を援護、激励するため見舞金を支給する。 支給額 ①見舞金（年 2 回） 1 世帯につき 5,000 円/年 （1 人増すごとに 1,000 円加算） ②入学祝金（年 1 回） 4,000 円/人	
海田町入学支度金	生活困窮家庭の福祉増進を図るため、高校入学に際し支度金を支給する。 1 対象者 1 年以上海田町に住所を有し、経済的理由のため入学支度金の調達が困難と認められる次のいずれか一つに該当する保護者 ①母子、準母子家庭 ②町長が特に必要と認めた家庭 2 支給額 70,000 円を限度	広島市社会福祉協議会が実施する「広島市奨学金」には、無利子の貸付制度がある。 1 対象者 3 年以上広島市に住所を有し、経済的理由のため高等学校進学が困難な者 2 貸付額 入学支度金：40,000 円
生活指導員	町内生活困窮者の保護指導に当たり、町内社会福祉の増進に努める。 ・定数：民生委員の定数（41 人）	民生委員及び安芸区厚生部生活課保護係のケースワーカーが対応する。

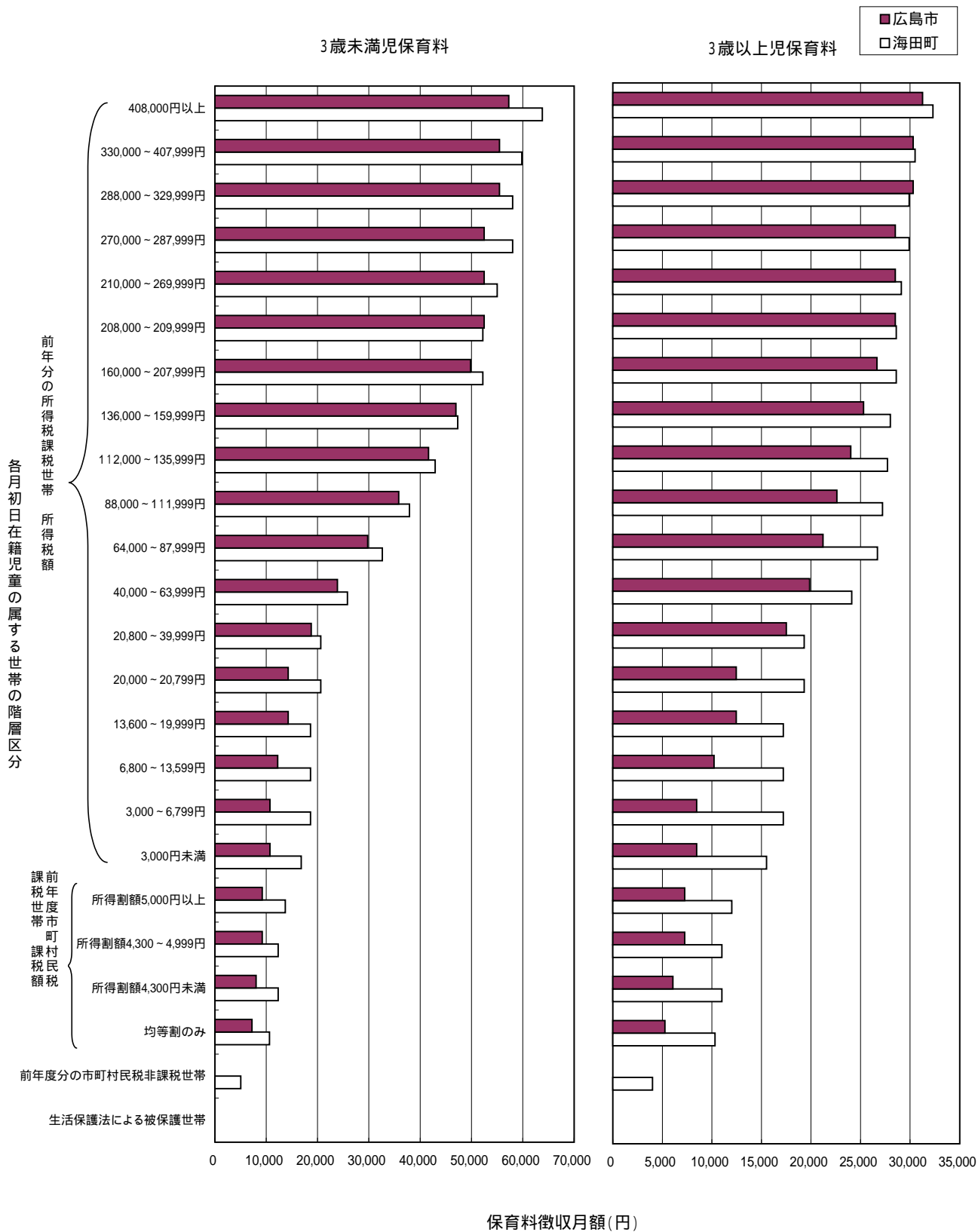
名 称	内 容	備 考
火葬料補助事業	<p>海田町民が広島市内の火葬場を使用する場合は、広島市民と火葬場使用料が異なるため、その差額分を補助する。</p> <p>補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12歳以上 24,500円 ・12歳未満 14,000円 ・死産児 9,800円 	<p>合併に伴い必要がなくなる。</p> <p>【参考】</p> <p>1 広島市の火葬場 永安館、可部火葬場、五日市火葬場</p> <p>2 使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ①12歳以上（市民） 5,500円 （その他）30,000円 ②12歳未満（市民） 4,000円 （その他）18,000円 ③死産児（市民） 2,200円 （その他）12,000円
ヘルスマイト活動支援	<p>食生活改善推進員（ヘルスマイト）に、指導、助言を与え、活動を支援する。</p> <p>1 対象 海田町食生活改善推進員</p> <p>2 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①研修（年8回） 年間の目標に沿った研修、施設見学など ②地区活動（年12回） テーマは糖尿病、親子クッキングなど 	<p>食生活改善推進員（ヘルスマイト）の育成は、広島市の健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21」において、今後取り組むべき課題としている。</p> <p>【広島市の類似制度】</p> <p>1 すこやか食生活プラン推進リーダー（栄養士有資格者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動内容 各区保健センター事業の講師等として活動 <p>2 ヘルスマイト（健康づくりセンターで実施。栄養士・看護師等の有資格者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動内容 健康づくりセンターのイベント企画展等の講師等として活動
胃がん検診（ペプシノゲン法）	<ul style="list-style-type: none"> ①対象者 40歳以上の者 ②実施時期 年2回（春・秋）、各3日間 ③実施場所 保健センター、海田東公民館老人福祉センター ④委託先 広島県環境保健協会 ⑤自己負担金 500円 ⑥内容 問診、血液検査 	
前立腺がん検診（PSA法）	<ul style="list-style-type: none"> ①対象者 40歳以上の者 ②実施時期 年2回（春・秋）、各3日間 ③実施場所 保健センター、海田東公民館老人福祉センター ④委託先 広島県環境保健協会 ⑤自己負担金 500円 ⑥内容 問診、血液検査 	

保育所の運営（保育料）について

現況

広島市	海田町
<p>1 保育料</p> <p>3歳未満児 0～57,250円/月</p> <p>3歳以上児 0～31,250円/月</p> <p>（別添 保育料比較グラフ参照）</p> <p>2 保育所数及び定員</p> <p>公立 88施設 定員 11,100人</p> <p>私立 58施設 定員 6,839人</p> <p>3 開所時間</p> <p>公立</p> <p>7:30～18:30 66か所 〔うち32か所は1時間の延長保育あり〕</p> <p>7:30～17:45 22か所</p> <p>私立</p> <p>7:00～18:00 15か所</p> <p>7:15～18:15 29か所</p> <p>7:20～18:20 1か所</p> <p>7:30～18:00 1か所</p> <p>7:30～18:30 12か所 〔うち43か所は1時間、11か所は2時間、1か所は4時間の延長保育あり〕</p>	<p>1 保育料</p> <p>3歳未満児 0～63,800円/月</p> <p>3歳以上児 0～32,300円/月</p> <p>（別添 保育料比較グラフ参照）</p> <p>2 保育所数及び定員</p> <p>公立 4施設 定員 375名</p> <p>私立 3施設 定員 200名</p> <p>3 開所時間</p> <p>公立</p> <p>7:15～18:15 4か所 〔うち3か所は45分の延長保育あり〕</p> <p>私立</p> <p>7:15～18:15 3か所 〔45分の延長保育あり〕</p>

保育料比較(平成15年度)



広島市・海田町合併協議会協議書

協議事項	ごみ及びし尿処理事業の取扱い
------	----------------

現 況		比 較																																			
広 島 市		海 田 町																																			
<p>1 ごみ処理事業</p> <p>(1) ごみの分別及び収集回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>収集回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ</td> <td>週 2 回</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ (プラスチック類を含む。) ↓ H16.4.1~</td> <td>週 1 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器包装プラスチック ・ 容器包装以外のプラスチック ・ 不燃ごみ </td> <td>週 1 回</td> </tr> <tr> <td>月 2 回</td> </tr> <tr> <td>月 2 回</td> </tr> <tr> <td>資源ごみ</td> <td>月 2 回</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル ↓ H16.4.1~</td> <td>月 2 回</td> </tr> <tr> <td>〔 ペットボトル 〕</td> <td>週 1 回</td> </tr> <tr> <td>有害ごみ</td> <td>月 2 回</td> </tr> <tr> <td>大型ごみ(特定家庭用機器廃棄物を含む。)</td> <td>月 2 回</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	収集回数	可燃ごみ	週 2 回	不燃ごみ (プラスチック類を含む。) ↓ H16.4.1~	週 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器包装プラスチック ・ 容器包装以外のプラスチック ・ 不燃ごみ 	週 1 回	月 2 回	月 2 回	資源ごみ	月 2 回	ペットボトル ↓ H16.4.1~	月 2 回	〔 ペットボトル 〕	週 1 回	有害ごみ	月 2 回	大型ごみ(特定家庭用機器廃棄物を含む。)	月 2 回	<p>1 ごみ処理事業</p> <p>(1) ごみの分別及び収集回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>収集回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ (プラスチック類を含む。)</td> <td>週 2 回</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ</td> <td>週 1 回</td> </tr> <tr> <td>資源ごみ (ペットボトルを含む。)</td> <td>月 1 回</td> </tr> <tr> <td>有害ごみ</td> <td>月 1 回</td> </tr> <tr> <td>大型ごみ</td> <td>年 6 回</td> </tr> <tr> <td>特定家庭用機器廃棄物</td> <td>随時</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	収集回数	可燃ごみ (プラスチック類を含む。)	週 2 回	不燃ごみ	週 1 回	資源ごみ (ペットボトルを含む。)	月 1 回	有害ごみ	月 1 回	大型ごみ	年 6 回	特定家庭用機器廃棄物	随時
区 分	収集回数																																				
可燃ごみ	週 2 回																																				
不燃ごみ (プラスチック類を含む。) ↓ H16.4.1~	週 1 回																																				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器包装プラスチック ・ 容器包装以外のプラスチック ・ 不燃ごみ 	週 1 回																																				
	月 2 回																																				
	月 2 回																																				
資源ごみ	月 2 回																																				
ペットボトル ↓ H16.4.1~	月 2 回																																				
〔 ペットボトル 〕	週 1 回																																				
有害ごみ	月 2 回																																				
大型ごみ(特定家庭用機器廃棄物を含む。)	月 2 回																																				
区 分	収集回数																																				
可燃ごみ (プラスチック類を含む。)	週 2 回																																				
不燃ごみ	週 1 回																																				
資源ごみ (ペットボトルを含む。)	月 1 回																																				
有害ごみ	月 1 回																																				
大型ごみ	年 6 回																																				
特定家庭用機器廃棄物	随時																																				

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
(2) 手数料		(2) 手数料	
	区 分	金 額	
大型ごみ収集 運搬手数料	特定家庭用機器廃棄物	3,000 円/個	
	その他の大型ごみ	250 円 ~ 1,250 円/個	
固形状一般廃 棄物処分手 料	焼却施設へ搬入する場合	10kg までご とに 80 円	
	破碎施設へ搬入する場合		
	埋立施設へ搬入する場合		
固形状一般廃 棄物再生処 理手数料	再生施設へ搬入する場合	10kg までご とに 60 円	
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 (有効期間 2 年)		11,000 円	
一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料		11,000 円	
一般廃棄物処分業許可申請手数料 (有効期間 2 年)		11,000 円	
一般廃棄物処分業許可更新申請手数料		11,000 円	
(3) 資源物回収奨励金 なし		(3) 資源物回収奨励金 資源物売払金の一部を回収協力自治会に奨励 金として交付 平成 15 年度予算額 8,858 千円	
	区 分	金 額	
大型ごみ収集 運搬手数料	特定家庭用機器廃棄物	3,000 円/個	
	”(自己搬入)	2,500 円/個	
	その他の大型ごみ	無料	
固形状一般廃 棄物処分手 料	焼却施設へ搬入する場合	10kg までご とに 80 円	
	埋立施設へ搬入する場合		
固形状一般廃 棄物再生処 理手数料	なし		
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 (有効期間 2 年)		10,000 円	
一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料		10,000 円	
一般廃棄物処分業許可申請手数料 (有効期間 2 年)		10,000 円	
一般廃棄物処分業許可更新申請手数料		10,000 円	

現 況		比 較		
広 島 市		海 田 町		
2 し尿処理事業 手数料		2 し尿処理事業 手数料		
区 分		金 額		
一 般 家 庭	基 本 料	ホース 30m 未満	1 か月 1 人につき 2 0 0 円	
		ホース 30m 以上 又は市長が定める 特殊な作業方法に より収集する場合	1 か月 1 人につき 2 4 0 円	
	加 算 料	ホース 30m 未満	月 2 回以上 収集する 場合	2 回目から 1 回 1 人につき 4 0 円
			2 便槽以上 収集する 場合	2 便槽目から 1 便 槽 1 人につき 4 0 円
		ホース30m以 上又は市長 が定める特 殊な作業方 法により収 集する場合	月 2 回以上 収集する 場合	2 回目から 1 回 1 人につき 8 0 円
		2 便槽以上 収集する 場合	2 便槽目から 1 便 槽 1 人につき 8 0 円	
一般家庭以外		18 戸につき 8 0 円		
		人頭割(1 か月 1 人につき)		
一 般 家 庭	基 本 料	ホース 30m 未満	1 回につき 2 7 0 円	
		ホース 30m 以上 60m 未満	1 回につき 5 1 5 円	
	加 算 料	ホース 60m 超の 所	ホース 10m 増すごとに 1 2 0 円	
		2 便槽以 上	2 便槽目から 1 便槽につ き 2 7 0 円	
		パイプ式 無臭トイ レ	腐敗槽内を収集した 場合に限り、人頭割 1 人分料金	
		月 2 回以上収集 する場合	2 回目から 1 回につき ホース 30m 未満 6 8 5 円 ホース 30m 以上 9 4 5 円	
一 般 家 庭 以 外	ホース 30m 未満	18 戸ごとに 2 0 5 円		
	ホース 30m 以上	18 戸ごとに 2 2 0 円		

調整方針(案)	<p>ごみ及びし尿処理事業については、広島市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、大型ごみを除くごみの分別方法並びに収集の方法及び回数については、合併の日から平成 19 年 3 月 31 日までの間、現行のとおりとする。</p>
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備 考	大型ごみには、特定家庭用機器廃棄物を含む。
-----	-----------------------

協議事項	水道事業の取扱い
------	----------

現 況		比 較				
広 島 市		海 田 町				
1 水道料金 (1) 基本料金(1か月につき)		1 水道料金 (1) 基本料金(1か月につき)				
用途	基本水量	用途	基本水量			
家事用 業務用 公衆浴場用 プール用	10m ³	13mm	810円	一般用	8m ³	560円
		20mm	860円	業務用	8m ³	700円
		25mm	910円	公衆浴場用	-	-
		40mm	1,200円	プール用	-	-
		50mm	2,425円	(消費税及び地方消費税は含まない。)		
		75mm	2,975円	(2) 従量料金(1か月につき)		
		100mm	3,590円	用途	使用水量の区分	金額 (1m ³ につき)
		150mm	5,375円	一般用	8m ³ を超え 10m ³ まで	90円
		200mm	6,930円		10m ³ を超え 15m ³ まで	100円
		250mm	10,220円		15m ³ を超え 20m ³ まで	120円
300mm	14,605円	20m ³ を超え 30m ³ まで	130円			
(消費税及び地方消費税は含まない。)			30m ³ を超え 40m ³ まで		150円	
(2) 従量料金(1か月につき)			40m ³ を超え 100m ³ まで		160円	
用途	使用水量の区分	金額 (1m ³ につき)	業務用	8m ³ を超え 10m ³ まで	110円	
家事用	10m ³ を超え 15m ³ まで	106円		10m ³ を超え 20m ³ まで	120円	
	15m ³ を超え 20m ³ まで	168円		20m ³ を超え 30m ³ まで	150円	
	20m ³ を超え 40m ³ まで	203円		30m ³ を超え 40m ³ まで	160円	
	40m ³ を超え 100m ³ まで	229円		40m ³ を超え 100m ³ まで	190円	
	100m ³ を超えるもの	241円		100m ³ を超えるもの	220円	
業務用	10m ³ を超え 15m ³ まで	106円	(消費税及び地方消費税は含まない。)			
	15m ³ を超え 20m ³ まで	193円	(2) 従量料金(1か月につき)			
	20m ³ を超え 40m ³ まで	228円	用途	使用水量の区分	金額 (1m ³ につき)	
	40m ³ を超え 100m ³ まで	257円	一般用	8m ³ を超え 10m ³ まで	90円	
	100m ³ を超え 200m ³ まで	288円		10m ³ を超え 15m ³ まで	100円	
200m ³ を超えるもの	316円	15m ³ を超え 20m ³ まで		120円		
(消費税及び地方消費税は含まない。)				20m ³ を超え 30m ³ まで	130円	
(2) 従量料金(1か月につき)				30m ³ を超え 40m ³ まで	150円	
(2) 従量料金(1か月につき)				40m ³ を超え 100m ³ まで	160円	
用途	使用水量の区分	金額 (1m ³ につき)	業務用	8m ³ を超え 10m ³ まで	110円	
家事用	10m ³ を超え 15m ³ まで	106円		10m ³ を超え 20m ³ まで	120円	
	15m ³ を超え 20m ³ まで	168円		20m ³ を超え 30m ³ まで	150円	
	20m ³ を超え 40m ³ まで	203円		30m ³ を超え 40m ³ まで	160円	
	40m ³ を超え 100m ³ まで	229円		40m ³ を超え 100m ³ まで	190円	
	100m ³ を超えるもの	241円		100m ³ を超えるもの	220円	
業務用	10m ³ を超え 15m ³ まで	106円	(消費税及び地方消費税は含まない。)			
	15m ³ を超え 20m ³ まで	193円	(2) 従量料金(1か月につき)			
	20m ³ を超え 40m ³ まで	228円	用途	使用水量の区分	金額 (1m ³ につき)	
	40m ³ を超え 100m ³ まで	257円	一般用	8m ³ を超え 10m ³ まで	90円	
	100m ³ を超え 200m ³ まで	288円		10m ³ を超え 15m ³ まで	100円	
200m ³ を超えるもの	316円	15m ³ を超え 20m ³ まで		120円		
(消費税及び地方消費税は含まない。)				20m ³ を超え 30m ³ まで	130円	
(2) 従量料金(1か月につき)				30m ³ を超え 40m ³ まで	150円	
(2) 従量料金(1か月につき)				40m ³ を超え 100m ³ まで	160円	
用途	使用水量の区分	金額 (1m ³ につき)	業務用	8m ³ を超え 10m ³ まで	110円	
家事用	10m ³ を超え 15m ³ まで	106円		10m ³ を超え 20m ³ まで	120円	
	15m ³ を超え 20m ³ まで	168円		20m ³ を超え 30m ³ まで	150円	
	20m ³ を超え 40m ³ まで	203円		30m ³ を超え 40m ³ まで	160円	
	40m ³ を超え 100m ³ まで	229円		40m ³ を超え 100m ³ まで	190円	
	100m ³ を超えるもの	241円		100m ³ を超えるもの	220円	
業務用	10m ³ を超え 15m ³ まで	106円	(消費税及び地方消費税は含まない。)			
	15m ³ を超え 20m ³ まで	193円	(2) 従量料金(1か月につき)			
	20m ³ を超え 40m ³ まで	228円	用途	使用水量の区分	金額 (1m ³ につき)	
	40m ³ を超え 100m ³ まで	257円	一般用	8m ³ を超え 10m ³ まで	90円	
	100m ³ を超え 200m ³ まで	288円		10m ³ を超え 15m ³ まで	100円	
200m ³ を超えるもの	316円	15m ³ を超え 20m ³ まで		120円		
(消費税及び地方消費税は含まない。)				20m ³ を超え 30m ³ まで	130円	
(2) 従量料金(1か月につき)				30m ³ を超え 40m ³ まで	150円	
(2) 従量料金(1か月につき)				40m ³ を超え 100m ³ まで	160円	

現 況			比 較																				
広 島 市			海 田 町																				
公衆浴場用	10m ³ を超え 15m ³ まで	106 円	公衆浴場用	1m ³ につき	70 円																		
	15m ³ を超えるもの	62 円	プール用	1m ³ につき	120 円																		
プール用	10m ³ を超えるもの	116 円	臨時用	1m ³ につき	300 円																		
特別給水	1m ³ につき	159 円	(消費税及び地方消費税は含まない。)																				
(消費税及び地方消費税は含まない。)			2 メーター使用料(1か月につき)																				
2 メーター使用料 なし			<table border="1"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>60 円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>110 円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>120 円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>1,150 円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>1,520 円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>1,920 円</td> </tr> <tr> <td>100mm を超えるもの</td> <td>町長が別に定める。</td> </tr> </tbody> </table>			口 径	金 額	13mm	60 円	20mm	110 円	25mm	120 円	40mm	300 円	50mm	1,150 円	75mm	1,520 円	100mm	1,920 円	100mm を超えるもの	町長が別に定める。
口 径	金 額																						
13mm	60 円																						
20mm	110 円																						
25mm	120 円																						
40mm	300 円																						
50mm	1,150 円																						
75mm	1,520 円																						
100mm	1,920 円																						
100mm を超えるもの	町長が別に定める。																						
			(消費税及び地方消費税は含まない。)																				

現 況 比 較

(参考)

使用水量別料金比較(1か月につき)

用途	口径	使用水量	広島市(A)	海田町(B)	比較(A)-(B)
家事用	13mm	8 m ³	810 円	620 円	190 円
		10 m ³	810 円	800 円	10 円
		20 m ³	2,180 円	1,900 円	280 円
		30 m ³	4,210 円	3,200 円	1,010 円
	20mm	8 m ³	860 円	670 円	190 円
		10 m ³	860 円	850 円	10 円
		20 m ³	2,230 円	1,950 円	280 円
		30 m ³	4,260 円	3,250 円	1,010 円
	25mm	8 m ³	910 円	680 円	230 円
		10 m ³	910 円	860 円	50 円
		20 m ³	2,280 円	1,960 円	320 円
		30 m ³	4,310 円	3,260 円	1,050 円
業務用	13mm	8 m ³	810 円	760 円	50 円
		10 m ³	810 円	980 円	170 円
		20 m ³	2,305 円	2,180 円	125 円
		30 m ³	4,585 円	3,680 円	905 円
	20mm	8 m ³	860 円	810 円	50 円
		10 m ³	860 円	1,030 円	170 円
		20 m ³	2,355 円	2,230 円	125 円
		30 m ³	4,635 円	3,730 円	905 円
	25mm	8 m ³	910 円	820 円	90 円
		10 m ³	910 円	1,040 円	130 円
		20 m ³	2,405 円	2,240 円	165 円
		30 m ³	4,685 円	3,740 円	945 円
	40mm	200 m ³	51,475 円	38,920 円	12,555 円
		300 m ³	83,075 円	60,920 円	22,155 円
	50mm	400 m ³	115,900 円	83,770 円	32,130 円
		500 m ³	147,500 円	105,770 円	41,730 円
公衆浴場用	40mm	2,000 m ³	124,800 円	140,300 円	15,500 円
プール用	75mm	1,000 m ³	117,815 円	121,520 円	3,705 円
		2,000 m ³	233,815 円	241,520 円	7,705 円
	100mm	1,000 m ³	118,430 円	121,920 円	3,490 円
		2,000 m ³	234,430 円	241,920 円	7,490 円

注1 太枠内は、海田町の家事用で設置件数が最も多い口径13mm、平均使用水量20m³/月の料金。

2 海田町の料金は、メーター使用料を含む。

3 消費税及び地方消費税は含まない。

現 況 比 較

3 施設整備納付金

メ-タ-の口径	広島市 (A)	海田町 (B)	比較 (A)-(B)
13mm	50,000 円	45,000 円	5,000 円
20mm	125,000 円	110,000 円	15,000 円
25mm	230,000 円	200,000 円	30,000 円
40mm	800,000 円	650,000 円	150,000 円
50mm	1,500,000 円	1,300,000 円	200,000 円
75mm	4,400,000 円	3,200,000 円	1,200,000 円
100mm	8,800,000 円	6,300,000 円	2,500,000 円
150mm	24,800,000 円	16,500,000 円	8,300,000 円
200mm	52,800,000 円	町長が別に定める。	-
250mm 以上	管理者が別に定める。		

(消費税及び地方消費税は含まない。)

4 設計審査手数料・工事検査手数料(1工事につき)

メ-タ-の口径	設計審査手数料			工事検査手数料		
	広島市 (A)	海田町 (B)	比較 (A)-(B)	広島市 (C)	海田町 (D)	比較 (C)-(D)
13mm	1,500 円	1,000 円	500 円	1,800 円	1,500 円	300 円
20mm	2,500 円	1,500 円	1,000 円	2,800 円	2,000 円	800 円
25mm		2,000 円	500 円		3,000 円	200 円
40mm	4,000 円	3,000 円	1,000 円	5,100 円	4,000 円	1,100 円
50mm	6,300 円	4,000 円	2,300 円	8,000 円	5,000 円	3,000 円
75mm		5,000 円	1,300 円		6,000 円	2,000 円
100mm	11,300 円	10,000 円	1,300 円	13,400 円	11,000 円	2,400 円
150mm						
200mm 以上	19,200 円		9,200 円	23,300 円		12,300 円

調整方針(案)

海田町が経営する水道事業は、広島市が引き継ぎ、広島市の制度に統一するものとする。ただし、水道料金(メ-タ-使用料を含む。)については、合併の日から平成18年3月31日までの間、現行のとおりとする。

(参考)
事業概要

平成 15 年 3 月 31 日現在

区 分	広 島 市	海 田 町
行政区域内人口	1,196,345 人 (1,133,264 人)	30,441 人
給水区域内人口 (A)	1,195,830 人 (1,132,749 人)	30,441 人
給 水 人 口 (B)	1,157,316 人 (1,094,401 人)	30,089 人
普 及 率 (B) / (A)	96.8% (96.6%)	98.8%
施 設 能 力	628,100m ³ /日	17,300m ³ /日
年 間 給 水 量	149,104,814m ³	3,958,572m ³
1 日最大給水量	523,299m ³ /日	13,402m ³ /日
1 日平均給水量	408,506m ³ /日	10,845m ³ /日

注 1 広島市は、府中町及び坂町を含む。

2 ()内は、広島市のみの数値

備 考

広島市・海田町合併協議会協議書

協議事項	下水道事業の取扱い
------	-----------

現 況		比 較																													
広 島 市		海 田 町																													
1 下水道使用料 (1) 使用料体系(1か月につき)		1 下水道使用料 (1) 使用料体系(1か月につき)																													
区 分	料 金	区 分	料 金																												
一 般 家庭汚水	基本料金	~10m ³	6 2 5 円																												
	超過料金 (1 m ³ 当 たり)	11~15m ³	8 8 円																												
		16~20m ³	1 3 5 円																												
		21~40m ³	1 9 4 円																												
		41~100m ³	2 5 9 円																												
	101m ³ ~	2 8 7 円																													
営業汚水	基本料金	~10m ³	6 2 5 円																												
	超過料金 (1 m ³ 当 たり)	11~15m ³	8 8 円																												
		16~20m ³	1 4 6 円																												
		21~40m ³	2 1 3 円																												
		41~100m ³	2 7 1 円																												
		101~200m ³	3 3 0 円																												
		201~500m ³	3 6 9 円																												
		501~1000m ³	4 0 0 円																												
	1001m ³ ~	4 2 8 円																													
公衆浴場 汚 水	基本料金	~10m ³	6 2 5 円																												
	超過料金 (1 m ³ 当 たり)	11~15m ³	8 8 円																												
		16~20m ³	1 3 5 円																												
	21m ³ ~	3 5 円																													
プール及び土木工事 等による汚水	1 m ³ につき		1 4 7 円																												
(消費税及び地方消費税は含まない。)																															
2 下水道事業受益者負担金		2 下水道事業受益者負担金																													
(1) 負担金単価 1 8 7 円 / m ²		(1) 負担金単価 4 6 0 円 / m ²																													
(2) 徴収方法 2 0 回(年4回×5年)		(2) 徴収方法 1 0 回(年2回×5年)																													
(3) 納 期 8月、10月、12月、2月		(3) 納 期 8月、2月																													
(4) 前納報奨金 0 . 3 / 1 0 0、上限1 0 万円		(4) 前納報奨金 0 . 2 5 / 1 0 0、上限5 万円																													
(5) 徴収猶予 農地6年		(5) 徴収猶予 農地1 0 年																													
		<table border="1"> <tr> <td>一 般 家庭汚水</td> <td>基本料金</td> <td colspan="2">広島市と同じ。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>超過料金 (1 m³ 当 たり)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>営 業 用 汚 水</td> <td>基本料金</td> <td colspan="2">広島市と同じ。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>超過料金 (1 m³ 当 たり)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>公衆浴場 汚 水</td> <td>基本料金</td> <td>~100m³</td> <td>3 , 5 0 0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>超過料金 (1 m³ 当 たり)</td> <td>101m³~</td> <td>4 6 円</td> </tr> <tr> <td>プール及び土木工事 等による汚水</td> <td>1m³につき</td> <td></td> <td>1 5 5 円</td> </tr> </table>		一 般 家庭汚水	基本料金	広島市と同じ。			超過料金 (1 m ³ 当 たり)			営 業 用 汚 水	基本料金	広島市と同じ。			超過料金 (1 m ³ 当 たり)			公衆浴場 汚 水	基本料金	~100m ³	3 , 5 0 0 円		超過料金 (1 m ³ 当 たり)	101m ³ ~	4 6 円	プール及び土木工事 等による汚水	1m ³ につき		1 5 5 円
一 般 家庭汚水	基本料金	広島市と同じ。																													
	超過料金 (1 m ³ 当 たり)																														
営 業 用 汚 水	基本料金	広島市と同じ。																													
	超過料金 (1 m ³ 当 たり)																														
公衆浴場 汚 水	基本料金	~100m ³	3 , 5 0 0 円																												
	超過料金 (1 m ³ 当 たり)	101m ³ ~	4 6 円																												
プール及び土木工事 等による汚水	1m ³ につき		1 5 5 円																												

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
3 処理開始区域等の告示	3 処理開始区域等の告示	(1) 告示の時期 毎月20日等	(1) 告示の時期 翌年度4月1日(年1回)
(2) 告示内容	(2) 告示内容	ア 表示 町名のみ	ア 表示 町名のみ
イ 図面 都市計画オンライン上の図面	イ 図面 区画割図(1/2500)		
4 私道内排水設備布設工事費補助金	4 私道内排水設備布設工事費補助金	(1) 交付対象 私道内で排水設備の布設工事を行う者	(1) 交付対象 私道内で排水設備の布設工事を行う者
(2) 補助金の額 布設工事に要する経費として市長が認定する額の3/4の額	(2) 補助金の額 布設工事に要する経費として町長が認定する額の2/3の額		
5 水洗便所設備資金貸付金	5 水洗便所設備資金貸付金	(1) 貸付対象	(1) 貸付対象
ア くみ取り便所を水洗便所に改造する工事	ア くみ取り便所を水洗便所に改造する工事	イ し尿浄化槽の廃止工事	イ し尿浄化槽の廃止工事
ウ 5人以上のし尿浄化槽の廃止工事	ウ 3人以上のし尿浄化槽の廃止工事	(2) 貸付限度額(償還金額)	(2) 貸付限度額(償還金額)
ア 1戸につき52万円(1万円/月)	ア 1戸につき50万円(1万円/月)	イ 1基につき50万円(1万円/月)	イ 1基につき40万円(8千円/月)
ウ 1基につき250万円[認定工事の8割] (40で除して得た額/月)	ウ 1基につき250万円(5万円/月)	(3) 貸付利子 無利子	(3) 貸付利子 無利子
(4) 償還方法 貸し付けた月の翌月からの月賦償還	(4) 償還方法 貸し付けた月の翌月から50か月以内の月賦償還	(5) 延滞利息 年10.22%	(5) 延滞利息 年14.6%

調整方針(案)	下水道事業は、広島市の制度に統一するものとする。
---------	--------------------------

備

考

1 下水道事業受益者負担金

合併前に海田町が決定した徴収猶予期間は、当該徴収猶予期間満了の日までとする。また、負担金の額は、海田町が決定した額とする。

2 水洗便所設備資金貸付金

合併前に海田町が決定した貸付金の償還方法等は、海田町条例の例による。

(参考)

事業概要

平成15年3月31日現在

区 分	広 島 市	海 田 町
行政区域内人口	1,133,264人	30,441人
処理区域内人口	1,031,930人	22,273人
人口普及率	91.1%	73.2%
処理能力	652,175 m ³	90,200 m ³
年間処理水量	145,783,876 m ³	1,638,997 m ³
一日平均処理水量	399,408 m ³ /日	4,490 m ³ /日

注) 海田町の処理能力は、広島県東部浄化センターの処理能力を示し、広島市の処理能力は、広島県東部浄化センター及び廿日市市廿日市浄化センターを含めた市域の全処理場の処理能力を示している。